

平成27年6月定例会

浪江町議会会議録

平成27年6月 9日 開会

平成27年6月17日 閉会

浪 江 町 議 会

平成27年浪江町議会6月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月9日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	19
若月芳則君	19
小黒敬三君	29
紺野榮重君	47
渡邊泰彦君	66
馬場 績君	82
延会について	105
延会の報告	105

第 2 号 (6月10日)

議事日程	107
出席議員	109
欠席議員	109
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	109
職務のため出席した者の職氏名	109
開議の宣告	111
議事日程の報告	111
一般質問	111
山本幸一郎	111
請願・陳情の付託	130

議案第60号から報告第6号一括上程、説明	130
次回日程の報告	149
散会の宣告	149

第 3 号 (6月17日)

議事日程	151
出席議員	153
欠席議員	153
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	153
職務のため出席した者の職氏名	153
開議の宣告	155
議事日程の報告	155
発言の訂正	155
議案第60号の質疑、討論、採決	155
議案第61号の質疑、討論、採決	156
議案第62号の質疑、討論、採決	158
議案第63号の質疑、討論、採決	159
議案第64号の質疑、討論、採決	159
議案第65号の質疑、討論、採決	162
議案第66号の質疑、討論、採決	164
議案第67号の質疑、討論、採決	165
議案第68号の質疑、討論、採決	167
議案第69号の質疑、討論、採決	168
議案第70号の質疑、討論、採決	169
議案第71号の質疑、討論、採決	170
議案第72号の質疑、討論、採決	171
議案第73号の質疑、討論、採決	172
議案第74号の質疑、討論、採決	174
議案第75号の質疑、討論、採決	188
議案第76号の質疑、討論、採決	191
諮問第1号の質疑、採決	191
報告第1号の質疑	192
報告第2号の質疑	192
報告第3号の質疑	192
報告第4号の質疑	193
報告第5号の質疑	193
報告第6号の質疑	193
請願・陳情審査報告	193
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	193

陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	195
双葉地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙	196
浪江町農業委員会委員の推薦について	197
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	198
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	199
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	200
町長あいさつ	200
閉会の宣告	201

浪江町告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、
平成 27 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 27 年 5 月 15 日

浪江町長 馬 場 有

- 1 期 日 平成 27 年 6 月 9 日（火） 午前 9 時
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ 573 番地
浪江町役場二本松事務所

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	小黒敬三君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 7 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 7 年 6 月 9 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	小黒敬三君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	中田喜久君
復興推進課長	山本邦一君	町民税務課長	武隈吉美君
産業・賠償対策課長	岩野善一君	ふるさと再生課長	鈴木政己君
復旧事業課長	三瓶徳久君	健康保険課長兼 仮設津島診療所長	居村勲君
介護福祉課長	佐藤祐一君	生活支援課長	大原教知君
津波被災地対策課長	安倍靖君	会計管理者 兼出納室長	佐藤尚弘君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	清水佳宗	次長	横山秀樹
-------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

○議長（吉田数博君） おはようございます。東日本大震災から4年3カ月が過ぎようとしております。6月定例会に先立ち、地震、津波により犠牲になられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと存じます。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。ご着席ください。

地球温暖化防止の観点から5月から9月までクールビズを実施しております。そのため、各議員には節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮しております。執行部におきましても趣旨をご理解いただきたいと思います。

なお、暑い方は上着を外しても結構でございます。

なお、議会だよりに掲載するために事務局で会議中の様子を写真撮影いたしますのでご了解ください。

また、テレビ局から映像撮影の申し出がありますので、これを許可したいと思いますのでご了承願います。

佐々木恵寿議員、佐藤文子議員のお二人が、福島県町村議会議長会より、自治功労者の表彰を受けました。会議に先立ち、表彰状の伝達を行います。

まず、佐々木恵寿議員、前へお進みください。

表彰状、佐々木恵寿殿。あなたは、多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成27年6月5日、福島県町村議会議長会会長、目黒静雄。

[拍手]

○議長（吉田数博君） 佐藤文子議員、前へお進みください。

表彰状、佐藤文子殿。あなたは、多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成27年6月5日、福島県町村議会議長会会長、目黒静雄。

[拍手]

○議長（吉田数博君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、平成27年6月浪江町議会定例会を

開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、5番、平本佳司君、6番、松田孝司君、7番、山崎博文君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。今期定例会の会期はお手元に配付のとおり、本日から17日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から17日までの9日間といたします。
会期中の会議についてお諮りいたします。9日、10日、17日を本会議とし、11日、12日、15日、16日は全員協議会、委員会等のため休会といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、会期中の会議はこのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

◎行政報告

○議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いします。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） おはようございます。

平成27年浪江町議会6月定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。東日本大震災の発生から4年3カ月が経過しようとしております。改めてこの震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

また、今なお、県内外に避難を余儀なくされ、先行きが見えない中、辛く厳しい生活を強いられている町民の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

さて、去る5月24日に「平成28年度以降の復旧・復興のあり方に関する市町村長と知事との意見交換会」が県庁で開催され、県知事や避難地域の市町村長などが一堂に集い、国が示した集中復興期間である平成28年度以降の復旧・復興のあり方について、意見交換会を行いました。

会議では、国が示した復興予算の一部を地方負担とすることについて、原発被災12市町村事業については、自治体負担がゼロとされたことは評価したいが、広域自治体である県が負担を求められれば、県事業が進まなくなり、結果的に復興に遅れが生じることが懸念されるため、事業主体を問わず、福島県全体の負担を求めないよう要望すべきであると強く求めてまいりました。浪江町はようやく復旧のスタートラインについたところであり、復旧・復興に水を差すことのないよう、今後とも積極的に国や県に働きかけてまいりたいと思います。

続きまして、町政の執行状況について報告させていただきます。

始めに、自治体賠償について、ご報告いたします。

5月26日に、東京電力株式会社に対し、自治体としての損害賠償請求を行いました。請求額は5億299万7434円です。内容は、事故発生時から平成23年度末までに発生した事故対応に係る一般会計の経費等であります。主なものは、職員の時間外勤務手当、二本松事務所及び各出張所の使用料、コールセンター運営費などであります。

なお、証ひょう等の突合の必要があるため、支払期限を本年12月25日といたしました。また、平成24年度以降の分については、算定が完了し次第、順次請求してまいります。

次に、浪江町消防団の活動についてご報告いたします。

4月5日に、浪江町役場二本松事務所において、平成27年度浪江町消防団辞令交付式が行われ、班長以上の幹部団員に佐々木保彦団長より辞令が交付されました。なお、消防団員については全国各地

に避難している中、検閲式等の訓練に参加されているほか、毎週日曜日、町内の防犯パトロールに協力をいただいているところであります。

次に、浪江町防災会議についてご報告いたします。

5月28日に、浪江町役場二本松事務所において、浪江町地域防災計画の改定を目的とした浪江町防災会議を地元関係者はじめ、磐城森林管理署長ほか39名の方々を委員とし開催いたしました。原子力災害からの帰町に向けて、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた地域防災計画とするために改定するものであります。平成28年度末の改定を予定しております。

次に、浪江町防犯見守り隊についてご報告いたします。

昨年12月1日より、浪江町の防犯と安全確保を目的とし、浪江町防犯見守り隊による活動を実施しておりますが、6月1日より、公募により委嘱した新たな7名を加え総勢47名体制で、これまでより1台増となる車両3台による防犯パトロールを実施しております。これにより更なる防犯効果の向上へつながるものと考えております。

次に、復興祈念公園についてご報告いたします。

福島県における復興祈念公園については、4月27日の第39回新生ふくしま復興推進本部会議において、浪江・双葉エリアを候補地として決定されました。町の復興にとって大きな弾みとなるものと期待しております。復興祈念公園が、両町ひいては福島県の復興に大きく寄与する施設となるよう、その整備に向けて、関係機関と協力し取り組んでまいります。

次に、イノベーション・コースト構想の具現化について、ご報告いたします。

国が推進している「浜通り地域の新たな産業基盤の構築と広域的な視点でのまちづくり」を目指した「イノベーション・コースト構想」につきましては、昨年12月に浜通りの市町村長と、関係省庁などで構成する推進会議が設置され、これまで5回にわたって検討が行われました。そして「ロボット研究・実証拠点整備」「国際産学連携拠点整備」「スマート・エコパーク整備」の3つのプロジェクトについてとりまとめ、先日、短期・中長期に分けた取り組みを検討、実施することの中間整理がなされたところであります。

また、県が同時に検討を進めてきた「農林水産分野」と「エネルギー関連産業分野」のプロジェクトにつきましても、第1次取りまとめがなされ、国の推進会議に提言されたところであります。町といたしましては、双葉郡北部の復興拠点としての役割と、ふるさと

の再生に向けて、引き続き積極的に国、県に提案してまいりたいと考えております。

次に、福島12市町村の将来像に関する有識者検討会について、ご報告いたします。

福島12市町村の将来像につきましては、国が主体となり昨年12月に有識者検討会が設置され、中長期かつ広域的な視点から「30～40年後の12市町村の将来像」について総合的な検討が進められてきました。本検討会では、同時に進められてきたイノベーション・コースト構想推進会議からの提言を踏まえ、総合的な12市町村全体の絵姿を、平成28年度政府予算の概算要求前までに取りまとめることとしております。検討会には、知事が地元有識者として参画しておりますが、下部の会議体として副首長級の意見交換会が設置されております。町といたしましては、イノベーション・コースト構想同様、ふるさとの再生に向けて、引き続き積極的に国に提案してまいりたいと考えております。

次に、交流・情報発信拠点整備事業についてご報告いたします。

町民の帰町に向けて、交通の要所である国道6号線沿線に、浪江町の復興の象徴であり、再生の足掛かりとなる「交流・情報発信拠点施設」を整備することとしております。5月21日には基本計画の策定にあたり、公募型プロポーザルを実施し、委託業者を決定いたしました。今後は基本計画策定に向けての検討委員会を設置し、浪江町の拠点としてふさわしいコンセプトや、施設が備えるべき機能、整備位置の決定など、基本計画の策定作業を進めていきたいと考えております。

次に、復興公営住宅整備についてご報告いたします。

福島県が発表した、平成27年5月末の復興公営住宅の進捗状況は、整備予定戸数4890戸のうち、5月末時点で完成したものは全体の11.8%であり、平成28年度末までの整備予定戸数は3391戸となっております。県の説明によれば、今後この予定から大幅に遅れることはないとしておりますが、町民の避難生活が長期化する見通しであることに変わりはありません。一日も早い整備を関係機関に強く求めてまいります。

次に、復興公営住宅の募集状況についてですが、第三期募集が4月より開始されており、5月29日までの募集期間で実施されました。申込状況についてであります。南相馬市等の募集状況が思わしくない状況があります。これは、公営住宅整備計画の見直しが行われ、完成時期が遅れたこともあると思われませんが、入居要件や諸費用の問題もあるのかと思われ。このような問題に対応するため、県

及びコミュニティ交流員の委託先である「みんぷく」と協議を行っているところでもあります。今後さらに、復興公営住宅入居に関する懸念をできるだけ解消し、入居に関する情報を正確に理解していただくよう、周知に努めてまいります。

次に、協定に基づく復興公営住宅の整備状況について申し上げます。

桑折町との協定により整備される復興公営住宅の竣工式が5月31日に行われ、浪江町民35世帯の入居が決定いたしました。浪江町との協力に基づいて自治体が整備するものとしては、初めての公営住宅となります。この住宅には東日本大震災で家を失った桑折町民12世帯も一緒に入居することとなっており、竣工式終了後には、両町の入居者による交流会が実施されております。今後、桑折町については39戸の追加整備が予定されております。また、同様に本宮市により整備される復興公営住宅の3団地56戸については、平成27年度後半に入居可能となる見込みとなっております。

次に、町内の公営住宅整備についてご報告いたします。

町内に整備する公営住宅等の状況についてですが、昨年度に公営住宅の整備のための地形測量及び地質調査が終了しております。今後は、整備予定地の関係者に事業内容についてご説明した上で、地権者の方との用地交渉を進め、早期整備に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

また、雇用促進住宅については、昨年度末に建物の構造的な被害調査を実施し、改修・修繕により利用が可能であることが確認できましたので、今後、福島再生賃貸住宅として活用するため、関係機関と協議を進めているところでございます。

次に、タブレットを利用したきずな再生強化学業についてご報告いたします。

現在、約5700台のタブレットを町民の皆様に配布いたしました。今後も引き続き希望される皆様に追加配布してまいります。

なお、幅広い世代の多くの皆さんにタブレットを活用していただき、絆の再生という目的を達成するため、県内外で講習会を開催しており、本年2月から4月まで計39回の講習会を実施し、約1700人の参加をいただきました。今後とも内容を工夫しながら引き続き講習会を実施してまいります。

次に、浪江町内での事業者の活動状況について、ご報告いたします。

6月2日に朝田木材産業（株）が再開したことにより、町内で再開した事業者は16事業者20事業所となりました。事業者向け浄化槽

導入等支援事業の活用など、再開に向けた準備を進めている事業者もあり、今後も増加をするものと期待しております。

町内への新規立地企業である、相双生コンクリート協同組合新工場「ふたば復興生コン」の建設状況ですが、現在基礎部分が完了し、10月稼働に向けて工事が進められております。

引き続き、町内の利便性向上、復旧・復興の加速のため様々な業種の事業再開や企業誘致を進めてまいります。

次に、観光、産品振興についてご報告いたします。

福島県内に観光客を誘致するための取組みとして、JRが主催する福島デスティネーション・キャンペーンが本年度の4月から6月にかけて行われていることに伴い、4月10日に東京駅改札口で開催された「まるごとふくしまフェア」に参加し、町の産品について情報発信を行いました。

また、5月20日から22日にかけてJR東日本が主催する「ふくしま産直市」が大宮駅で開催され、5月23日及び24日は公益財団法人福島県観光物産交流協会などが主催する「福が満開、福のしま。フェスタ2015」がJRA福島競馬場で開催されました。両イベントとも多数の来場者でにぎわい、なみえ焼そばや大堀相馬焼の販売により、浪江町のPRを行うことで地域の現状を伝え、他の参加団体とともに福島を発信いたしました。このような、ふるさと感じることが出来る機会を創出する産品の振興について、引き続き力を入れてまいります。

次に、酒田農事復興組合による実証水稲栽培等についてご報告いたします。

昨年度に引き続き、酒田農事復興組合において、水田約1.3haの田植えが実施されました。本年度については、販売を目的として栽培し、全量全袋の検査結果により安全が確認できれば、備蓄米及び一般販売を実施してまいります。

5月18日には、農林水産省をはじめ、国・県の関係機関に参加いただき田植えを実施いたしました。本年度は販売を目指しての栽培となり、生産者の方々は、昨年度以上にやる気と責任感が芽生え、生き生きとした顔つきで田植えをしている姿を目の当たりにして、浪江町の農業再生への熱い思いを実感できたところであります。

また、本年度は、河川水を利用した栽培を実施し、河川水が安全か否かを確認いたします。この試験栽培で安全性が確認できれば、今後の営農再開に向けての大きな第一歩になるものと考えております。

次に、農事復興組合の状況について報告いたします。

昨年度までに、酒田、立野、高瀬の3地区の復興組合が設立されました。それに続く、北棚塩、藤橋、西台行政区で農事復興組合設立に向け準備を進めております。また、昨年度設立した高瀬復興組合においては、農地除染の完了報告を受け、4月から農地保全活動を開始しております。

次に、水産業について報告いたします。

平成25年度から実施しています浪江町の「新しい水産業デザイン実現化事業」については、3カ年事業の最終年度となっています。現在まで関係者と協働で、請戸市場の基本設計、新しい漁法への取り組み、新商品開発などに取り組んできました。今後、関係者間の合意形成を図り、より良い水産業にするための提言書をお示しいと思います。

次に、賠償支援関係についてご報告いたします。

自民党・公明党の与党両党は、5月29日に「東日本大震災復興加速化のための第5次提言書」を政府に提出しました。この提言には今後の営業損害賠償や精神的損害賠償についても触れられており、今後、国・東京電力においては提言を踏まえた対応を検討する見込みであります。

これを受け、福島県としては、「福島県原子力損害賠償対策協議会全体会議」を6月7日に開催し、事業者や各自治体等の意見聴取をしたところであり、浪江町としても提言内容への意見について町の考え方をしっかりと発言してきたところであります。

次に、浪江町ADR集団申立てについてご報告いたします。

原子力損害賠償紛争解決センターいわゆるADRセンター、町、東京電力の三者により継続的に協議を進めており、ADRセンターは、あらためて東京電力に対して、和解案に対する具体的な検討と応諾等を求め、働きかけを強めております。

町といたしましては、今後も、東京電力に対するADRセンターの対応を注視し、また、国に対しては引き続き和解案の尊重、遵守、さらに、原賠審の指針に添うよう強く要請しつつ、その動きを見極めながら行動してまいりたいと思います。

次に、浪江町内の除染の進捗状況についてご報告いたします。

農業用水路の追加除染等の影響で工期を延長していた「浪江町除染等工事（その2）」の対象行政区である、「高瀬行政区」、「立野下行政区」の進捗状況ですが、5月末に除染作業が完了しており、現在、一部手直し作業等が残っておりますが、引き渡し、完了報告を行っている状況となっております。

また、「平成25年度浪江町除染等工事（その3）」でございます

が、対象となる幾世橋3行政区、藤橋行政区、北棚塩行政区、西台行政区につきましては、現在仮置場の造成と宅地除染や農地の除草等の除染工事を平行して行っている状況であります。

次に、仮置場の確保状況でございます。本年度に施工開始される「浪江町除染等工事(その4)」の対象となる「牛渡・樋渡行政区」、「苧宿行政区」の仮置場が確保されました。このほか、「立野上・中」、「加倉」、「小野田」、「田尻」行政区につきましても、それぞれ仮置場の周辺住民または、地権者への説明を行っており、ご理解を得たうえで順次、仮置場の地権者契約を行う予定となっております。このほかまだ確保されていない行政区につきましても引き続き仮置場の確保に向け関係行政区長と相談しながら進めてまいります。

今後とも、対象住民の皆様へ丁寧な説明をし、「仮置場の確保」及び「除染作業」へのご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。

次に、災害廃棄物処理等の進捗状況についてご報告いたします。

棚塩地区・請戸地区に設置の災害廃棄物仮置場造成工事の進捗状況でございますが、棚塩地区については、3ブロック全てにおいて造成工事が完了し、「家庭で発生する片付けごみ」の仮置場として使用しております。また、請戸地区についても、7ブロックが完了しており、6月1日より新たに3ブロックの造成工事が始まり、「建物解体廃棄物、自然木・廃材、布類、廃プラ、漁網、被災車両等」の仮置場として使用することとなります。

次に、仮設焼却施設整備の進捗状況でございますが、棚塩地区に建設され、5月25日に火入れ式を行い、6月には性能検査を兼ねた試験運転、7月からは本格稼働を行う予定で進めております。1日に300tの可燃物の処理が可能で総計16万3000tの処理を予定しております。

次に、津波被災地の災害廃棄物の選別、収集、運搬業務の進捗状況でございますが、棚塩・請戸地区の農地部分を引き続き行い、本年度は宅地部分の収集運搬業務を開始いたしました。これらは請戸地区の仮置場に選別・搬入されます。この業務は、平成27年度で完了する予定となっております。

次に、被災家屋の解体・撤去の進捗状況でございますが、今年度第1回目の発注の70件については、6月17日に業者が決定し、11月末の完了に向け解体工事を行う予定でございます。

次に、「環境省による被災家屋の解体申請の受付け状況について」でございますが、平成26年度は受付済件数が607件、棟数で2391棟

となっております。平成27年4月の実績は43件149棟となっております。

次に、現在、帰還困難区域を除く地域において、ごみステーションに出されている一般家庭からの可燃及び不燃の片付けごみを回収しており、粗大ごみ・廃家電につきましては、5月よりコールセンター方式で受付を行い、個別回収が始まっております。

次に、津波被災地の復興事業についてご報告いたします。

津波被災者の生活再建のため、防災集団移転促進事業により、移転促進区域内の宅地等の買い取りを進めておりますが、現在まで、契約手続き中を含め、約420件、面積にして約73%の契約となっております。また、議会の議決が必要となる5000㎡以上の契約につきましては、38件の契約となっております。

移転先住宅団地の整備につきましては、3月に実施した「移転確定調査」に基づき、幾世橋地区に23戸、請戸地区に42戸の移転先団地を整備するため、調査・測量等を実施したところであります。

今後、埋蔵文化財の調査、団地造成工事の実施設計等を行うこととしております。

次に、町営大平山霊園につきましては、3月に工事が竣工し、移転希望者により、墓石の建立が行われているところであります。

次に、浜街道西側の農地で実施を予定しております太陽光発電事業につきましては、3月に事業予定者による電力会社への接続検討依頼を済ませ、事業の詳細検討を行っているところであります。

次に、町道災害復旧事業の進捗状況についてご報告いたします。

平成26年度末までに、平成25年度に災害査定を受けていた4カ所と、平成26年度に災害査定を受けた8カ所のうちの1カ所について、復旧工事が完了しました。

本年度は、酒井橋と小野田橋の橋梁災害2カ所、町道寺内川原線ほか4カ所の工事発注と、請戸・棚塩地区の3路線についての災害査定を受ける準備をしております。

次に、農業用施設等の災害復旧事業の進捗状況について、ご報告いたします。

本年度、南棚塩地区の農地と、ため池2カ所、用水路2カ所の災害査定を受けるために準備を進めております。高瀬地区農業集落排水事業は、平成26年度末に、排水処理場の復旧事業が完了いたしました。本年度は、排水管渠復旧工事を5月29日に入札したところでございます。

次に、水道施設の災害復旧事業の進捗状況についてご報告いたします。

平成26年度末に、小野田水管橋の復旧工事が完了しました。現在、配水管は4割まで復旧しております。今後は、一日も早い全体復旧に向けて鋭意取り組む所存であります。

次に、海岸災害復旧工事についてご報告いたします。

6月3日に、福島県事業ではございますが、浪江町海岸災害復旧工事の安全祈願祭と着工式が棚塩地区で執り行われました。この工事は、東日本大震災の津波によって被災を受けた、棚塩地区から中浜地区までの延長約2.5kmにわたる海岸堤防等の復旧工事で、堤防の高さを6.2mから7.2mにまで嵩上げすることで、帰還する住民の方の安心が高まり、津波被災地区の新たな復興の姿が見えてくるものと期待しております。

次に、放射線健康管理について、平成26年度に実施した内部被ばく・外部被ばく測定、及び甲状腺検査の状況についてご報告いたします。

まず、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査についてありますが、検査は、町・県・協力医療機関などで実施しております。平成26年度の受診者数は5212名で、預託実行線量が1 mSv以上の方はおりませんでした。

次に、外部被ばく測定についてであります。町民全員に配布しているバッジ式線量計で実施しており、測定の結果、積算線量が1 mSv以上の方は467名おりました。これらの方については、関係機関の協力を得ながら、不安の解消や今後の施策につなげるため、データの分析等を今後、実施する予定となっております。

次に、甲状腺検査についてですが、福島県による県民健康調査において受診された方が2058名、町独自の事業で仮設津島診療所や、全日本民主医療機関連合会と提携している医療機関等において受診された方が95名、合計で2153名でした。うちA1判定855名・A2判定1163名・B判定27名・C判定5名となっております。今後とも、町民に配慮した手法で事業実施に努め、町民の健康管理に万全を期したいと考えております。

次に、災害弔慰金についてご報告いたします。

災害関連死に関する弔慰金につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、5月末現在、申出受理件数が434件、うち審査済み件数が412件、うち認定件数が363件、支払済み件数が360件であります。

次に、避難行動要支援者名簿の登録申請書の回収状況についてご報告いたします。

この名簿は、災害緊急時等に自ら避難することが困難な方も円滑かつ迅速な避難を行えるよう、支援を要する理由、避難支援者情報等を把握するとともに、緊急時に避難の支援、安否の確認を行う事を主な目的としております。

ただし、本町では住民の避難生活が続いていることから、避難先の関係機関などとも連携を図るため、全世帯を対象に名簿への登録をお願いしております。

送付世帯数は9368件で、5月末時点での回収数は1812件であり、回収率は19.3%であります。

次に、応急仮設住宅について、ご報告いたします。

5月末日現在、仮設住宅は建設戸数2893戸に対して、入居戸数が1942戸、入居者数は3558名、入居率は67.1%となっております。

借上げ住宅の状況につきましては、会津地方が87戸201名、中通りが1666戸3494名、浜通り1133戸2094名、合計2886戸5789名となっております。

また、5月15日より、住宅再建や復興公営住宅に入居された町民の方を対象とした、桑折駅前仮設住宅のエアコン、カーテン、照明器具等の無償引渡しの申込受付を行い、5月29日締切日時時点で、97件の申込みがありました。引渡しは取外し完了後、順次行っております。

次に、町民交流事業についてご報告いたします。

3月14日、安達文化ホールを会場に、仮設・借上げ住宅自治会を中心とした実行委員会の主催により「3.11復興のつどい」を開催し、各自治会活動発表、浪江町芸能祭、タブレット講習会などを行いました。今回は、静岡県御殿場市、国立大学法人弘前大学等の団体からも支援・協力を受け、復興のつどいを大いに盛り上げていただきました。

次に、復興支援員についてですが、今年度も1府9県に26名を配置し、全国に避難している町民への訪問活動を中心とした、町民一人ひとりに寄り添った繊細な支援を行っております。

また、5月23日には、福島市内に町民交流施設、あつまっぺ交流館をオープンしました。さらに、新たな借上げ住宅自治会「浪江ネットワークひたちなか・東海」が立ち上がり、避難先である茨城県ひたちなか市と東海村でのコミュニティの維持に努めていただいております。

次に、避難指示区域への立ち入りについてご報告いたします。

5月22日現在、浪江町通行証1万166件、浪江町臨時通行証829件、公益立入り通行証1034件を発行しております。

また、5月8日、9日に行われましたバス立入りにつきましては、47世帯56名から申込みがあり、44世帯57名の方が立入りをいたしました。

次に、教育行政についてご報告いたします。

小中学校の児童生徒につきましては、3月13日には浪江中学校の卒業式が、3月23日には浪江小学校、津島小学校合同による卒業式が行われました。卒業生は、浪江中学校が11名、浪江小学校が5名、津島小学校が1名であります。浪江中学校卒業生の主な進学先は、福島工業高校、福島北高校、安達高校、本宮高校、小高工業高校、ふたば未来学園高校などでありました。

4月6日には、午前中に津島小学校、午後には浪江中学校の入学式が行われ、津島小学校で1名、浪江中学校では4名の新生を迎えました。平成27年5月1日現在の浪江町全体の小・中学生の状況であります。再開している小学校児童数は14名、中学校生徒数は22名で、全体で36名です。また、県内で区域外就学している児童生徒数は860名、県外で就学している児童生徒数は512名です。

5月16日には、浪江小学校・津島小学校合同による運動会が下川崎の学校で行われました。早朝からの降雨により一部は体育館での運動会となりましたが、雨があがってからは校庭へ移動して、様々な趣向を楽しみながら、人々との温かな結びつきを実感する楽しい運動会を盛大に行うことができました。

次に、心のケア相談員の配置状況についてご報告いたします。子どもたちや家族の心のケア相談業務を行うため、2名のスクール・カウンセラーを、浪江小・中学校に配置しております。

また、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクール・ソーシャルワーカーにつきましては、昨年度末より不在となっておりますが、4月の中旬より新たに1名を配置し、相談業務に当たっております。

次に、生涯学習関連事業では、5月23日に二本松市日山パークゴルフ場において、町長杯パークゴルフ大会を開催したところ、県内外の避難先から町民81名が参加され、盛大に実施することができました。パークゴルフを通して、健康の増進と元気を取り戻していただくのが目的ですが、参加者の皆様は再会を喜びながらプレーを楽しんでおられました。

次に、子育て世帯臨時特例給付金についてご報告いたします。

今年度も昨年度と同様に子育て世帯臨時特例給付金が支給されることになり、平成27年6月分の児童手当を受給される方を対象に申請書を発送いたしました。申請期間は、6月1日から8月31日まで

となり、支給は10月上旬を予定しております。

以上、3月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、町道路線の認定及び廃止に関する案件が1件、条例の新規制定案件が1件、一部改正案件が5件、契約の締結に関する案件が4件、土地の取得に関する案件が2件、公立学校林の伐採に関する案件が1件、平成27年度の補正予算案件が2件、諮問につき意見を求める案件が1件、繰越計算書報告案件が6件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内になります。一括方式には、慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営をするため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時は、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は通告順に質問を許可いたします。質問、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

◇若月芳則君

○議長（吉田数博君） 8番、若月芳則君の質問を許可いたします。
8番。

[8番 若月芳則君登壇]

○8番（若月芳則君） それでは8番、若月であります。議長の許可をいただきましたので、ただいまより6月定例議会一般質問をさせていただきますと思っております。

まず、あの地震、そして津波、さらに追い打ちを掛けるように原発の事故が起きた放射能汚染、正にいろいろな事が起きました。思い返せばもう4年と3カ月、早いとかまだまだかかるのかというような思いが町民2万1000人、共有しているところであります。まさ

に、あの災害、発災、これ私ども浪江町は立地町ではありません。私はいろんなところで申し上げますが、立地町でないにもかかわらず、2万1000人の全町民が全国北海道から沖縄まで避難して、最大の人的損失、経済的損失を受けている。その延長に今あるわけでありませぬ。この間、町民はもちろぬのことでありませぬけれども、町長はじめ行政執行機関に携わった皆さん方も、正に心労、あの時の思いを振り返れば、全く自分の気持ちをどう抑えたら良いのか分からないような思いを抱いたことだと思っております。正に町長もそうでありませぬけれども、町民2万1000人それぞれに深い悲しみ、将来に対する不安、私も3カ月でうちの親父も亡くしております。いろいろな思いが町民2万1000人それぞれに持っている。あったなという過去形ではなくて、現在も持ち続けながら浪江町をどうするんだと。いろいろな選択肢はありませぬけれども、私はそういう浪江町をどうするんだという気持ちは本当にみんな共有していると感じております。この4年3カ月、町長としても、脇で見ておりませぬ、町行政の責任者として、全く2万1000人の町民一人ひとりの心中を思って何とかしなくてはならないという責任感、責任を果たす。心労、ストレス、正に真摯にご苦勞をいただいたと思っておりますし、町民誰しもそこについての考え、評価は共有しているものと考えております。今日までの出来事、歳月を振り返って、今、町長として感想などという言葉では表せないものがあると思っておりますが、今の現状、今までの経過、それらを考え、今日があるというその思いを、この議会を通して町民にお披露出いただければと思っております。

次に、復興事業等も私の視点、また町民視点から見ると、仮設焼却炉の完成、農村部の除染事業、防波堤工事の着工など、ようやく本格的に動き始めたなと感じております。私も行政、議会に入りましてからよくよく分かりましたけれども、町民が見れば私は議員選挙のときも申し上げましたが、ペンキを塗り替えるようにすぐに復興事業が青から赤に塗り変わるようなスピードで進んでいくわけでありませぬ。正に災害査定とか色々国のお金を使う、いろいろなステップを踏んでいかなければこの場に及ばないわけでありませぬ。

従いまして、ようやくそういう制度上クリアして、職員の苦勞もありますがこの場に至っているということで、本格的に町長よく言われますが、町民の目から見て可視化、いわゆる目に見える形での復興がようやく動き始めたのかという感じをしております。そういう意味で私は議会議員に当選させていただいて以来、最初の一般質問の時から町長のいわゆる諸問題に対する熱き思いを、議会を通じて町民に発信していただきたい。この言葉を幾度となく私は申し上げ

げてまいりました。どうか町長、現在の状況、現状を進捗状況を見て、目標とする時期など、また、想定できないような困難もまだまだ続くと思います。しかしながら、この状況を鑑みて更なる復興への熱き思いを、この議会を通じて是非町民に発信していただきたい。その思いを開陳していただきたい。このことを質問と、骨子といたします。

更なる質問をさせていただきます。現在、町長としての任期は概ねあと5カ月ぐらいと認識しております。今朝ほどの新聞等を見ますと、県議会議員の選挙と浪江町、大熊町長等の選挙戦も大体同時期にあるという報道もなされております。私も今回質問させていただきますが、行政報告の中で町行政として今何をやるべきなのか、どういう方向で進むのか、色々詳細に述べられておりましたが、それらの報告、それから今後の浪江町の将来をどう方向に導くのか。そういういろんなことを具現化するためにも、次期町長選挙、まだ時期があるといえればそれまででありますけれども、多くの町民が私どもに「次どうなるんだ」という質問を、まず最初に、浴びせるといふ表現は失礼でありますけれども聞いてまいります。ある意味、多くの浪江町民が、今後の浪江町をどうするんだという期待、想いがあるわけありますから、次期町長選挙に現在の馬場町長、再度立候補され、浪江町復興という町民の負託に応える考え、想い、その姿勢があるのかどうか。実際には11月末が時期でありますから時間はありますが、私はこの6月定例議会を通じて、正に町民に発信をしていただきたい。このことについてよろしくご回答をいただきたいと思っております。

次に、質問に入る前に、資料配付をお願いしたいので、議長、ご配慮をいただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議いたします。
(午前 9時55分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 9時56分)

○議長（吉田数博君） 8番。

○8番（若月芳則君） ありがとうございます。ただいま配付させていただきましたのは、JR常磐線の今後の復旧予定の一覧表であります。これはテレビ等のニュースでも報道されましたので皆さん方ご承知だと思いますが、平成29年3月まで浪江駅から北は開通させ

たい。そして浪江駅から富岡までは何とかバスで繋ぎたいという構想が発表になっております。私はここで質問として通告させていただいたのは、現在までの復興計画は、どちらかという私個人の解釈かもしれませんが、浪江町役場を中核とした周辺整備を第一義に考えるという考え方が骨子だったような気がしております。しかし、ここに来て、資料配付のとおり国は平成29年3月まで、繰り返しのなりますが浪江町から北は開通させるんだという強い意志を発表しておりますので、おそらく多少の前後はあってもこの時期にそういう形になるだろうと思います。

そうしますと、インターもそうでありますけれども、インターは通じましたけれども、常磐線で浪江駅に下車をする、そういう多くの人が増えてくるということが想定されます。これは私は何人かの町民の人に言われました。浪江町の駅前、そうすると浪江町の駅、私どもは旅行とか色々電車等を通じて全国各地に行ったとき、駅に降りたときに受ける印象でその町の空気、雰囲気は何となく分かる。そのことを思えば、浪江町駅周辺の整備は、ある意味看板でありますから、看板と言いますか玄関でありますから、それはやっぱり急げと。それはいわゆるこの平成29年3月という時期に想定してやはり計画を組んで、色々問題はあろうかと思いますが、町の復興計画に組み込んで整備を、それらの時点まで合わせて完了されるべきだという声が非常に多かったわけでありました。質問の骨子は、そういう多くの町民の期待、一番分かり易いわけですが、駅前というのは。従いまして、それらを加味した復興計画があるのか。またはそれらを進めていく工程を持っているのかを質すものであります。お答えいただきたい。

次に移ります。次に、今環境省が窓口でありますけれども、家屋の解体申し込みが進められております。これらの直近の申し込み世帯数と申し込みの棟数であります。農家なんかは住居だけではありませんから作業場とか色々ありますから、申し込んだ棟数の数がどの程度になっているのかを質問したいと思っております。

更に、数値はさることながら、できることならいわゆる権現堂地区とか上ノ原、いわゆる市街化区域の申込み件数をお示しいただきたい。なぜならば、これは後の質問にも繋がりますけれども、やはり基本一番聞きたかったのは、その動向がまだ初期の段階でありますけれども、浪江町民の意向調査の結果と何か連動するような、何か因果関係と言いますか、そういうのが見えないのかどうか。もし、そういう傾向とか傾向値が感じられるのであれば、今の段階ですからそう確定ではないと思いますが、感じられるものがあればお示し

いただきたいと思っております。

次に移ります。質問は関連しておりますから。それからここに来まして多くの町民は町の権現堂、大通り、駅通り、先の駅前の整備も含めてでありますけれども、やはり町の主要部が現在全然仮置場とかそういう問題もありまして進んでおりません。おりませんから、事情は私どもはわかります。わかりますが、多くの町民が一時帰宅で浪江町に行ったときに、やはり大通りなり、駅通り、駅前が何ら変わらないのでは正にどうなるのかなという不安感が出てまいります。会話として、あの町の通りではなと。行く度に悪くなっているという言葉として繋がるわけであります。一方、私どもも主張しておきましたが、周辺の農村部、酒田、高瀬、立野下、随時幾世橋とか農村部の除染が徐々に進んで形になってまいります。周辺部が、最初は私ども周辺分がやはり原風景に戻さないと、中々市街化区域の人達も周りが草ぼうぼうでは帰らないだろう。だから周辺の環境整備も原風景に戻さなくてはならない。そういう思いからやはり除染作業を推進しようという思いでやってきた経過があります。ここに来まして立野、高瀬、幾世橋とか、色々形が見えてまいりました。遅ればせながらではありますけれども、農村部の周辺整備が進む。それとやはり同じような時間帯と言いますか、同じ早さ、スピード感でやはり町の看板どおりと行ったら失礼ですが、やはり大通り、駅通り、主たるところがやはり形に見えるような復興の状態にならないと、帰る度やはり失望感に繋がるという評価を多くの町民からも指摘を受けております。例え話であります。他の町のことは言う必要ありませんが、小高の駅通りは比較的修復が進んでおります。あそこを通過して浪江町の復興作業に来る人達もいるわけです。それで浪江町に入ったときに、それは町と各町村の差はあります。しかし、やはり思いとしてやはりそういう部分が良くなったなと。そういう意味では、114号線の拡幅地域の復興がきちんとなってきた。あれについては非常に高い評価を受けまして、あそこを収穫にして見える形が進めば、本当に我々も考え方として良いということをおっしゃっております。どうか話が多少前後しましたけれども、いわゆる市街化区域と言いますか、権現堂地区の除染、町の復興整備がどういう現状にあるのか。それから今後の見通しについてであります。仮置場の問題もあろうかと思いますが、ある意味分割してでも進めていく、いろんな方法はあるかと思いますが、現在の状況、見通しをお示しいただきたいということでもあります。私の質問は、趣旨としてここまでであります。どうか私も精一杯慣れない言葉で質問しておりますが、不行き届きがあれば失礼でありますけれども、一つ真

摯なるご返答をお願いしたい。これをもって質問の部分は一応終わります。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

議員お質しのとおり、震災より4年という長期間、しかも広域避難を強いられて家族がばらばらにされ、学校も崩壊され、さらには農商工等の生業も破壊された過酷な現状を考えると、町民の皆様の心情はいかばかりかと。忸怩たる思いでいます。3月定例議会で5番、平本議員の一般質問にお答え申し上げたように、4年前の震災時は大地震、大津波対策で避難者の救助、避難誘導、そして避難所の開設、安否確認など、町民の安全対策に神経を集中しておりましたが、残念ながら福島第一原発の事故で10km圏内、そしてすぐさま10km圏外に拡大する避難指示が発令されました。これらの複合災害の3年間は、緊急対応期だということを位置付け、住民の皆様のお住居確認に始まり、住民票をはじめとする災害の罹災証明書の発行業務、あるいは児童生徒の区域外就学の支援、仮設診療所の開設、そして応急仮設住宅、あるいは借上住宅の整備等と正常業務でない業務を、職員と寝食を共にして手探りながら確実にを行うよう努めてまいりました。また、その間、ばらばらにされた町民のために、町民の絆維持の交流会開催、広報活動の強化、生活再建のために町民に寄り添う賠償のバックアップ体制の構築、健康管理、医療保障の支援など、基本的サポートに徹してまいりました。そして、現在4年目を迎えて復旧の実現期と今期から位置付けておりまして、どこに住んでいても浪江町民、全ての町民の暮らしを再建すると。そして、ふるさと浪江町の再生の復興計画の基本計画に即して、全ての町民の生活安定、生活再建を実現するため、諸々の施策をきめ細かく展開し、町民の皆さん一人ひとりがきちんと判断して選択できるように強力で現在推進しております。

いずれにいたしましても、この4年間は全てマイナスからの出直しであり、ようやくスタートラインにつき復旧復興が緒についた期間であったと思います。今後は、これまでの施策を無駄にすることのないように、実を結ぶようオール浪江で努力してまいりたいと存じます。

それから、2つ目のご質問であります。今年、平成27年度は町民同士の絆を維持する事業、町民の健康を守る事業、町民活動や生活再建を支援する事業等の生活支援事業を重要な位置付けと考え実施いたします。具体的には避難生活支援事業といたしまして、町外コミュニティの整備、タブレットによる双方向の情報発信、避難先で

の交流事業、自治会設立運営の支援事業、内部及び外部被曝の検査事業、避難先での学校運営事業や子育て支援事業などに取り組んでまいります。

また、帰還のための町内の環境整備事業といたしましては、復興拠点住環境整備事業、交流・情報発信拠点施設整備事業、仮設商業施設整備事業、上下水道復旧事業、防犯体制強化事業などに取り組んでまいります。さらに浪江町を双葉郡北部の復興拠点と位置付けて国の政策であるイノベーション・コースト構想と融合するまちづくり、すなわち浪江町の持っているポテンシャルを駆使する施策を提案してまいりたいと考えております。

特に今年度は、町民それぞれの選択が可能となるよう、町の復興する姿を具体的に示して町内外に発信し、いわゆる復興の見える化を重要な方針として実施していくこととしておりまして、事業の成果を積極的に発信していく予定であります。

いずれにいたしましても、平成27年度は復興計画に掲げる平成29年3月の帰還を判断するために非常に重要な年度であります。町民の皆さん一人ひとりがきちんと判断して選択できるよう、町の復興を着実に推進してまいりたいと存じます。

それから、3番目の質問にお答えいたします。これまでご質問にお答えいたしましたように、復旧実現期の今後の5年間は町の復興に向けて重要な期間であります。今申し上げましたイノベーション・コースト構想に融合するまちづくり、そして復興祈念公園の構想にマッチするアーカイブ施設の誘致並びにフラワーパークの事業化の構想化、さらに町民、町外の方々と交流・情報発信拠点とする施設整備構想の着手、医療福祉のサービス機関、買い物の場のづくり、学校再開等の事業構想、そしてつい先日、自民党、公明党、与党の第5次提言に基づく政府案への町内外に避難するため、町民の生活再建、生活支援をバックアップしていく施策を立案していかなければならない、色々課題が山積しておりまして、この半年が一つの正念場と考えております。残された任期をこれまで以上に不撓不屈で邁進したいと考えております。

次期町長選への立候補への質問でありますけれども、昨年、私の不養生で1カ月間入院をいたしました。議会、町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたが、その後、現在、半年ごとの精密検査を行っておりまして、完治をしているという診断を受けました。現在、健康を取り戻しております。そういう中で、全ての町民が避難している由々しき状態ではありますが、それぞれの町民の思い、希望を大切に、私情を捨てて公益に徹して職責を全うしたい

と考えております。その考えを町民の皆様、後援会、支援者の皆さん方と相談をしてご意見を賜り、立候補の判断をしたいと考えております。

私からは以上で、後の質問については担当課長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは二番目の質問のまちづくり復興計画の中で、JR浪江駅周辺の環境、復興整備の考えはというご質問にお答えいたします。ご指摘のとおり、JR東日本では、原ノ町駅から小高駅間については来年の春まで、さらに小高駅から浪江駅については資料でお示しされたように、遅くとも平成28年度末まで開通するという見通しが示されております。JR常磐線については、震災前から町民が通学や通院等で利用していた重要な路線でございます。長年町民の移動手段として親しまれてきたJR常磐線が復旧することは、町民の帰還意欲の高まりにつながるものと考えております。

当面、町外コミュニティ整備地である南相馬市から町内へ向かわれる方、特に車を持たない方などの移動手段として利用が期待されます。開通に伴いまして、議員お質しのように駅周辺環境の整備も必要かと考えております。現在、浪江駅ターミナル施設や駅前広場等は街灯の倒壊など、多くの被害を受けたままの状態となっているため、常磐線開通時期に合わせ被害箇所の修繕を行うとともに、駅構内修繕についてもJRに求めていく考えでございます。

合わせて、町の顔である駅前の環境美化のため、駅前広場の植栽や花壇等の整備に手を加えていきたいと考えております。

また、駅周辺の整備といたしましては、今後、町内復興の一つの拠点としての利用を目指し、現在改修工事を進めております浪江町地域スポーツセンターと中心市街地を繋ぐアクセス向上のため土場の踏切の拡張について、JR及び国等との協議を進めているところでございます。

続きまして、大きい質問の3点目でございますが、家屋の解体申し込み件数と希望棟数の直近の数字動向を問うという質問にお答えいたします。家屋の解体申込件数につきましては、町民の意向調査にはよらないで、実際の申し込みにより受付している状況でございます。平成27年3月31日現在、浪江地区287件、1081棟。幾世橋地区111件、棟数で398棟。請戸地区2件、棟数で5棟。大堀地区56件、棟数で284棟。苧野地区151件、棟数で623棟となっております。行政報告にも記載されておりますが、合計で607件、2391棟となって

おります。棟数には住居以外の構造物が棟数の方には含まれております。

各地区での家屋の解体が進みますと、虫食い状態の集落形成となってしまう、集落機能の低下が懸念されます。このような中、復興まちづくり計画では、当面の復興拠点の中心は国道6号と浪江町役場周辺の地域とし、その地域に集約して生活便利施設や復興公営住宅を整備していくこととしておりますので、まずは当該地区の整備を早急に進めることが肝要かと考えております。

ただ、議員お質しのように、駅前を含め中心市街地の再生は、町復興の核として欠かすことのできないものでございまして、町民の帰還を後押しするためにも必要な取り組みでございまして、今後、既存中心市街地の再生に向けた調査検討に着手してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 町中心の権現堂の除染に向かつての進捗状況についてお答えします。

権現堂の除染の進捗状況でございますが、まず除染を行うためには、除染作業の同意と除染廃棄物を管理するための仮置場が必要となってきます。権現堂の同意につきましては、5月9日現在で82.9%となっております。今後も除染への更なる理解が得られますよう努めてまいりたいと思っております。

除染廃棄物の仮置場につきましては、現在候補地を選定中でございますが、他行政区等々と調整中でございます。除染の期間でございますが、6月5日に業者が決定いたしまして、浪江町除染工事その4の対象となっております。権現堂につきましては、議員お質しのとおり、本当に町の中心部として重要な位置付けにあるという認識の下、仮置場の確保に向けて全力を注いでまいります。

○議長（吉田数博君） 8番。

○8番（若月芳則君） 町長の深い思慮と言いますか思いはただいまの答弁で私も察するところ、非常に深いものを感じました。

再質問は、解体棟数であります。これについてちょっとお尋ねしておきたいのは、これは私の推測ですが、うちは解体半壊とか、そういう基準に達していない。本当に新しいんだけど、若い人達はとてもしゃないけれど子供とかなんかを考えたり、ねずみとか臭いとかそういうことで解体をお願いせざるを得ないという人達も結構耳にします。そういう形の現状では壊れていない、何でも無いようなんですが、いずれ解体希望という意向がこの数値の流れに多少感じるところがあるのかどうかをちょっとお聞きしたかったわけ

であります、そこを感じるようなところがあれば、まだ初期段階でありますから、まだ傾向値として答弁するのは難しいところがあるかとは思いますが、担当課長と言いますか感じるようなところがあればお答えいただければと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 実際の解体件数と現状の住民の意向というお話ですが、以前、住民意向調査によりまして、その解体の意向があるかどうかの聞き取りという調査は実施したところでございます。その中では当然議員お質しのように全壊とか半壊とかの状況にかかわらず、自分の個々人の世帯の状況によってやはり解体を希望される方もいらっしゃるのかとは考えておりますが、実際のところ今解体の受付をしているものと突合している段階ではございませんので、その辺のところは一部不明のところもございます。

○議長（吉田数博君） 8番。

○8番（若月芳則君） 町長に尋ねたところの町長の思いと色々な考え方をご返答いただきました。正に町民みんなが思っているその深さを町長は答えたと思います。私はそういう意味でそれ以上の再質問とかそういうことはいたしません。一緒にここにいる事務部局の人達も一緒に苦労したあの時のことを思えば、やはり町民の思い一人ひとりを考えて復興に、そんなにスピード、ばちばち計画どおりに行けば立派なものであります、それに向かって一步でも時間がかかっても前に進んで、やはり10年20年スパンでやっぱり私は多くの白河市の人達にも言われます。20年スパンでものを考えて子供とか孫が浪江も良くなったなど、捨てたもんじゃないなど足を向ける、その時の受け皿だけは私も今の町長はじめ、みんな繋ぎ手としてその責務を果たすのが仕事だろうということを強く言われております。

従って、そういう思いを町長はじめ職員も、我々もそうありますが共有してともに進んでいければ良いなど。私らもそういう思いで進みますが、そのことを最後に述べまして私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、8番、若月芳則君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで10時45分まで休議いたします。
(午前10時29分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午前10時45分)

◇小 黒 敬 三 君

○議長（吉田数博君） 引き続き一般質問を行います。

12番、小黒敬三君の質問を許可いたします。

12番。

[12番 小黒敬三君登壇]

○12番（小黒敬三君） 12番、小黒敬三です。議長より、許可がありましたので、一問一答式で質問させていただきます。

初めに、資料の配付をお願いします。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。資料配付。

(午前10時45分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午前10時46分)

○議長（吉田数博君） 12番。

○12番（小黒敬三君） それでは少しでも理解しやすいようにということで資料をたくさん多めに用意いたしました。それでは初めに、誤解がないようにということで、まずは先に趣旨説明の方をしたいと思います。

私は、一日でも早く除染や復旧、復興を進めなければいけないと考えております。基本は「浪江町に帰る」です。その上で今回質問する町外コミュニティと既存中心市街地の再生の関係について説明をいたします。

例えば、何年後かに、部分的に5000と一応町では言っていますが、中々難しい数字だと思いますが、帰町したとします。そこに子育て世代はいるのでしょうか。真剣に町の復興と帰町を考えた時、最初の段階で帰る人達があります。では、次の段階や、次の世代の人達は、それまでどこにいれば良いのでしょうか。何年かかろうと、切目なく順次帰町するための手当てがなければなりません。それが町外コミュニティです。

そして、町外にいる人や二地域居住をする人達が、帰町したくなるような「まちづくり」が既存中心市街地の再生です。今まで以上に魅力的な町にしなければなりません。暗い気持ちではなくて、夢や希望を持って、まちづくりをしなければなりません。この二本立てで町民の生活と町の復興を図ろうという趣旨であります。

資料1を見ていただきたいと思います。福島民報5月28日の「双葉町の町外拠点整備本格化へ」という記事です。内容はと言いますと、仮設住宅では空き室が増えて自治会の解体が進んでいるということでもありますけれども、まだ浪江町はそこまでいっておりませんけれども、その傾向も出てきております。次は復興公営住宅、町外コミュニティには色々な店舗と診療所そういったものが必要であるという記事です。

あともう一つは、震災から4年経ってそれぞれ賠償が入ったせいかわかりませんが、新築、それぞれに町の政策とは関係なしに各個人が家を建てているということでもあります。そこで、この双葉町の面積の96%を帰還困難区域が占めているからかもしれませんけれども、双葉町の人口は6290人です。それに比べて浪江町の帰還困難区域と居住制限区域の合計人数は1万1805人です。この町民の人数を見ると双葉町以上に町外コミュニティが必要なのではないのでしょうか。

浪江町の避難指示解除準備区域の人数は8061人、居住制限区域は8393人、帰還困難区域は3412人です。住んでいる地域も、子育て世代や、放射能に対する町民の考え方も一律ではありません。可能な限り、多様な考えに応えるべきではないのでしょうか。

帰町についても段階的な解除が現実的であり、そのためには、中心市街地の土地区画整備事業など町民が帰町判断できる具体的な施策を示さなければなりません。また帰町するまで避難先での生業の再開やコミュニティの維持が保てなければ、復興の次の段階を担う人がいなくなってしまうのではないのでしょうか。

質問に移ります。町外コミュニティ、①のところで8月となっておりますが間違い7月に直してください。

7月に、浪江町復興まちづくり協議会のメンバーが「安定して継続的な生活を実現する多様な町外コミュニティ形式のための八つの緊急要望」を馬場町長に、主に福島市の仮設、借上げ住宅の浪江町民約1000名の署名と共に強く要請いたしました。

この資料2であります。内容については後で読んでいただきたいと思います。この資料2の八つの緊急要望がどのように作られたかということ、資料3の浪江宣言2です。この前に1もやって色々と言言は出していると思います。そこで提言のところを簡単に説明しますけれども、目次のところで5ページのところです。この八つの緊急提言は、先ほどのこの中に入っているものであります。ここには入ってませんが、ここでページ3ページの浪江宣言というところを見ていただきたいと思います。一番下の4行、ここで趣旨

が書いてありますが、「ここで私達が明言したのは、浪江町への帰還までの長い期間私達が安心して暮らし、浪江町の文化を伝え、浪江町でいた時と同じように普通に挨拶し、買い物をし、生きがいを見いだせるものとしてコミュニティを考えていることです。私達は浪江町を捨てない。安心して帰れる状況ができるまでの居場所、これが町外コミュニティです。」こういった理念の下でやっております。

次の42ページからは、活動の取り組みということで書いてあります。そしてどのようなメンバーがこれに関わったかということ、44ページ、45ページにありますけれども、そういったような方々が関わっているということでもあります。このように、町民の意見をしっかり聞いて、多くの方々が関わって検討に検討を重ね作られたものです。行政の後、八つの緊急要請の中の1と5に関わる具体的かつ現実可能なものとして、福島市「南沢又地区」の計画案を口頭で2名の代表の方から町長に要望されました。その後、12月18日に福島市、グリーンパレスにおいて4名の方から「福島市南沢又地区における浪江町民の町外コミュニティ基本計画」書を手渡され、計画を進めてもらうよう要望を受けたはずですが、資料4です。この資料4というのも抜粋になっておりますけれども、もうちょっと厚いものですが、ここに上には事業推進関係者、裏には書いてあります。続いて経緯と目的というものが次に書いてあります。そしてその裏です。施設の概要、周辺施設ということになってはいますが、現状がどうなっているかということについて若干説明します。

真ん中の整備されていない水田があります。周りは全部市街化区域で住宅地で囲まれてしまっておりますけれども、ここの所は農振地域にはなっているんですけれども、周りの住宅地からの排水であるとか、そして高齢化ということで、全く農振とは裏腹に、逆に全然農業を続けられるような環境ではないというような地域です。あと周りにはいろんな学校とかいろんな便利な所が書いてあります。そして写真の所が敷地の概要、現状、写真ということでもあります。そして一番最後の裏ページが全体の骨格ということで、このようなあくまでも計画でありますけれども、こういう形でやっていきますよということなんです。

そして資料4-2がこれが大事でありまして、先ほど説明したように、そこの地権者が市長に、もうこの土地を利活用何とかしていただきたいというような要望書で上がっております。裏の方には個人情報で住所と電話を外してありますけれども、名前が地権者の役員名簿ということでこういった方々が浪江町と一緒にやりたいと

いう希望をしているということでもあります。

以上、一般社団法人なみえ復興町づくり協会福島、浪江町商工会、まちづくりNPO新町なみえ等から要望のあった「福島市南沢又地区への町外コミュニティ」について進める考えはあるか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それではご質問にお答えします。昨年7月に仮設自治会を主な構成メンバーとする浪江町復興まちづくり協議会より、安定して継続的な生活を実現する多様な町外コミュニティ形成のための八つの緊急要請が提出されておりますが、具体的には昨年12月に町民代表と開発者が同席いたしまして、町に対して福島市南沢又地区における浪江町の町外コミュニティ基本計画の提案がございました。町として福島市南沢又地区の構想を具体的にはその場で認識したところでございます。この提案では、福島市南沢又地区に浪江町民が関わる民間事業者が宅地開発し分譲する計画へ、町として後押ししてほしいということと理解しております。しかしながら、当該開発予定区域は約40haに及ぶ広大な農地でございます。さらに都市計画法上の市街化調整区域、農振法上の農振農用地区域、加えて第1種農地であると聞いております。従いまして、本開発計画につきましては、基本的には福島市全体の住宅事情や農業政策などを考慮した総合的な土地利用計画の見直しの中で、かつ開発区域内外の道路、上下水道など、インフラ整備により相当の財政負担を伴うこととなる福島市の総合的な政策判断の中で取り扱われるものと認識しております。

○議長（吉田数博君） 12番。

○12番（小黒敬三君） 市街化調整区域とか農振除外の話は次の②のところで詳しくやりたいと思いますので。あとの福島の住宅事情とか農政とか、そういった土地利用計画の話じゃないんです。基本は、先ほど冒頭でも話しましたがけれども、次の段階で浪江町に帰る人、または次の世代の人達の手当て、そういった今の浪江町住民の生活の安定した居住権とかそういった確保、そういったものをどうするかという論点なんです。杓子定規な福島市のそういったことではなくて、あとで詳しく市の事情も話しますけれども。あと、具体的な数字をちょっと言いますけれども、6月2日の全員協議会の説明資料で、福島市の避難町民は3387人です。それに対して復興住宅、福島市に作るのは430戸です。そして2月28日のデータしかありませんけれども、浪江町は1万9037人、世帯数が7130世帯ということでこれを割りますと一世帯2.67人です。これを430に掛けると1148人分しかないんです。3387人から引くと2239人のこの人達はどうすれ

ばいいんですかと。この人達の今までどおりの応急仮設にいれば良いんですかと。そしてあと、県外からも戻る人も多分おります。この人達の人数は計算に入れておりません。こういった人達を考えると、どのような方針、方策。県の復興公営住宅では間に合わないということでありましてけれども、町長の言っている二地域居住とか二重住民登録制度といったものができなくなるんです、町の政策は。先ほどどこに行っても浪江町民という話がありましたけれども、やっぱり町外コミュニティもやるというような話でありましたけれども、こういった町民はどうしたら良いのでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 町が復興計画でお示しした町外コミュニティ、その方針としてふるさとの再生までの一定期間を復興公営住宅を中心として生活に必要なサービスを整え、町外で安心して暮らせる環境を確保するとしております。その上で、受入れ自治体の既存の施設も使わせていただきながらコミュニティを維持していく考えでございます。具体的には、復興まちづくり計画において県内に3カ所、南相馬市、いわき市、二本松市の3市に整備をお願いしているところでございます。

ただ、県内30カ所以上にも分散している仮設住宅の現状や、町民からの要望を踏まえまして、この3市以外にも復興公営住宅を整備し、居住環境の一日も早い改善を目指しているところでございまして、議員ご指摘のように福島市においても浪江町民の要望を受け、復興公営住宅の整備をお願いしているところでございますので、まずはその早急な整備に向けて働きかけていきたいと考えております。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 一問一答ですから。再度質問してください。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

(午前11時02分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午前11時03分)

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 二地域居住の関係のご質問にお答えいたします。現在、浪江町民は、全国各地に避難している状況にあり

ます。その中で、町民の要望を踏まえまして、公営住宅の整備を進めているところがございますので、県外も含めまして、その住民の居住の考えは様々であると考えておりますので、以上そのような方向で進めたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 12番。

○12番（小黒敬三君） 復興公営住宅、先ほどの行政報告とかなんか、全員協議会でもありましたけれども、偏りがあるという話ありました。時間もあって。ですからそういった偏りが今生じているんです。南相馬市は入れない。まだこっちはできていないからあれですけども、そういったのに柔軟に対応していかないと町民はもう待たられないということです。じゃあ再々質問します。町の復興と帰町、復興公営。

[何事か呼ぶ者あり]

○12番（小黒敬三君） 次の質問ですけれども、町の復興、後は帰町とか、公営住宅、災害公営住宅とか町外コミュニティというのは片方やったら片方できないという話ではないんですね。復興公営住宅もちゃんとやりましょう、足りない分ありますから。そしたらば、民間でやるようなこういった渡りに舟の話が出たらばこれも当然やらないとだめだと思いうんですけれども、やはりここは町民に多様な選択肢をどう与えるか。今まで町が一番苦労しているのは、国の言いなり、県の言いなり、そして遅れている。そこが問題でしょう。ですからその苦労している部分を、民間がある程度やるということなんです。それも1000人の署名、地域住民の署名を集めた話ですよ。そして先ほど資料4-2にありましたけれども、地域の地権者、一番難しい開発とかやるのに一番難しいのは地権者同意でしょう。皆さん行政マンだから分かっていると思えますけれども、その地権者の同意をもうクリアしているんです。そして、福島市の判断で進められるというような話ありましたけれども、市長はできるだけ、できることは何でも協力するというふうに話をしているんです。やっぱりあとはお願いしに行くだけ。そここのところ、やっぱり何ら悪い話ではない。浪江町はリスクを負わないんです。あと負うのは民間デベロッパーと福島市でいろんな事をやるわけだ、市がいろんな作業をするわけですから。だからお願いしに行かない理由はないと思いうんですけれども、こここのところは町長に答弁お願いします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 私も先ほど小黒議員から質問の前に、

[何事か呼ぶ者あり]

○町長（馬場 有君） いずれにしても昨年の7月に要望書を受けまし

た。そして担当の事務の方に制度上、法律上、そういうものを精査をして、そして市の、これ市の土地ですから市有地ですから。福島市の土地にあるところですから、福島市と事務方の中でよく相談をしてという話をしました。そのところ、先ほどちょっと質問の中で出ましたけれども、第1種農用地の網がかぶっているということで、制度上中々難しいのではないかという報告を受けました。その報告を受けて、私がある法律、あるいは制度のものをこうしてくださいとか何とかというのはいえませんが、これは論理的にきちんとやっておかなければ、それは市長に対して大変申し訳なく思いますし、市長に対してそういう要請はできないと思っております。先ほど中で12月にグリーンパレスで私1人で会いました。それは4名の方です。開発業者も含めて。その中で説明を受けたのは、市長の方に要請をしていただきたいと要請をしましたが、事務方はいわゆる福島市と浪江町の担当職員の話の中では詰まらない。制度上、構造上、詰まっていけないということで報告がありましたので、私は市長の方にはお伺いしておりません。

○議長（吉田数博君） なお、皆様方をお願いをいたします。電子機器の取り扱いには十分ご注意ください。

12番。

○12番（小黒敬三君） それでは制度の話が出ましたので、制度の復興特区制度の活用について利用する考えについて質問したいと思います。

資料5ということでこれを見ていただきたいと思っております。ここで対象になるのは三号地域だけですから、三号地域の所だけで集中的にやりたいと思っておりますので、この三号地域というのは、この裏面を見ますと一号地域、二号地域とは地理的に離れているが、自然、経済、社会、文化等において密接な関係が認められる地域であって、これら二地域の住民の生活再建のため事業を実施する必要があるという地域ということで、これは密接な関係というのは、その被災町長が受入自治体をお願いすればそれで密接な関係になるわけです。当然、一番浪江町が避難町民が一番多いわけですから。3000人以上いるわけですから。当然福島市とは密接な関係ということで、まずはここに書いてありますように真ん中のところですが、三号地域が特区を活用する場合は、一号地域及び二号地域からの要請を受けてからになるため、浪江町から福島市の要請が最初のアクションになりますという説明がありました。この資料は復興局只見さんからいただきましたので、そういったところもちゃんと説明を受けております。

ということで、この制度を使う考えはあるかどうかということでもありますけれども、この時間も押しているので詳しく説明したいと思います。制度上、農地に特例は適用できないということなんですけれども、これは農振地域の除外の項目が入っていないだけなんです。普通の手続きでやればできるんです。ということなんです。そしてこの法律の一番のミソというのは、農振を外しなさいとかなんとか言うのではなくて、ワンストップで一元的にできるということ、スピード化を図れるということ。通常のこういった計画であると10年かかってもできるかできないか分かんないんですけれども、最短で、この制度を使えば半年でできるということなんです。ここがミソなんです。町民は待っているんです。いつまでもできない復興公営住宅を待てない、あてにできない。だからどんどん家を買ってしまうわけですが、やっぱりそのスピード感が大丈夫だということでもありますので、これを使えば通常の手続きをワンストップでできるということで農転は農転で外せば良いんです。調整区域は調整区域で市が県に上げれば良いわけです。それを一気にぼんとできるという話なんです。ですからこれ制度もすっかり調査した上での質問ですからお願いします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 復興特区制度についてのご質問でございますが、制度そのものの趣旨については今議員がおっしゃられたような手続きの一元化とか、許認可基準の緩和とかの特例措置はできる制度となっております。従いまして、浪江町自体は法46条によりまして、いわゆる第一号地域、第二号地域に該当しますので、町内の事業については復興整備計画を作成し、事業を展開する予定です。

一方、要望されている第三号地域の土地開発は、法律上、特区制度を活用した農地転用許可基準の緩和等の特例は適用されておられません。被災三県でもこういった例はございません。そのことにつきましては、過日、復興局の方から関係者が一堂となつてご説明を受けた旨聞いておるところでございます。さらには町の方でも関係者また復興庁をお呼びしまして、その場で復興局の担当者から、制度の活用についてできるかどうかのご説明をいただいたところでございます。その中では復興特区の利用はできないということでもございましたので、その部分についてはご理解いただいているのかと考えております。

○議長（吉田数博君） 12番、小黒敬三君。

○12番（小黒敬三君） とても理解できないです。復興局。先ほど言い

ましたよね。この特措法のほうに農地法の転用です。それは書いてないだけなんです。それはそれで別に農地転用をやれば良いんです。その普通の制度を使って農地転用をやれば良いんです。それがワンストップで早くできますということなんです。そこの法律のところをきっちり読み込まないと、復興庁でもそこのところはそういう話をしていました。でも、この制度を使えばワンストップでできるということ。だから復興局でもそこのところは理解していません。彼らも素人ですから。あのこういう例があります。二本松市、今安達に復興公営住宅作りますよね。あそこ農振除外になっています。先に第1種ではなかったみたいなのかな。でもあれはあれで通常の農振で35か33ha、3カ所に分かれていますがけれども、二本松市の前市長の三保市長は農振除外をやったんです。約33か35ha。通常の何でやったか、やった手法。その手法が何かというと熱意、これだけです。直接行って直談判した。被災町民のために復興公営住宅必要なんですよ。そしたら禁止する法律なんてどこにもないんです。農振法にもだめですよという法律だとか、代替地を造りなさい、求めなさいという法律どこにも書いてないんです。ただ、今まで難しいとかできないとか言っただけなんです。ですからワンストップで、だからここの特措法の制度のすごいところは、ワンストップでできますよ。既存の手続きをちゃんとついでくださいよ。これ一緒に同時進行でできますよという制度なんです。これ本当に被災自治体、浪江町と福島市の自治体連携すれば、こういう制度を使ってできるということなんです。そういうことで後しっかり調べていただければ良いと思うんですけれども、もうこの条件がクリアされれば、まずそういったことなので、確認して福島市長のところをお願いに行く考えがあるかどうかお願いします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 今、議員お質しのとおり、ちょっと曖昧な点がありますので、そこは事務方で整理をしていかないとだめだと思っています。私は報告受けているのは、市の担当部局ですか。そちらの方からはこれは中々展開するのが難しいですということの話を担当の方から私自身も聞いておりますので、福島市の担当の部局と、それからうちの方の担当の課と、きちんと整理をしておかなくてはならないと思います。

私が聞いているのでは、直近では4月30日に二本松事務所において要望者の代表と開発関係者、それから復興局を呼んで国からの説明をいただいているという状況なんです。その内容等について私分かりませんが、そういう中では特区制度については活用でき

ない旨説明を受けたと話を承っております。そういうことです。

○議長（吉田数博君） 12番。

○12番（小黒敬三君） 特区制度、その続きは後の⑤で引き続きやりたいと思いますけれども、③の11月広報なみえ、馬場町長に聞く、「浪江町のこれから」の中にある町外コミュニティの考え方について質問します。資料6と7を使いたいと思いますけれども、資料6の方は真ん中にありますけれども、これ町長インタビューということではありますが、「復興計画では『つなぎ』の復興公営住宅を核とした『町外コミュニティ』はどのように維持しますかということ、復興計画では『町外コミュニティ』という言葉を使いましたが、復興公営住宅の建設地がかなり分散している現状を考えると、医療施設や教育施設などハード面で『コミュニティ』を実現することは、かなり厳しいと思います。」と書いてあるんです。この資料7を見てもらうと、色々町外コミュニティづくりについて、町の復興計画の第一次の抜粋です。ここの中には色々②のところ、浪江町単独では整備が困難ですとか課題が書いてあります。

あと、町外コミュニティの考え方も93ページに書いてあります。そして94ページには課題とか、95ページには課題書いてあります。課題のところも話題に上ることは多いんですが整備場所、時期、内容が明らかになっていませんとか色々ありますが、今回のこれを使うとこういった課題が全部解決できてしまう。先ほど再度調べるといことでありましたけれども、この何でここで難しいと町長自身が広報紙の上で言ってしまったのかなと。まだまだ諦めたわけではないですよ。他のところも中段から後ろの方も色々ありますけれども、本当に生活インフラ。中段は生活インフラについては避難先の既存の施設を自由に利用できる方が便利な場合が多いですと書いてありますけれども、避難先の既存施設そんなに自由に使える状況なんでしょうか。あとはコミュニティについても、心理的なコミュニティの絆とかタブレット端末とか書いてありますけれども、復興支援員の人にはやっぱりどんどん、一生懸命苦勞して全国に散らばっているの、支援の方は一生懸命やっていただきたいと思いますが、やっぱり基本となるコミュニティというのがないと、タブレット端末とか心理的なコミュニティというのはちゃんとしたコミュニティがある程度維持されてそれを補完するためのものであって、それがメインになるわけではないんです。ですから小さくても良いから、それぞれのところに核となるようなものを作らないと、補完するものが主になってしまうようではどうなんですかね。やはり町民のみんなに出すんだからそこら辺をもうちょっと気を付けて

いただきたいと思えますけれども、ここの点についてちょっとお質
ししたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） この広報のインタビュー記事については、これ
は議員お分かりのように県内外に私ども避難しているわけです。

620の全国自治体にお世話になっているわけです。ですから一つの
自治体のコミュニティ、これは本当に大切です。そしてこういう
ことがやれるんでしたら非常に良いことだと思いますけれども、今
申し上げたように、分散避難している。広域的に分散避難している
状況の中で、中々その町外コミュニティを作るとするのは難しい。
従って、避難先のそれぞれの施設そういうものを利用しながら、そ
の避難先の市民の方々と交流を深めていただくということがベター
ではないか。現実的ではないかということの発言をしたので、全く
否定しているわけではありません。そういう中で、心のこれからの
コミュニケート、いわゆる絆、そういうものを必要だろうと言うこ
とでこのインタビューには応じたということでもあります。

○議長（吉田数博君） 12番。

○12番（小黒敬三君） コミュニティのところは色々なそういう気遣い
もしたということでしょうけれども、あと頭の部分の町外コミュニ
ティのところなんですけれども、あくまでも第一次計画では色々と
模索してやると書いてあるんです。ここだといかにも諦めたような
表現になっているんですけれども、あとこの資料7の後ろのA3判
の96、97のところには色々アンケートをとって、候補自治体の協議
を重ねて早急に決定するとか。97ページの利用可能な制度において
は、福島の特例措置法を使うとか。具体的に先ほど言ったようなこ
と書いてあるんです。これは議会の議決を経た計画ですから、もし
中々難しいという状況になればそれなりに説明をしないと、急にこ
ういう町長のメッセージを出したらば、みんな間違っ取られてし
まう。ですからこれは頭見てみると町外コミュニティがやらないよ
うなふうにとられるんですけれども、そうではないですよ。

[何事か呼ぶ者あり]

○12番（小黒敬三君） 町外コミュニティは諦めてないということで確
認しましたので、この③は。

[何事か呼ぶ者あり]

○12番（小黒敬三君） 確認しますね。即答できたので、分かりました。

そこのところを再度確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員お質しのとおり、全く諦めているわけでは

ありません。

○議長（吉田数博君） 12番。

○12番（小黒敬三君） 了解いたしました。本当に諦めていないということで安心いたしました。

それでは、避難先での商圈をベースとした商業、サービス業の事業再開について、支援策はどうなっているかということで質問します。

商工会では、平成26年8月25日より事業再開検討委員会を立ち上げ、現在まで10回ほど委員会を開催しております。この資料8ページ、ペラのやつですけれども、これは第1回と第9回目の委員会会議録の1枚目だけをコピーした参考資料です。このようにやっていますということで6月3日に行われた10回目は、新規立地再開分科会と浪江帰還再開分科会に分かれて開催しましたということで、これは「こちらで事業再開する」、あとは「浪江に戻って事業再開をする」と2つに分かれて議論しているようですけれども、民間も何回も回を重ねて必死になってやっと模索しておりますけれども、町からの支援策とかそういったもの、町独自でどのような支援策をやっているのか。特に町外の、今話しているのは町外、被災地についてなんで、そののところに特化して答弁をお願いします。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

避難先での事業再開の課題につきまして、各事業者の業種や避難形態、避難先自治体を取り巻く環境等により、それぞれに異なる課題があり、取り分け震災以前の商圈の喪失は、商業及びサービス業の事業再開に大きな課題と認識しております。避難先での事業再開を希望される事業者の実情に応じた国などの支援策が展開され、県内避難先の再開事業者の多くが活用し再開に至っております。

また、商工会事業再開検討委員会において、避難先での再開について、現状分析や課題の整理を進めており、商工会と連携しながら課題解決を図りたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 12番。

○12番（小黒敬三君） 今の答弁だと具体策がないんですね。一緒に聞いて色々検討しているということで、大分みんなこの事業再開も、事業再開率が35%と言われておりますけれども、これは復興に携わる建設業とかそういったものを含めてなので、そういった方は行きますけれども、ここで中でできる人はもう建設業はみんな中に行っていますから。やっぱりここで言っている商業とかサービス業なんですけれども、そういった方の数字というのは2割切っているんで

す。この2割切っている数字というのは、具体的な町の手立て、ある程度ないと、あくまでも個人だからといっても、これ原発災害で個人で責任取れといったってこれできるわけないですよ、はっきり言って。

ですから、こういった浪江町が全部やれというわけではないですけども、やっぱりそういった手立てはないのか。一緒に話に混ざるのも良いとは思うのですけれども、町としてのそういった色々な商工業のサービス業の話を聞いて、何か手立て、ちょっと国の制度とか何とか引っ張ってくるのか、そういうのもないのかなど。

あとは、やはり商業、サービス業は、やっぱり町外コミュニティの中でそういった核となるものを作りたいというのです。町外コミュニティでそれで全部は賄えないと思いますけれども、そこを足がかりとしてそういったものをやりたいと考えておりますけれども、これも全部町外コミュニティに引っかかってくるのですが、この考えはどうでしょうか。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

事業再開の件につきましては、事業主、商店、建設業等も状況は一緒でございますが、国におきましては、各種中小企業等復旧復興支援事業、さらには中小企業等グループ等施設復旧整備事業補助金、それから原子力被災地域雇用創出等立地補助金等が整備されております。これらを使いまして、実際のところ浪江町の事業主の皆さんにつきましても二本松、福島、南相馬、白河、いわき、本宮等々で事業再開をしております。これは商工業主がだめだとかそういうことはございません。商店主もこの制度を積極的に活用して福島でもできますし、こういう形で行政としても支援していております。

さらには6月3日に開催されました事業再開検討委員会で、今議員お質しの第1回浪江町帰還再開分科会も発足しました。ここで浪江町としても仮施設の整備事業を活用した施設もあります。それから今言いました原子力被災地の雇用創出企業立地補助金、これは公設も含んだ等々がございまして、各この分科会で検討していただきます。行政としても支援していきますという形で発足しました。この分科会のメンバーの皆様も色々課題はありますが、これについて、設置についてどういう問題を、利益が出なかった場合どうするんだという問題も出ましたので、ここで検討していくということで進めてまいりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 12番。

○12番（小黒敬三君） 一生懸命やっているのは分かるんですけども、

これは商業とかサービス業、商圈を獲得してきた商売ね。再開できる商売もあるけれども、できない商売はどうするんですか。商圈を核とし。そういう商売、業種というのは町外コミュニティとかそれを足がかりにしてやらないとできないんです。国の制度といたしましたけれども、グループ補助金も十分勉強しましたけれども、使えないんです。本当に現実的に。ですから建設業だとかそういった復興に携われるような事業はそういう制度があるんですけれども、それ以外の業種というのはいないんです。ですから、そのためにそういった人の足がかりとなるような町外コミュニティを作らなくてはならないんですかという趣旨なんです。これは言っても多分答えが出ないと思うので。

それで5番の最後にいきますけれども、町外コミュニティについて、町長は国や受入自治体へ要望しているかということで、先ほども担当者レベルでは色々やっているとかそういった話がありましたけれども、何分まだ制度的なもの、お互いに十分に理解していない部分もあるのかと思いますけれども、資料9、細かい字になってしまいうんですけれども、資料9で「立ちほだかった国」というところがあります。これは、週刊新潮の電子版のホームページということで、日経記者の小川さんという記者が関係者とか、町長に直接インタビューをして書いた、オープンになっている記事であります。ここで線を引いておいたところを読みます。明治維新の後、戦いに敗れた福島の人々は、青森や北海道などに開拓民として移り住んだ。それらの土地には今でも福島各地の地名が残されている。「町外コミュニティ」はその再現だ。「しかし、今となっては遅すぎる」と馬場町長は言う。町民が全国に散らばって新しい生活を始めている現在となっては、今さら、ここに集まるのには無理があるからだというのだ。挫折の原因は、それだけではない。思わぬ障害が現れた。国である。昨年、小規模だが、町外コミュニティの具体化におあつらえ向きの話が持ち上がった。福島市内の約40haほどの土地を民間デベロッパーが開発し、500戸の団地を造成して浪江町民に移住を呼びかけるという構想だ。話はどんどん進み、デベロッパーも決まった。ところが、この話は今年に入って頓挫してしまった。後は馬場町長と福島市長の話し合いだけ、というところまで進んだのに、町長が動かなかったというのだ。熱心に計画を推進してきた町の有力者は、「町長は変心して町の将来をあきらめたのではないか」と不信感をあらわにする。町長に聞くと、「私も、その計画は良い話だと思ったんですが」と言ったまま言葉を濁した。実はこの計画には難点があった。国の「特区」構想を使うことが前提だった。特区

に認められれば、我々は様々な恩典が受けられ、町の負担は軽くなる。だが、それには国のお墨付きが必要だ。馬場町長は言葉少なく、「その計画を国にどうしても認めてもらえなかった」ともらず。強引に突破をはかれば、「復興予算のしめつけがあるかもしれない」とさえ言ったということでもありますけれども、どこの省庁の誰がそういうことを言ったのか。そのお墨付きとか法律とか制度とは、先ほども言いましたけれども、どういう制度なのか。禁止する制度は確かなはずですけれども、そしてあと福島市長との話し合い、それはなされなかったのかということで、以上3点なんですけれども、特区の話は先ほども話しましたよね。ですから禁止ではないんです。ワンストップでできるんですよ、通常の手続きを踏んでいけば同時並行でできますよという話ですから。そこで、多分町長、直接インタビューを受けたと思うので、この町長、この件についてお願いします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。このインタビューは、ちょっと議員は名前を間違えたのかどうか、吉野さんという、昔の日本経済新聞社にいた方だと思うんですが、この方がADRの件についてインタビューしたいということで来たんです。それは何かしら分からないけれども、何かこういうような話になって、いわゆる今議員がお質しをしているところの民間デベロッパーが開発した話に移っていったんですね、内容が。それで、民間が開発して私どもの町民の方々を支援していただくというのは非常に有り難いことだという話でしたが、ただ先程来から話が戻りますけれども、福島市の土地の件については第1種農用地だということで幾ら特区を使ったとしても中々制度上、法律上、難しいということがありますので、福島市長との話し合いは中々話し合いできないのではないかと。いわゆる私どもの中での協議は先ほど申し上げましたように、市の担当部もこれはできないと言っているし、また私どもの事務職の中でも復興庁のお話がありますので、中々容易ではないのではないかと言うことであると思います。

したがって、私も年末年始にはどちらかに必ずいわゆる応急仮設住宅を建設している首長さんのところには挨拶に行きます。何か知らないけれども、昨年12月の年末の恒例の挨拶に行ったら、福島市長の方から復興災害公営住宅についてはどうなりましたかという話を受けたんです。それは市長さん、北沢又の地域に復興公営住宅を国と県と私どもの町で共同で建設することになっていますので、それは大体終了していますという話をしたら、ああそうですかとい

う話だけで終わったんです。だから、何で住宅の話が市長から出てくるのかなと。私は毎年恒例のお世話になったという話をしに行ったのに、何か市長の方からそういう質問をされたことも今思い出します。

○議長（吉田数博君） 12番。

○12番（小黒敬三君） それでは質問しますけれども、こういう数字がありますけれども、避難地域からある住宅メーカーの仙台の方なんですけれども、昨年1年間でその一つのメーカーがいろんな住宅メーカーありますけれども、そこの一社だけで避難地域からの受注した件数が630件あったそうです。そのうち浪江が330件受注したということでありまして。みんなこうやって買っている、ばらばらに。町外コミュニティとか絆どころではないです。他のメーカーもあつたらものすごい数になる。これはどんどん今現在進行形で町民がそれぞれに住宅を買った事情です。本当に町民は復興とは関係なく、自分の生活の安定のために、やむにやまれずやっぱり生活がありますからそういうふうに乗っている。このまま、こういう問題を放置していきますと、本当にコミュニティがばらばらになって絆、本当に大変だと思っていますけれども、やはりこういった話が出ているので、再度確認した方が良くと思いますけれども。

そして、先ほど町長の答弁で、私が聞いた話だと、若干合っているとところもあるんですけども、ちょっとずれているところがあるので、ちょっと確認したいと思います。

12月18日に、住民の代表4人と言いましたね。資料4の計画書を馬場町長に手渡して福島市長に、この計画を勧めるためにお願いに行ってくださいと頼んだそうです。12月18日ね。その後、町長から何の連絡もないので、12月26日に町長にあの話はどうなりましたかというふうに聞きに行ったそうです。そしたら、町長は福島市長は難しいと言っていたという報告を受けたそうです。その後、1月5日に、町長の新年の挨拶に行ったときもその同じ話をされた。そこで1月28日に、住民の代表と地権者の代表が、福島市長に面談に行ったそうです。どうなっていますかと。確かに馬場町長は来られましたが、何も言わなかったもので、こちらから南沢又の件でおいでになったのでしょうかと言ったら、町長は北沢又に復興住宅ができるので必要ありませんという趣旨の、文言はどうかわかりませんが、そういった趣旨の話をされたということです。間違いかお互いのあれだかもわかりませんが、本当に事実なのかどうかと言うことと。そういう経緯があつて、危機意識を持った、不安になった住民とか、あとは町外コミュニティで必要とする事業再開

の人とか、そういった方々がもうできないんじゃないか。それで危機意識になって最後のチャンスということで6月4日に、その資料10、これを持って市長宛の提出、「東日本大震災復興特区法に基づく復興整備計画の提出を求める要望」ということで、これがラストチャンスだと思って市長に行ったわけです。その市長のアポを取るのも普通はある程度目論みがないとこんな門前払いですからね。ある程度市長もいろんな制度とか何とかを調べ尽くしたと思うんです。そして再度やったらば、いけると思ったからこの要望を受けたわけです。見込みもなくして要望なんか受けるわけがないと思うんですけれども、そしてテレビと新聞等にも出たと思いますけれども、この要望書を提出したということで、この提出しますよと言うのは、町には行く前も行ってからもちゃんときちんと報告をしています。勝手にやっています。やっぱりこれがラストチャンスなので、これはちゃんと報告した上でやった話であります。そして市長はその時、福島市でできることは何でもしますよと。あと、町としての動きがあれば協力します。それはマスコミ各社が全部いる中で明言したんです、市長が。根拠がなくそんなこと言えません。首飛んじやいます。これは、リスクというのは民間と福島市が負う。浪江町はお願いしてくる。要するに第三号地域を動かすためには浪江町が行く、それだけです。それをやってくださいよと。あとはみんな民間と福島市が全部責任を負いますよということなんです。再度考え、考え直していくということをして是非やっていただきたいんです。町長の実績にしてもらいたい。今、大変なときに、国とか県の復興政策が進まないときに、こうやったらば町長の実績になりますよ。是非実績作ってください。お願いします。

○議長（吉田数博君） 質問ですか、要望ですか。

○12番（小黒敬三君） 質問です。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） 町長への確認ということですが、誤解のないように確認のためにご説明を申し上げたいと思います。復興特区の話が前提になって、あそこで何とかしたいという意気込みと、やりたいという意向はよく分かります。ただし、制度をはっきり申し上げますと、現実的に先ほど議員が言われたように、復興特区制度というのは確かにワンストップという一つの道具が使えるということがあります。ただし、そのワンストップで全てのものがそのテーブルで全部処理できるとはなっておりません。特に農地法については非常に厳しい取り扱いがありまして、いわゆる浪江のように津波被災地、これは津波を受けて再編するためには、通常の土地利用の手

続きをやったのではだめだと。それから農地転用ができるできないをされたのでは困るといふことの我々の働きかけもあって、これは特区でその場でいわゆる現実的には農政大臣は同意しなければならないというふうに実は決められています。

ですから、これは正に言われるようにすばらしい特区制度です。

ただし、三号地域は先ほど言われましたように、現実的にはその農地法上の手続きが三号にははっきりと及ばないようになっているんです。それはなぜかという、土地利用というのは非常に大切な考え方なので、何でもかんでもできるではない。ですから一号と二号ができるというのは、原発で我々のように避難指示が出た、その再興のためにも土地利用というのはある意味では緊急に必要だということ、これも農政大臣は、その場で協議のテーブルでなったものについて、意見を聞かなければならないような規定があるわけですが、現実的にはその福島の三号地について、現実的に三号の適用になったとしても、ワンストップというテーブルは開かれても、農地法上の手続きは残念ながら適用されないというのはこれははっきりしていますし、そのことは議員も含めて担当している復興局の職員からも説明は受けたと思います。

ただ、それを何とかしたいという思いは十分分かります。それから、もう一つ、誤解のないように申し上げたいのは、今皆さんから、議員から提示のあった資料を見ると分かりますけれども、資料の4-2というのを見ると端的に分かりますけれども、この地区については、震災以前から何度も地区の住民が、90%以上の人同意をして調整区域から市街化区域に編入してもらいたいという運動を営々と続けている場所です、ここは。非常にそういう中では我々福島市と話をするときにも、先ほど二本松市の話の例はありましたけれども、福島市の土地利用計画の大きな見直しの中では、いわゆる市街化区域の中が足りないのか、それから農地はそれに対していわゆる市街化が足りないから、市街化区域に農地を組み入れて良いのかというような大きな土地利用の変更が伴う判断がどうしても必要です。

ですから、そういう手続きがどうしても必要だというのは、福島市の事務方も我々も現実的なこの部分について、手続き上、調べたときにはそこまでは分かっている。それからもう一つ、二本松の三保市長の話が出ましたけれども、安達の西側の部分については、そういう意味ではなくて、正に私が今言ったような大きな土地利用計画の変更の手続きを実際にやっています。市街化区域に編入をするという大きな土地利用の二本松市自体の、二本松と本宮と一緒に

なった都市計画なんです、そこで大きな都市計画の変更がなされて、その中で。

[何事か呼ぶ者あり]

○副町長（檜野照行君） それは、福島市と我々の間では、福島市長もはっきり申し上げています。できることはやります。できることはやりたい。それから応援したい。それは正にそうだと思います。

[何事か呼ぶ者あり]

○副町長（檜野照行君） ですからそういう中で、今、事実関係はしつかりと確認をするという意味で答弁をさせていただきましたけれども、私の方からは事務的な判断は以上です。

○議長（吉田数博君） 以上で、12番、小黒敬三君の一般質問を時間でありますので終わりいたします。

○12番（小黒敬三君） 以上、ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 11時54分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午後 1時30分)

◇紺野榮重君

○議長（吉田数博君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

14番、紺野榮重君の質問を許可いたします。

14番。

[14番 紺野榮重君登壇]

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野榮重でございます。議長の許可を頂きましたので一般質問をさせていただきます。質問の方法は一括質問方式でございます。

月日の経つのは早いもので、東日本大震災、原発事故発生以来、5年目を迎えることになりました。町民の方々も方向性を決められ、新天地に土地を求め、あるいは住まいを求められた方も多く聞こえてまいります。あるいは復興住宅を希望され、早期の復興住宅建設を待たれている方もおられます。もちろん浪江に戻り復興に携わるという町民もおられます。それぞれの方向は違っても、私達は避難から自立する事が大事かと思えます。

浪江町に戻るとい町民の数が前回のアンケートよりも少なくなりました。残念なことに浪江町に戻ると町民が年を経るごとに少なく

なっていく事は承知のとおりであります。アンケート結果は、浪江町に戻りたいが17.6%、判断がつかないが24.6%、戻らないという方が48.4%、戻らないが10%増えたわけであります。

町長は、昨年短期ビジョンが終わり、浪江町が「復興実現期」いよいよ復興が目に見えるようになるかと話しました。この事は除染が始まり酒田、立野下、高瀬と除染されてきております。現在は藤橋、西台、幾世橋3行政区、北棚塩と除染が行われております。

114号線権現堂の舗装工事も進んでおります。また瓦れき置場も確保され請戸で30ha、棚塩20ha、災害廃棄物瓦れき処理も進んでまいりました。3月1日には常磐高速道路の開通により復興が加速されると思います。仮設の焼却場も完成をされまして、5月25日火入れ式が行われました。6月から稼働されておりました正に復興が目に見える形で進んできていると実感をいたします。

復興の基本方針はすべての町民の暮らしを再建する。「どこに住んでいても浪江町民、ふるさとなみえを再生する、受け継ぐ責任、受け継いだ責任、引き継ぐ責任」等が基本方針となっております。

私は、町民それぞれの将来の選択はそれぞれにあるわけでありませけれども、浪江町をなくしてはならない、浪江町の自然を取り戻していきたいというのは町民全体の願いかと思えます。

自民党復興本部の第5次提言では、平成29年3月には帰還困難区域以外は避難解除する。また精神賠償は30年の3月迄との提言がなされました。正に平成29年3月が大きな節目になると思います。第5次提言は浪江町の帰町計画にも大いに影響されると思います。浪江町の復興計画で平成29年3月が帰町計画、解除時期は1年前に判断するというわけでありませがこの事を基本に質問いたします。

まず帰町判断の基準をお伺いいたします。浪江町は避難解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域と3つの区域に別れています。全町一斉にとはいかないと思いますが、どのような段階を経て解除していくのか、解除の方法をお伺いいたします。

避難指示解除要件の考え方で年間被曝線量をどのように考えるかお伺いいたします。

昨年、11月の広報で町長は1 mSvは理想であるが5 mSvまで許容できるという医療関係者の意見もある。町長は、独自の専門委員会を設け最終判断すると言っておられますが、専門委員会はどのような組織なのか。立ち上げられたのか。時期はいつなのかお伺いをいたします。

除染の進み具合も大変影響するわけですが、除染計画は変更後平成28年度末の計画であります、計画どおり進むのか。平成29年3

月迄に間に合うのか今後の除染作業予定をお伺いいたします。

これなら帰れる町をつくることについてお伺いいたします。

会社勤めの若い者は会社と共に他市町村、県外に移転いたしました。小、中、高の子供達も転校先に馴染み、すぐに帰れる状況も難しい。今迄のような商店、医療施設、介護施設も無い、年寄りしか戻らない中で浪江町に戻るといのは何の意味があるのだという町民の意見もあるわけであります。町長のこれなら帰れる町をつくるという考えはどのように進んでいるのか、今後どのように進めるのか提案も含めお伺いいたします。

医療機関、福祉施設をどのようにするのかお伺いいたします。現在は診療所を浪江町役場に交代制で勤めていただいで緊急対応して頂いております。帰還すれば病院的な医療施設を公設にして、そこで診療してくれる医師の確保とありますが、具体的にどのような計画をお伺いいたします。

中々町民の帰町の数も定かでない中、浪江町に独立した病院は難しいと思いますが、南相馬市の小高病院との連携は考える事が出来ないのかお伺いいたします。

次に、産業誘致については、産学官連携の研究施設と考えられているようですが、もう少し具体的な計画、見通しはどうなっているのかお伺いいたします。

復興計画において、廃炉作業等において北の玄関の拠点にすべきという計画がなされたと思います。現在5000人の作業員が原発で働いております。加えて復興に携わる作業員、6号線の朝、夕のラッシュはすごいものであります。これから廃炉に30年もかかるわけですので、浪江町を起点とした原発迄の労働者専用の通勤電車を通すのも一つかと思っております。

農業については営農再開、観賞用や花卉など非食用の農産物、バイオマスとありますが、町として具体的にどのような方向、指導をされていくのかお伺いいたします。

農業法人をつくり、土地と設備を用意して、意欲のある個人や会社に貸し出す。町外から募集する。素晴らしい考えだと思います。計画、具体性をお伺いいたします。

かつて相馬藩が飢僅で藩の人口が半減した時、移民政策をとられました。今回浪江町の人口は半減どころでないと思います。田畑の耕作されない耕地が多くなります。是非とも早めに町の方針、計画を示して頂きたいと思っております。

太陽光発電の予定敷地は150haの面積であります。営農型太陽光発電ですからソーラーパネルの下で農業ができるという事業です

が、先進地等も踏まえてどのような営農を考えられているかお伺いいたします。

蓄電池産業についてお伺いいたします。太陽光を進めれば必ず蓄電池が必要になり、蓄電池産業を誘致すれば雇用が生まれる。とありますがもう少し具体的な町長の考えを伺います。

町長は企業を訪問されておりますが、企業が浪江町に戻られる。あるいは新しい企業が来られるような感触があるかどうかお伺いいたします。

帰町の為の諸問題という事でお伺いいたします。帰町判断を平成28年3月に判断するという事は、平成27年、28年には浪江町に住める状態にしておかななくてはならない。住宅の傷んでいるところは修繕が必要であります。ところが現況は浪江町全体が避難でありますので、修繕の為の業者の確保が中々難しい。浪江町に一番近い所に住んでいる業者、職人は原町区であります。いわきからあるいは中通りから通って来ている職人もあります。私自身雨漏れの修繕しておりますが、職人がいなくて仕事が順調ではありません。大手企業では浪江町は避難地域なので、会社として法令遵守の点から現場に、私の場合、風呂場でしたけれども、取り付けにいけないという事でありました。

また他町村の職人は通行証を取得しなくてはならないのは非常に面倒だと、避難区域で仕事をするより避難区域外で仕事した方が良いとの事で浪江町は断われました。檜葉町が帰町する為に家屋の修復ができなくて困っている状況が分かるわけです。浪江町もそのようにならないように解除に向けて進めて行かなければならないと思います。

通行についてですが、厳しい規制は防犯上効果があると思いますが、復興していく上では足枷となる事も確かであります。高速道路開通によって今迄よりも規制が厳しくなりました。避難解除準備区域、居住制限区域は自由往来できるようにすべきかと思えます。町の考えをお伺いいたします。

規制する事は法律上できないんだと伺っておりますが、段階的に早期にこの解除判断されるように求めていきたいと思えます。

我々、町を他町村と比べる時に、隣町の小高区を対象にしますが、規制していないせいか、浪江町の裏通りとは全然違うのが分かります。復興の基本は町民が町に戻れるようにすることです。家は人が住んで家であり、町は町民が住んで町が成り立つわけです。帰還の為の修繕、新築しやすい環境をつくり、町の帰還が宣言された時にスムーズに戻れるようにして頂きたいと思いま

す。

リフォーム等での廃材の処理について伺います。自宅をリフォームする時に廃材は収集してくれない事が分かりました。事業者の出した廃材は産業廃棄物として業者が処理してくださいということがあります。半壊以上の家屋は国で取り壊して処分してくれる。リフォーム際には業者を頼んで廃棄物は処分しないでは、これから住宅修復して帰町する計画の町民にとって大変足枷となりますが町の考えをお伺いいたします。

除染が進まなければ帰町出来ないわけですが、除染の進み具合をお伺いいたします。まず各行政区の仮置き場の確保状況をお伺いいたします。復興の中心となる権現堂の仮置き場の確保はどうなっているかお伺いいたします。これは何人も質問しているわけでありませうけれども、やはり権現堂という地区というのは非常に復興の中心となるべきものでありますので、そういう思いから再度質問させて頂きます。除染された廃棄物、これは双葉郡町村を優先して運搬すると報道されておりましたが中間貯蔵への運搬予定をお伺いいたします。

帰還に当たっての最大の問題は上下水道の問題であります。復興状況、進行状況をお伺いいたします。特に除染を終えたところの水道の通水はどのようになっているかお伺いいたします。

瓦れき運搬交通量の緩和について伺います。現在幾世橋通りの交通量が大変多くなっております。幾世橋の町通りは地盤が悪く災害前には道路改良して舗装されました。しかしダンプの往来が盛んで、沿線住民が困っております。復興のために我慢しなければならない事もありますが、3つのルートがあると思います。原発進入道、幾世橋の町中の道路、高瀬街道、一つの道路に集中しない方法は考えられないかお伺いいたします。

仮設の焼却場が稼働され一日当たり300t、大変な数量かと思えます。災害前、大熊町にある焼却場の周辺の山が枯れている状態を見たことがあります。公害を心配するわけではありますが、仮設焼却場の公害に対する安全対策はどのようになされているかお伺いいたします。

次に、浪江町の健全財政の件をお伺いいたします。まずは今回の予算は一般会計137億7000万円、対前年比3%増、特別会計86億3700万円、対前年比14%増であります。震災前は80億位の一般会計ですが予算であったと思いますが、予算の大型化は復興予算が影響していると思います。今復興の緊急の時、健全財政はいかがかと思われるかもしれませんが、国の1000兆円の借金を考える時、日頃の

収支のバランスを考えるべきだと思います。財政健全化をどのように考えるのかお伺いいたします。

町の借金いわゆる負債を次の世代に負担にならないようにすることが私達の責任だと思います。今まで大柿ダムの返済が色々と問題になっておりましたが、大柿ダム返済が完了となりました。

現在浪江町の負債はどのような状態なのかお伺いいたします。私の調査では、平成25年度債務残高は一般会計への債務が53億円、土地改良事業が3億円、公共下水道が34億円、農業集落排水が2億円、水道事業が11億円、債務合計が約103億円と思います。水道事業は事業会計なので負債に含めないという考えもあるかもしれませんが、それも含めての総額であります。

心配するのは現在ほとんど税収が無いわけで、財政支援による地方交付税がほとんどであります。この支援は永遠に続くわけではありません。町人口が少なくなる事は明白で、今から健全財政計画が大事かと思えます。一番心配する事は下水道の負債であります。34億円。今後復旧して行くうえで、下水処理施設、あるいは下水道修繕に対してどのように対応し、返還計画を考えておられるのかお伺いいたします。

復興住宅の件をお伺いいたします。順調に進まないのは復興住宅かと思えます。当初平成28年度完成と計画されておりましたが、4500戸計画が1000戸は平成29年と計画変更されました。浪江町として建設予定、あるいは他町村と共用の住宅の影響がどのようなものか伺います。

浪江町に建設予定の復興住宅、災害復興住宅の進捗状況をお伺いいたします。今後の復興住宅建設、順調に進むか否か疑問とするところではありますが、そこで何度も提案しておりますが、既存の建物の利用と民間住宅の利用であります。雇用促進住宅80戸、東邦レーヨン跡地の町営住宅、その他諸々、色々耐震等の検査等の事もありますが、その後、進捗状況をお伺いいたします。

さらに個人所有のアパートの活用も大事かと思えます。

次に、賠償の件をお伺いいたします。

賠償金の件は非常に重要な事であります。賠償項目は大きく3つに分けられます。個人に関わる項目、法人、個人事業主の方に関わる項目、共通、その他。まずは浪江町の町民の精神的損害、就労不能損害、営業損害、財物価値の損害賠償等請求はされているのか、パーセントはどのくらいになっているのか伺います。

また賠償請求されていない方に対して、町としてはどのように指導されているのかお伺いいたします。

浪江町町民の賠償格差を心配するところですが、精神賠償以外は格差が生じます。特に財物賠償は物に対しての賠償であります。物がある者となない者の差は大変な格差があります。その辺も町は考慮していかなければならないというふうに思います。

住宅確保損害の賠償が出てきました。各人の格差はありますが、限度額を使いすぎて収入とのバランスの中で将来困ってしまう方が出かねません。町としても賠償の使い方も指導すべきと思いますがどのように考えられますかお伺いいたします。

最後に、浪江町復興して行くためにを伺います。

復興は誰のためでもない。私達の今後の人生の問題として、町民一人ひとりが主体的に関わって行くことが必要不可欠だと思いますが、どのようにすれば少しでも元の浪江町に近づくことができるか悩むところであります。基本は町民協力の力の結集が大事かと思えます。町民との懇談会ではどうしても町民からの要望が多くなるわけでありますけれども、復興していくうえで町民協力が不可欠だと思います。行政のすべきこと、町民に協力してもらうことは何なのかお伺いいたします。これから復興を進めて行く上で大事な事は、浪江町でできる行事をできるだけ浪江町で開催することが大事ではないかと思えます。行政の中心が浪江本庁になる時期はいつなのかお伺いいたします。

以上でございます。答弁が不明の際には再質問させていただきます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まず1番目の3区域の避難解除の方法についてのご質問にお答えいたします。避難指示解除の考え方につきましては、多くの町民の皆様と共に、平成26年3月に策定いたしました浪江町復興まちづくり計画において、生活できるかどうかの視点でまとめて行く事が明記されております。本計画では、まず避難指示解除準備区域で生活可能な復興拠点を整備して、それを足掛かりにして居住制限区域、帰還困難区域へ段階的に整備地域を拡大していく事としております。

現在、本計画に基づきまして生活できるかどうかの視点での検証に向けて、判断の条件となる項目の整備作業を行っているところであります。そして有識者検討会につきましては、この作業終わり次第設置したいと考えております。検証に当たっては、まずは除染が最優先課題であります。完了すること前提に上下水道や道路の復旧状況、災害公営住宅等の整備による住居の確保、商業施設や医療福祉施設などの生活関連サービスの確保など総合的な検証を行う必

要がありますので、放射線専門家のほか、まちづくりに関する専門家の方々にもお願いをして除染の進捗を見ながら解除の条件となる生活環境の検証を進めていきたいと考えております。

次に、除染作業の今後の予定ということについてのご質問にお答えいたします。昨年度より引き続き実施しておりました浪江町除染等工事その2の対象となる高瀬行政区、立野下行政区につきましては除染作業の進捗率は100%となり、現在は引き渡しを行っている状況であります。浪江町除染等工事その3の対象となる藤橋、西台、幾世橋、北幾世橋北、北幾世橋南、北棚塩の各行政区につきましては、期間内での終了を目指して現在除染作業中であります。

また、浪江町除染等工事その1からその3までの対象行政区と帰還困難区域を除いた行政区がその4の工事の対象となっております。こちらは施工業者が6月中旬に決定する予定でありますので、その後、環境省と施工業者での契約が済み次第、着工予定となっております。

答弁が飛びますが、行政の中心が浪江本庁になる時期はいつかというご質問にお答えいたします。今後の私を含めた各課の本庁舎への移動につきましては、本年度の除染、インフラの復旧の状況等を勘案し、さらに今後の町民避難の状況、また二本松事務所内の事務量と本庁での事務量を比較してまいります。

更に、医療・福祉の再生、町内での事業再開、帰町希望の人数等々も勘案しながら総合的に判断をして適切な時期を見て判断してまいりたいと考えております。また議員ご提案のとおり浪江町でできる行事を町内で開催することについては町民の帰町に対する意欲あるいは機運を高めるものと考えますので、今後、町民の皆様の意見を参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

その他の質問については担当課長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 年間被ばく線量1 mSv、5 mSvの考え方と専門委員会の設置方法についてお答えいたします。

浪江町の除染工事の目標値につきましては、国が策定しました特別地域内除染実施計画に基づき除染を実施しておりますが、目標値、追加被ばく線量が年間20mSvを超える地域については、段階的にかつ迅速に縮小することを目指しております。

追加被ばく線量が年間20mSv未満である地域については長期的な目標と追加被ばく線量が年間1 mSv以下になることを目標としつつ、可能な限り線量低減を目指しているところであります。

また町では弘前大学等と協定を締結し、放射線被ばくによる健康への影響調査などの協力を頂いております。これから弘前大学等の放射線被ばくに関する高い見地を有する先生方の指導を頂きながら専門委員会の構成等を含め検討してまいりたいと考えております。

なお、時期につきましても除染の進捗状況等を踏まえ、先生方の指導を頂きながら定めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それではご質問にお答えいたします。

帰還に向けました医療機関、介護施設につきましては、町内で開業していました病院、医院、介護施設の再開が理想であると考えております。

しかしながら、震災前と同様の医療並びに介護の提供は困難な状況にあることも確かであります。県内では医師不足が深刻な問題となっておりますが、現在、震災前に町内で開業していた先生方にお会いし、浪江での再開意向の聞き取りを行っているところであります。この聞き取りの結果を基に公設あるいは民営についての方向性を決定し、早期に医療体制の構築を図ってまいります。

また、南相馬市の小高病院との連携を始めとした救急医療体制についても必要であると考えておりますので、今後視野に入れながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） （2）の産業誘致、産学官連携の研究施設の具体性についてお答えします。

産学官連携につきましては、国が主催するイノベーション・コースト構想推進会議において、国際産学連携拠点を浜通りに整備する方向で検討されており、産学官共同研究室のほか大学教育拠点、技術者研修拠点、情報発信拠点などを段階的に整備することを会議の中で確認され、先日、中間整理がなされたところでございます。

現在、想定されているスケジュールにつきましては、平成28年度から平成30年度以降に施設の事業化に着手し、平成32年、2020年を一定の目標に最先端のイノベーション拠点の構築を目指すこととしております。整備する場所につきましては、現時点ではまだ示されておりません。本件につきましては、イノベーション・コースト構想推進会議にこれまで同様積極的に関与しながら、関連施設の誘致に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） それでは（3）営農再開今後の進め方（非食用の農産物）についてご質問にお答えします。

営農再開に向けては、浪江町地域農業再生協議会の浪江町農業再生プログラムにビジョンが示されております。現在、各農事復興組合等においては、プログラムを基に営農再開に向け様々な方法により、作物の実証、試験栽培が実施されております。各農事復興組合地区において希望する農作物の栽培について様々だと思えます。町としてもプログラムに沿うよう各農事復興組合等と話し合いながら、その地区にあった営農方法を見つけて行きたいと考えております。

次に、(4) 町が農業法人をつくり土地と設備を用意して、意欲のある個人や会社に貸し出す。町外からも募集具体性についてご質問にお答えします。先に述べましたとおり既に設立された農事復興組合や設立に向け準備している地区、また農地除染が終了していない地区においても今後営農再開を目指し、農事復興組合が設立されていく予定となっております。まずは、各農事復興組合と行政区等と担い手の確保、育成、省力化による作物栽培、施設整備等について協議していきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） (5) 太陽光発電と蓄電池産業誘致（イノベーション・コーストの具体性）についてお答えいたします。

昨年6月に取りまとめられたイノベーション・コースト構想研究会報告書では、新たなエネルギー関連産業の創出として再生可能エネルギーの地域での有効活用、蓄エネルギーということが模索されておりました。これを踏まえ昨年10月に町が示した浜通りの再生に向けた浪江町のあり方、双葉郡北部の復興拠点の資料において蓄電エネルギー拠点施設を打ち出し、町内外からの再生可能エネルギーを集約し供給することで新たなエネルギー利用体系を構築できるのではないかと考えたものでございます。

その後、エネルギー関連作業については、県で分野別検討が進み、蓄電については水素によるエネルギー貯蔵・効率的利用プロジェクトとして位置付けられており、2016年以降に実証事業を検討することとされております。具体化に向けた検討の状況を見据えながら、関連施設の誘致に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

更に、企業訪問とその感触の関係のご質問がございましたが、先月20日に町長が浪江日立化成工業と浪江日本ブレーキの2社を訪問いたしております。浪江日立化成工業では、現在までに生産量が震災前の9割まで回復したというお話など様々な意見をお伺いいたしました。また、浪江日本ブレーキでは増設したばかりの工場もあり、

再開出来ない状況が非常に惜しいというお声も頂いております。

帰町への感触という点では、双方とも会社の方針や社員の生活等、様々な問題から現時点では町内の再開は難しいというご意見を頂いてきたところでございます。

今後も継続的に訪問を重ね、既存企業の方々と共に町内再建への可能性を探ってまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） 大きな3番の（1）通行規制の解除についてお答えいたします。居住者による人の目による防犯が期待できない現在では、防犯対策である物理的なバリケードの設置及び防犯カメラの設置、また日中の防犯パトロールにより、かなりの防犯効果があります。しかしながら、議員お質しのとおり、帰還の足枷とならないように帰町時期の判断や復興に向けた諸条件の推移に合わせて防犯体制について適宜見直しを検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） （2）リフォームした廃棄物の処理方法についてお答えします。

個人で行われたリフォームの際に出た廃材等につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業に伴って生じた産業廃棄物は産業廃棄物として発生元となった事業者で処分することとなっております。

その一方で、環境省による被災家屋の解体事業におきましては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法に基づき、東日本大震災で被災し、半壊以上となった家屋につきましては、その解体等の処分を国が行っております。このことから町といたしましては、個人で行われたリフォームの際に出た廃材等の産業廃棄物に関しましても、引き取り手がなく苦慮している状況であることから、特別措置法同様に国が責任をもって処分するよう強く要望しているところでございます。

次に、（3）仮置き場の確保、中間貯蔵施設への運搬予定についてお答えします。権現堂地区の仮置き場の確保状況につきましては、先ほど7番議員にお答えしたとおりでございますが、現在候補地を選定中で、他行政区と調整中でございます。権現堂地区におきましては、まちの中心部として重要な位置付けにあるという意識のもと、仮置き場の確保に向けて全力を注いでまいりたいと考えております。また、中間貯蔵施設の運搬予定でございますが、本格輸送に備

え、パイロット試験輸送のルート等を環境省で調整を行っております。中間貯蔵施設自体完成をされていない状況から、本格輸送の運搬時期の詳細につきましては現段階でお答えできませんが、環境省には除染廃棄物の運搬の際は、町民の皆様の安全に十分配慮するよう求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 上下水道工事の進捗状況についてお答えいたします。下水道施設については、浪江浄化センターが平成27年度末に復旧完了予定であります。下水管路については、国道6号より東の幾世橋地区は平成27年度末完了予定であります。国道6号からJR常磐線の間、権現堂地区は、平成28年度完了予定であります。川添・樋渡地区は、平成29年度末に復旧予定であります。水道施設は平成26年度末で配水管が42%復旧しております。今年度は漏水調査を外部委託し、平成27年度末に80%の復旧を予定しております。除染が完了し、上下水道施設が完了した地区より給水を再開したいと考えております。酒田地区は7月より給水を再開する予定です。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） （5）瓦れき運搬、一道に集中しない対策についてお答えいたします。

幾世橋地区の町通りを通行するダンプの台数でございますが、一日瓦れき運搬で約50台、各工事のダンプが約50台通行しております。

また、高瀬地区から請戸地区を通行するダンプに関しましては、一日約80台通行しております。今後復旧事業等で交通量が増えると思いますので、ルートが集中しないよう工事関係者より協議を進めていく予定でございます。

なお、ダンプ等の通行による道路の陥没等傷んだ場合には、工事関係者による応急補修を行っているところでございます。

次に、（6）仮設焼却場の公害に対する安全対策についてお答えします。

環境省が浪江町に設置した仮設焼却施設は大気汚染防止法、放射性物質汚染対策特措法関係法令に定める規制基準並びに廃棄物処理法の技術基準、ダイオキシン類発生防止とガイドラインの基準に適合するよう設計されていると聞き及んでおります。

また、生活環境影響調査を実施すると共に排ガス、騒音、振動、悪臭について環境基準等の環境目標が達成できることを確認しているところであります。

更に、本施設ではバグフィルターを2段階に設置すると共に、受け入れヤードや灰処理施設の廃棄系統に高性能フィルターを設置す

る等、放射性物質の排出防止に対しましては特段の対策を講じております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは大きい4番、浪江町の健全財政の件、（1）財政健全化をどのように進めるかについてお答え申し上げます。

まず、現在の状況でございますが、財政状況を判断する健全化比率においては、公債費比率等、数字上、適正基準を満たしております。しかしながら、原発事故の影響で税収等は大きく減っております。その分は主に国庫補助金や地方交付税により賄われているため、町の財政基盤は非常に脆弱であると言わざるを得ません。

今後におきましては、地方債の返済は続くわけでありまして、更には一定の復旧・復興が完了するまでには莫大な財源が必要になることから、常に収支バランスを考えると共に財源確保のため最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、町の負債の状況でございますが、議員お質しのとおり一般会計、特別会計を含めた平成25年度末の債務残高は103億円となっております。

今後の見通しでございますが、税収と自主財源が大幅な減収が続く中、一般会計においては平成26年度臨時財政対策債の借受けを控える等、当面は復旧・復興に係る財源については、補助金及び交付金等を十分に活用し、不要な借り入れは控えていきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 下水道負債の償還計画についてお答えいたします。

現在、一般会計からの繰入金等により下水道負債の償還をしております。東京電力からの賠償金は、下水道施設の維持管理費として使用し、残金は下水道事業を再開した時の運転資金として積み立てております。今後、収入は震災前からと比べかなりの減収の見込みであり、大変厳しい状況となっております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは大きい5番の復興住宅建設の件の（1）復興住宅建設計画変更に対し浪江町としての影響。（2）町内復興住宅、災害復興住宅の計画と建設予定。（3）既存の住宅の利用、民間住宅の利用の考えは。のそれぞれについてお答えいたします。

まず、復興住宅建設計画変更に対する影響の部分でございますが、県が3月末に示した復興公営住宅の整備予定を見ますと、復興公営住宅の整備見直しにより、平成29年度以降に整備予定とされた公営住宅は、福島が1カ所、いわき市が7カ所、二本松市が2カ所、広野町1カ所の公営住宅となっております。そのうち、浪江町民分として戸数が確保されている公営住宅は7カ所あり、454戸が影響を受けることとなります。この復興公営住宅整備時期の見直しについては、地区ごとの造成設計により宅地造成に時間を要することが判明したため、県において見直しがされたものでございますが、今後とも進捗状況についての確認を行いながら、可能な限り整備期間の短縮のための措置を講ずるよう強く求めてまいります。

続きまして、町内復興住宅の進捗状況関係でございますが、復興公営住宅及び災害公営住宅として幾世橋地区に93戸を整備し、請戸地区に26戸を整備する予定としております。また、防災集団移転促進事業による分譲区画に関しましては、幾世橋地区7区画、請戸地区16区画を整備する予定でございます。昨年度は、整備予定地区の地形測量及び地質調査を実施いたしました。幾世橋地区につきましては早急に具体的な整備予定区域を決定し、今月中を目途に地権者の方に事業説明を行った上で用地交渉を行い、造成設計及び建築設計を進める予定でおります。早期整備を念頭におき、農地転用や開発行為の手続き等を円滑に行うために復興整備協議会設立を検討するものとし、関係省庁等の協議を迅速に進めていきたいと考えております。

既存施設の利活用の関係でございますが、議員ご指摘のとおり帰還想定時期までに住宅を早期整備するためには、既存施設の活用が有効であると考えております。町としては、当面の町の復興拠点内にある雇用促進住宅浪江宿舎の利用を検討しております。昨年は、震災の影響を見るための構造的な被害調査を実施し、改修・修繕により利用が可能であると判明いたしましたので、既存の80戸を改修し、町民及び新規居住者向けの賃貸住宅として活用することを検討しております。また、東邦レーヨン跡地の町営住宅については、現在被害調査を実施しております。避難指示解除時期に供給開始できるよう準備を進めてまいります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 6賠償の件、(1)浪江町賠償請求の割合について、ご質問にお答えします。

町民の皆様の生活再建のために賠償は重要であり、請求状況については常に問題意識を持っております。しかしながら、東京電力へ

の賠償請求は実態に基づくものもあり、また出生や死亡、個別の事情により対象者数が常に変動するため正確な請求割合の算出は困難です。東京電力における平成27年4月末現在の精神的損害請求者数は、住民登録以外の方も含まれておりますが、2万1400人を超えております。

また、宅地、建物、借地権の請求者数は6700人を超えており、ある程度の方々は請求を進められているものと認識しております。就労不能損害の請求者数は、減収の有無や再就職等により変動があり、営業損害の請求者数は個人間の土地の賃貸借等も含むことから、あくまでも参考の人数として捉えており、請求割合は算出しておりません。

次に、(2) 賠償請求されていない町民に対してどのようにフォローされているかについてご質問にお答えします。仮払いも含めて一度も賠償請求をされていないと推測される完全未請求者について、昨年度、意向等の調査を実施いたしました。調査結果は対象者の3割弱が既に請求済みであり、他に東京電力の請求支援を希望された方については本人同意の上で情報を提供し、東京電力の訪問等による請求促進が図られております。また連絡が不通の方には職員が訪問する等により対象者全員の調査を終了し、現在も継続的に訪問の上、請求支援を進めております。更に出生時の親権者には請求案内の通知を送付しております。

次に、(3) 賠償の使い方の指導はされているのかについてご質問にお答えします。

住居確保損害は、移住先の住居のほか、町内の住居の建替えや大規模修繕費用も賠償対象であり、賠償上限金額を移住先と町内等に分配して活用できることから、一度きりの請求に限らず複数回の請求が可能です。それぞれの世帯の生活再建は多種多様でありますので、その世帯にとって最善の賠償金の使途を見い出すことは困難ですが、住居確保損害を分かり易く周知することで、より良い生活再建に資するよう努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 7番、(1) 復興して行くのには町民協同の力の結集が大事です。町民に協力してもらいたいことは何なのかというご質問にお答えします。

震災以前より浪江町においては、第4次長期総合計画において協働のまちづくりを推進しており、震災後に策定した浪江町復興計画及び浪江町復興まちづくり計画策定の際にもこの協働の考えの下、ふるさと浪江町の復興のあり方について町民の方と共に検討し、復

興の取り組み方針を決定したところでございます。

現在、計画の実現のため、町内の復興の拠点となる復興公営住宅や交流・情報発信拠点等の施設整備を進めておりますが、生活環境の整備には解決すべき課題が多くございます。中でも町内における商業、介護、福祉、医療等生活に必要なサービス等の担い手の確保が最大の課題であると考えております。

今後は、町民の皆さんと共に生活必需サービス確保に向けた体制整備を構築していきたいと考えておりますので、町民の皆様のご協力をお願いしたいと考えております。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 答弁訂正をお願いいたします。

権現堂地区の仮置き場の確保につきましてはということで、先ほど7番議員とお答えしましたが、8番議員として訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 詳しく答弁をして頂きましてありがとうございました。何点か再質問をさせていただきます。

今回、5次追補で平成29年3月には帰還困難区域を除き解除する。精神賠償は平成30年3月までの賠償ということに追補を与党で提示されましたが、町の避難解除の方針、国の。

[何事かと呼ぶ者あり]

○14番（紺野榮重君） 5次提言ですか、訂正します。

それで町の避難の解除方針と国の解除時期が違った場合に、国との折り合いと言いますか、そういうものをどういうふうにしていけるのか、お伺いいたします。

それから、1 mSvから5 mSv、そういうものでの事の中で、町長はこれが安全だと言われている関係もあると。そういう中で、5 mSvまでは許容ができるという医療関係者の意見もあると。そういう中で、政府がきちんと公式見解して数字を示すべきですが、浪江町としてはその数字をもとに独自の専門委員会を設けると言われているわけでありますが、その説明されたかもしれませんが、ちょっと分かりませんでしたので、もうちょっと説明していただきたいということと、この専門委員会が作られたということであれば、報告される時期というものは何時なのかお伺いしたいと思います。

それから、権現堂の仮置き場、これは皆さん何人も質問しているわけでありますが、一番復興していくのに核となるのは権現堂地区だということの中で心配されているから何人もの方が質問されるというふうに思います。面積的には2.2haですから、私達、在のほうからす

れば、そんなに広い面積ではないと思います。それで権現堂の方々にあるいは私達に示せる時期は何時になるのかという事をお伺いいたします。

それから、通行証、通行規制の解除時期という事の中で、町民の方に言われる帰還困難区域の方に言われるわけなのですが、通行証が帰町する制限がありまして、1カ月に1回、それから年に15回というふうに制限されることはある程度納得できるわけですが、この避難解除準備区域、制限区域に1回ごと許可を貰わなくてはいけないことは大変困るといふふうに言われます。それで、例えば帰還困難区域に行って役場の本庁に行くのにも、そこを通ることができないという事は大変困ると。そういう中でその理由と改善の余地はないのかお伺いしたいと思います。

上下水道の開通の予定ということで今示されたので、私とちょっと区長会で示されたのと違ったのは、平成28年が幾世橋地区で、平成29年が権現堂地区で川添、樋渡ですか、それが平成30年というふうに私は受け取っていたのですが、一年ずつ早くなったように受けましたが、そのことをちょっと、どっちが私が間違っただけなのかどうか分かりませんが確認して頂きたいと思います。

それから、水道の件では酒田地区が7月に通水するという事がありました。我々に分かり易いように示して頂きたいのは、行政区、例えば酒田地区、大字括りでも良いですけども、そういう括りの中でこの予定を示して頂きたいというふうに思います。それは要望ということで結構であります。

それから、健全財政の件であります。中々今後大変になるというふうな中で、国の定めるところでは健全だと思っておりますが、これからの事を考えると非常に税収が厳しくなるわけですので収支のバランスを考えて頂きたいと思っております。これは要望です。

それから、下水道の場合に心配するのは、今後中々戻らないところにも色々そういう整備をしていくと非常に効率が悪くなるわけがありますけれども、そういうふうな事での対応の仕方という事を考えて行かなければならないと思っておりますので、これも要望で結構でございます。

それから、町内の復興住宅、災害住宅の計画と予定ということでありますが、失礼しました。既存の住宅の利用、民間住宅の利用の考えはということですが、公共の復興住宅建設これは大事ですが、民間のアパート利用も大切かと思っております。

そういう中で賃貸をされる貸し借りができる人の空き家バンク、そういうふうな創設、そういうものを提案したいと思っておりますが、ど

のように考えるかお伺いたします。

それから、町民協同という中で、今町民に協力してもらいたいの何かというふうな中で色々とお話をされました。そういう担い手の課題とかそういうふうな事を話されましたが、私としてのこの一つの問題点は、除染された後はそれぞれの責任でやらなくてはならないのではないかと。そういうふうな中で宅地等におきましても除染された後は個人の財産ですので、そういうふうなところは荒らさないようにと町民に周知徹底をして頂きたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えいたします。5月29日に与党において居住制限、避難指示解除準備両区域の避難指示を平成29年3月までに解除するとした東日本大震災復興加速化のための第5次提言が取りまとめられて議員お質しのとおり安倍首相に提出がありました。町としては、避難指示解除時期は帰還へ向けた準備状況を踏まえ、当該自治体の意見を聞き取りすることになっておりますので、一方的に一律に決定すべきものではないと考え主張してまいりました。平成25年1月25日付けの24浪江再開第75号で私から原子力災害対策本部長宛てに通知いたしまして、6項目の附帯事項を付記しております。その中で、避難指示の解除に際しては、地域の実情を十分に配慮し、生活関連サービスの回復や放射線量の低減状況を踏まえ、町及び住民の協議及び了解を得ることと要請しているところであります。

これを受けて平成25年3月7日付けで原子力災害現地対策本部長から浪江町長宛で通知において4項目の附帯事項が付記されております。その中で避難指示の解除は、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信等日常生活に必須なインフラや医療、介護、郵便などの生活関連サービスが概ね復旧し、子供の生活環境を中心とする除染が十分に進捗した段階で県、市町村、住民との十分な協議を踏まえて決めていく事になると明記してあります。

政府としてこれらを再確認し、全町一律ではなく当町の実情にあった解除時期とするよう更に強く求めてまいる次第であります。

更に、除染関係の再質問であります。ただ今ご質問されましたその4の工事対象区域、特に権現堂地区、そちらのほうは答弁しましたように施工業者が6月中旬に決定する見込みであります。決定いたしました後、環境省と施工業者での契約が済み次第、速やかに着工できるようにして頂きたいということをお願いしたいと思っております。

ただ、準備期間に2カ月程度かかるという報告は受けております

ので、よろしくご理解を頂きたいと存じます。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 再質問にお答えします。年間被ばく線量、1 mSv、5 mSvの考え方と専門委員会の設置方法についてにお答えします。

先ほどもお答えしたとおりでございますが、現在弘前大学と協定を提携しております。放射線被ばくによる健康への影響調査など協力を頂いているところでございます。弘前大学等の放射線被ばくに関する高い知見を有する先生方のご指導を頂きながら専門委員会の構成含め検討してまいりたいと思っております。

時期としましては、除染進捗状況等を踏まえ先生方のご指導をいただきながら定めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

次の権現堂の仮置き場の確保状況でございますが、候補地選定中でございます。他行政区等と調整をしているところでございます。

仮置き場の確保に向けて全力を注いでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 通行許可証の問題でお答えします。現在通行規制がなされている状況ですので、役場内の関係機関と協議させて頂きたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 下水道管路の復旧完了予定日ではありますが、国道6号から東の幾世橋地区は平成27年度末でありまして、平成28年3月ということでありまして、年度で申し上げましたので資料が平成27年と28年が混在しているという状況で、終わり時期については同じであります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 民間の空き家の活用という視点で再質問がございましたので、空き家等の利活用については、今後住民意向調査も予定されております。それを踏まえた上で活用方針を検討していきたいと考えております。議員からご提案のあった空き家バンク、もしくは空き地バンクそういう仕組みについてもどういったシステムにするかも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 再々質問はありません。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、14番、紺野榮重君の一般質問を終わり

ます。

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

1 番、渡邊泰彦君の質問を許可いたします。

1 番、渡邊泰彦君。

[1 番 渡邊泰彦君登壇]

○1 番（渡邊泰彦君） 議長より質問のお許しが出ましたので通告に従って一問一答方式でよろしくお願ひします。今回少し個別と言いますか、細かいところの質問をさせて頂きまますのでご了承お願ひします。

まず、1 番目の復興公営住宅についてなのですが、確認なのですが、最新版で二本松市に建設を予定している復興公営住宅の地区名、形態、戸数、それと入居予定日を教えてください。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 二本松市に整備を予定してございます復興公営住宅につきましては、根柄山団地、木造住宅、1 棟 2 戸及び戸建てでございますが70戸、ここについてはペットの飼育が可能となっております。入居予定時期は平成28年7月から9月頃となっております。油井石倉地区、共同住宅200戸、入居予定平成28年10月から12月頃の見込みでございます。若宮地区、共同住宅32戸、入居予定平成29年7月から9月頃。表地区、共同住宅44戸、入居予定平成29年7月から9月頃の合計4団地346戸となっております。

根柄山地区、油井石倉地区、若宮地区は浪江町民専用住宅でございます。表地区は44戸の内24戸が浪江町民用となっております。

○議長（吉田数博君） 1 番、渡邊泰彦君。

○1 番（渡邊泰彦君） 入居予定時期なのですが、若宮地区と表地区に関しては、かなり計画が後から出来たところなので入居予定が平成29年になるのはやむを得ないのかなというふうに理解はしているのですが、根柄山団地と油井石倉地区に関しては大分前から計画されているんです。入居がすごく待たれているところで、今どんなような状況なのかというのを確認しているのかということなのです。と言うのは、復興公営住宅の工程表を見ると、現在若宮及び表地区に計画されている復興公営住宅の造成予定日が造成開始が平成27年6月なんです。今年なんです。今6月ですよ。多分何もしていないと思うんです。それは何故そういうことを言うかということ、根柄山団地と油井石倉地区の造成完了が根柄山が平成27年10月、油井石倉地区が平成28年2月になっているんです。私も現場を確認して来まし

たが、まず根柄山から行くと今バックホウが4台、ダンプが2台、土の搬入はしていない。要するに木を切って造成している状況なのです。その造成状況を見ると土を運ばないので造成が進まないんですよ。バックホウたった4台でやっているんです。これが平成27年10月までに造成が終わるととても思えないんですよ。その辺確認しているかどうか教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 確認につきましては、県から定期的に報告を頂いておりますのでその中で確認をしているところでございます。今言った根柄山団地の造成状況等についても確認しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） そこなんです、遅れている原因が。工程表がきちっと出ていて、詳しいことを言えばあれなんですけど、例えば根柄山の造成が仮に予定どおり平成27年10月まで終わったとします。入居予定日が10カ月後の平成28年7月から9月なんです。どんなふうにも考えても根柄山70戸、要は2棟で35、木造住宅なので大工さん仕事なのです。例えば、仮に35人の大工さんを入れて一斉に造ったとしても、大体3カ月から4カ月かかるんですよ。そこから外構工事が始まり、内装工事が始まり、それで入居するまでに10カ月と言ったら、相当うまくいかないと、大工さんが2人1組として70人の大工さんを一気に雇わないとこの工期に間に合わないんですよ。こういうことを県で平気でやっているわけなんですよ。

もう1個、油井石倉地区に関してはもっとひどくて、設計図、多分こういう設計図を私頂いているんですけども、アとイとウと3つの地区に分かれているのですが、一番安達運動公園の取り付け道路に近い所がウということなのですが、ウの進入道路を造るところが田植えしているんです。設計図で建てる所にハウスがあるんです。何を言いたいかということ根柄山で残った残材を石倉地区の地盤改良に使う予定らしいんですよ。ですから運べないということなんです。だから石倉地区が遅れば遅れるほど根柄山も遅れるという最悪の状態になっているというのを確認しているかどうかお聞かせください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 油井の石倉地区につきましては、この前も二本松市と県と復興庁と生活環境整備という観点でなのですが、道路の拡幅も含めて現場確認をしているところでございまして、その中で今のような作付けの状況にあることは確認しております。

それで県といたしましては、この工程から遅れることはないという事でうちには報告がございますので、私どもはそれに向けて早く整備して頂くように強く今後とも要望はしてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） ちょっと厳しい事を申し上げて申し訳ないのですが、根柄山募集かけているんです。倍率が非常に良好な所が根柄山なんです。南相馬とか見ると私も予測外れたのですが、募集して頂ける町民が少ないというあれなのですが、根柄山はかなり皆さん期待しているところなんです。震災からもう4年過ぎているわけですよ。入る時に5年過ぎるところに入ってくるので、これが遅れたとか何とかというのは、町の責任というよりも県には強く要望して、県では確認しているんだけど遅れたというのは答えにならないはずなんです。

ですから、今後きちっとした工程表を作る時に本当に現実にできるのかということ町を確認して、それができるのかどうかを県に確認して、それで工程表、例えば平成28年7月から9月の入居を例えば7月にするとか、遅くとも9月にするだとかという何というか辻褃の合ったものの工程表を出させて、それに基づいて県を動かして頂きたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 先ほども申し上げましたが、毎月そういう進捗状況について報告を受けております。その中ではそういった事態にはならないという報告は受けておりますが、今後内容を厳しく精査して本当にそういう遅れることがないようにチェックをしながら協議を進めたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 是非そういうことで町民の本当に楽しみしているというのはおかしいですが、期待しているものに対して是非工期を守って頂くような交渉をしてください。

もう一つ、復興公営住宅についてなのですが、前回全員協議会で募集状況を頂きました。その中で私なりに分析してみたのですが、やはり戸建てが人気とか要望していると。南相馬市に関しては、優先住宅に関してはまずまずだな。ところが一般住宅に関しては、0.2倍とか0.3倍とかちょっと怖いような数字になっています。何を心配しているかという、これだけ我々復興住宅を要望して一生懸命やってもらって、入らなかったというのが一番怖いと思うんです。やはりデータ不足とか気持ちが変わったとか色々あると思うのです。

が、同じ団地タイプでもやはり2LDKよりは3LDK、要するに広いところが人気になって、狭いところはあまり人気が出ないということなのですが、これ今からというのはあれなのですが、もしこのまま行くと何となく雰囲気分かるのですが、残るような気がするんです。この残るような気がするというのは私だけかどうか分からないのですが、これ計画変更と言ったらおかしいですが、例えば50戸造るところを20戸は団地で戸建てに変更するとか。大げさに言えば。例えば2LDKはもう造らないで3LDKだけにして戸数を減らすとか。そういった設計変更というのですか、そういったものは可能なかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ただ今のご質問にお答えします。

既に設計に着手しているところ等については中々変更というのは難しいのかなと考えております。入居時期に影響しない範囲で設計変更が可能であればそれについては求めたいと思いますし、今後設計を行う住宅に対してはそういう入居希望者のニーズもございませう。2LDKよりも3LDKのほうが実際応募状況が多いような状況にございませうので、そういった整備が叶うよう求めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 考えて頂くというか、考えて頂かないと浪江分であります例えば南相馬市の上町ですか0.3倍と0.2倍、北原の分は0.2倍と0.6倍。これがもう満杯になるなんていうことは中々難しいのかと思っております。復興住宅に入る時期が遅れているというか、あまりにも遅すぎるからこういう傾向になっているんだろうかとは思いますが、できれば希望している人数が減っているのであれば、ある程度の計画変更は町として提案すべきだと思うんです。提案してどうしてもだめだというのであればそれはしょうがないと思いますが、5月で第二募集がありますよね。2回目の募集の時にまた違う傾向が出れば一番良いのですが、もし同じような傾向であれば設計変更はすべきだと思うんです。その辺よく要望なのでこれ検討してください。

次に、2番目も細かいところで申し訳ないのですが、権現堂地区についてです。先ほどから先輩議員2人が援護射撃私頂いているなと思ったのですが、私の地元の権現堂の地区の除染が全く進まないという現状があるわけですね。今先輩議員の質問に対するお答えを聞いたのですが、全然納得してなくて、前からあれだけ言っているのに今検討しています。各地区と調整しています。ずっと調整して

いるんですよ。ずっと調整したってまだ1年ぐらいずっと調整する。全然信用出来ないんですよ。本当のことを教えてくださいよ。現時点で計画されているところはどこなのかと。いつ開始する予定なのかというのを分かったら教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 除染の関係についてお答えをいたします。

8番、14番議員にお答えしたとおりでございます。除染作業の同意取得が5月9日現在で82.9%となっております。除染を行うために今議員お質しのとおり、必要な条件のうちの一つである除染廃棄物の仮置き場が今決まっていないということが、除染が進まない理由の一つになっています。この仮置き場の件については、今ずっとということではなくて、度々各行政区と連携を取りながら話し合いを進めておりまして、今まとまりかけつつあります。そういう状況ですので、その決定を見てすぐに除染を開始していきたいということで、質問にありますように、除染工事の期間としましては、6月中旬の契約終了から平成28年3月までを終了予定としております。

したがって、先ほど申し上げましたように、準備期間に2カ月ほどかかるということをお業者の方から仄聞しておりますので、その間を考えていけば、何とか年度内中にこぎつけるのかと。これは仮置き場が決まらないと後ろにまたずっといくかもしれませんけれども、それをいかないように是非町としても重要な部分でありますので、鋭意努力したいと考えておりますのでよろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 町長もずっとという言葉を使ったので、私ももう一回、ずっとこうならないように本当にお願ひします。本当なんです。私も何回か一般質問をしているのですが、答えが全く。今日初めて今町長が年度内にとということをお約束したと私は思っているのです。是非早めに仮置き場の契約をして頂いて、入札をして頂いて除染を開始するという姿を是非見せてください。

2番目が国道114号線の第二工区の拡幅、これ早期にやらないと色々な事で浪江町の復興に悪影響が及ぼして来るだろうと考えられるのが多分道路では114号線なんですよ。前回パイロット輸送の件でも114号線を通るんだということで拡幅しているところから、急にしぼんだところを10tトラックが交差できるのかということで私質問して、たった7.2mしかないところに4.2mのダンプが行ったらどうなんだという話からあるのですが、いろんなケースで

114号線使われて来るはずなんですよ。まず東中のところに復興公営住宅が出来ました。そこに住みました。原発がちょっと爆発しました、もう一回と。どこに逃げますか。スピードもありますが西に逃げるにしても114号線、南北に抜けるにしても高速道路で抜ける。どうしたって114号線使うんですよ。ましてやこれ権現堂の除染が始まったら、当然あそこを使って運ぶわけなんですよ。今のままで良いのかと言ったら良いわけないんですよ。114号線の第二工区の拡幅は決まったんだ、決まったというんですけど、その辺どんなような工程になっているか教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） ご質問にお答えします。

第二工区は、延長が460m、幅員が30mの計画であります。今年度平成27年度調査測量設計を実施します。来年度平成28年度より用地買収を始める予定となっております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 大変明解な答えありがとうございます。

平成28年度に用地を買収するというので今お聞きしたので、まず用地を買収するときなのですが、まず地権者を用地を買収する前に地権者に集まってもらって、拡幅の工程を伝えて頂くというのですか、お知らせするという作業がまず必要だと思うんです。いきなり一軒一軒行って買収してもしようがないので、まずは地権者、あそこにある地権者なんてとっくに名簿が出来ているはずですから、まず一回集まってもらってそこで説明をしてこういう形でやると。何故そういう事を言うかというのと、当時114号線を拡幅する時に、正直言って私114号線に住んでいるんですけど、我々の工区が今一番先に、狭いところが一番先に始まる予定だったんです。ところが大反対が起きて逆から始まったという苦い歴史があるんです。それだけあそこに住んでいる方が非常に難しい方というか、そういう方が多かったので、114号線拡幅というのはそのときの拡幅の状況と今の拡幅の理由が全然違うので、その辺を丁寧に説明して頂いて、決まったのであればスムーズな賠償してスムーズに通すということを考えて頂きたいと思うのですが、地権者を集めるような考えは今後計画できるかどうかお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 平成27年度に調査測量設計を予定しておりますが、その測量する前段においては説明会の予定であります。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 何かすごい答弁があつて大変嬉しいんですけど、

是非私も地権者なので集まりますのでどうか早めをお願いします。

それともう一つ、すみません権現堂なのですが、先ほどから言っている浪江町復興まちづくり計画の復興拠点として、権現堂地区を平成29年3月まで復旧及び整備することになっています。現在の進行状況で上下水道が29年3月までは権現堂は復旧すると。課長の答弁で先からあるので、これに関しては私も色々調べたのですが、入札状況を色々見ると大分進んでいるなど。これは間違いないんだろうなど。今町長にお願いした除染に関しても何とか間違いないだろうなど。段々自分でも確信しているのですが、問題は除染して解体に入るところがあります。そうすると歯抜け状態になるんです。なおかつ先ほど先輩議員の質問でもあったのですが、半壊になっていなくても解体を希望しているところがあるんです。それを総計的に全部やっていくと、とても新しいまちづくりできるような街並みには多分ならないと私は思っているんです。

そこで、今権現堂の方に関して、将来例えば10年後、20年後、30年後でもいいのですが、将来のまち、要するに権現堂のまちづくりとして、復興拠点にもあるのですが、どんなような街並みになるのか。どの位の道路を計画するのか、ある程度具体的に青写真を書かないと、やってしまってからまたそのままになってしまっ取り返しがつかなくなってしまうので、ある程度ここまで来たのであれば解体もする、除染もする、114号線も広がるとなれば、あそこの権現堂地区の青写真を引いて頂きたいと思うのですが、そういう計画はあるかどうかお聞きします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。

現在の町の復興まちづくり計画では権現堂地区、低線量地区でございす避難指示解除準備区域を浪江町全体の復興拠点と位置付けております。その中で、生活に必要な機能を集約して整備するという事で、浪江町全体の復興拠点内に復興拠点の中心をつくることとしております。当面の復興拠点の中心は国道6号と役場周辺地域ということで、この地域に集約して復興公営住宅とか生活利便施設を整備する。この中心を段階的に中心市街地まで拡大していくという方針となっております。

それで、14番議員のご質問にも答弁したとおり、いろんな公営住宅等の整備をしているところではございますが、中心市街地につきましても、当然本来浪江町の拠点でありますし、これまでも町の商工業、文化等の中心として重要な役割を担って来た町の復興の核としては欠かせないものと考えております。

今後は、建物被害や解体申請の状況、更には除染の実施状況も踏まえた上で、既存の中心市街地の再生に向けた調査、検討に着手してまいります。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） ちょっとまた答弁がかみ合わなくなったのですが、いろんなものが進んでから考えるのではだめなんだと思うんです。やはり将来の権現堂、先ほど申しましたとおりJRが走るんだと。駅前の整備をまずするんだと。駅前をただ直すだけでは単なる復興ではなく、復旧になるんです。やはり現在、平成29年3月に帰還を目指す、もし出来なかった場合いろんなことが考えられるかと思うのですが、やっぱり浪江町の核として残すべきところというのは、権現堂だと私思っています。6号線もあります。道の駅構想もある。114号線もある。その中に例えば駅前通りの道路を拡幅して、拡幅したところを解体して道路をつくるとか、駅から警察署に抜けるところの道を広くしてまちづくりをこういうふうにするんだというのをある程度作らないと、権現堂に住んでいる人も将来どうなるのかなと考えた時に今のままなのかな。そう思ってしまったらそれこそ歯抜け状態になってしまう。ある程度町の計画に基づいて、我々地域住民が協力して将来の私の子供、孫の時代のまちづくり、道路づくり、都市計画そういったものは考えるべきだと思うので、是非今早急に復旧の時期に入って来ているので、その辺を是非町で考えていただきたいと思うのですが、町長どう思いますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

先ほどの午前中の質問でもお答えいたしましたように、やはり中心市街地を再生するというのは中々容易ではない。いわゆる時間軸の関係で相当なる時間を設けていかないとだめだということで、議員お質しのようにやはり20年、あるいは30年かかるのかなという感じがしております。そういう時間軸をきちっと定めて、今度のいわゆる復興実現期のこの平成33年までは元の姿に戻していく、復旧を先駆けてやっていく。その間に、例えば権現堂の中で色々指摘されているように、除染をしたりあるいは半壊しているものを解体するとかといういろんなことが出て来ると思いますので、その辺も含めて一つのまちづくりの手法として土地区画整備事業というのがあります。ですからそういう事業、これはメリット、デメリットがありますので、その辺をやはり精査しながらそういう都市の再計画の手法も取り入れた中で、新しい何と言いますか、一言でいうとスモールシティと言いますか、そういうものをまず作り上げていくとい

うことがまず第一だと思います。第二弾のステップ、いわゆる10年後、震災から10年後です。ですから平成33年度以降の10年間は、さらにそれに都市機能が備えられるようなものをも付加していくという段階的にそういうまちづくりをしていくということを考えていったらどうかということで、これは本当に時間との戦いもありますが、やはり長期的な見方としてそういう年度年度の一つの目標をきちっと定めていくということが必要でないかということでもあります。よろしくご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 町長の考えをお聞きして私も納得しましたけど、さすがに中々大事業になるかと思うので、やはり期間はかかるのかというのは私も同じような考えではありますが、是非そういった今我々の年代ができるものを子供達に残さないといけないわけです。孫にも残さないといけませんよ。決して浪江町は諦めていないんですよ。やはりそういったことを我々の責任の中できちっとしたものを残していただきたいと思います。

次に、町税についてお伺いします。今、浪江町の町税なのですが、これ減免扱いになっていて、所得が500万円以下は全額免除と。1000万円を超えた場合には全く免除がない。その間に三段階に定めていますけれども、町税の減免措置、これ条例だと思うのですが、何を基準にこういうふうにしたか教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（武隈吉美君） お答えいたします。

簡単に言いますと所得税法を根拠にしております。その理由といたしましては、通常災害があった場合には、雑損控除ということで1回に限り控除を受けられるわけなんですけど、それに該当しなかった場合には、災害減免法というものがござります。これに載ってまますのが、1000万円以下の所得の方の場合ということで、今おっしゃられたとおり、1000万円以下が25%、750万円以下が50%、合計所得金額が500万円以下が免除というのを元々は根拠にしております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 何故こういう質問をしたかというのは後からになるのですが、大熊町と富岡町をちょっと調べてみました。富岡町と大熊町は100%減免が300万円以下なんです。浪江町は500万円以下なんです。そこで200万円の開きが出ている。収入の少ない方を考慮する金額として200万円、300万円が良いのか、500万円が良いのかというのがあるかと思いますが、上限も浪江は1000万円を超えれば100%ですが、大熊町、富岡町は10分の1の減免、要するに90

%払えば10%が減免というか1割引きですか、そういう制度がすぐそばの近隣市町村でやっているのですが、この辺との調整というか辻褃合わせでもないのですが、その辺を参考にしたということはないのかどうかお聞きします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（武隈吉美君） 災害当初につきましては、8町村全て同じ減免の仕方をしておりました。その後、条例の変更によりまして町によっては1000万円以上、若しくは500万円以下の部分で減免の率を変更しております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） わかりました。これ3番目にいくのですが、住民税というか町税なのですが、500万円から300万円の間という人数というのは多いはずなんですよ。ところが1000万円以上となると、今浪江町、避難状況になってきたら多分数は減っているはずなんです。町長はいつも言いますが、どこに住んでも浪江町民と。どこに住んでも浪江町民をするための行政サービスはコストがかかるんですよ。幾らあれでも100%の負担ではなくて減免した中の負担なので、やはりこれはある程度公平に税の徴収をすべきだと思いません。

何故そんなふうに思うのかというと、先日、先輩議員の方々と東京に行って自民党の復興加速化本部の本部長のところに行った時に、今後被災地の復興事業に自治体の負担分が出てくるんだということが新聞等で発表になって、それで大島本部長に敢えて質問したんですけど、「本当に自治体負担なんですか。それは本当に困るんですけど。」と話したら、その時の話は今でも覚えているのですが、被災していても原発と地震・津波は別なんだと。原発のほうの方々の復興事業に関しては自治体負担はないんだということ私はっきり聞いたんです。安心してずっとしばらくいたのですが、新聞等を見るとどうも政府のやり方というんですか、うまいなと思うんですけど、安倍総理大臣ではなくて竹下復興大臣がいろんなことをコメントしているんですけど、三つに分けると言っているんです、事業を。1つは、もちろん100%国が全部持ちますよと。100%うちがもって復興の事業をしますよと。それと5%以内で少なからず幾らかを負担していただくような事業も出てきますよと。あとは他のところと要するに整合性をとるために全く他の自治体と同じ負担金でやる場合もありますよと、3つに分けているんです。復興期間が5年間終わって、後の今度後半の5年間ということになるのですが、今の状況を見ると、どうしても800億円、自治体負担が出てこないわけな

いなと私は思っているんです。その時に、まず今脆弱な浪江町の自主財源の中で、ある程度やはり町民負担分は考えて、その自治体負担分の中に回すようなものもある程度つくっておいたほうが良いのかなと。突然それを集めようとしても中々難しいので、この辺で他の近隣市町村を見習って、今年はあれですが、来年あたり条例を若干変更して広く税を頂けるような組織にして頂きたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今議員お質しのとおり、いわゆる復興集中期間が終わって5年後以降の財源については非常に厳しいだろうということ。ただ、今の復興大臣の約束では原災地域はいわゆる5年では終わらない。後5年は最低かかるという認識をしておりました。従って、原災地域の自治体については負担をできるだけかけないという形になっています。

今議員の町民負担もそろそろ考慮すべきではないかと、そういう時期に来たのではないかとというご指摘です。これは当然な話だと思います。ただ、今町民の方々にそれぞれ負担できるのかどうかの状況です。これが一番大事だと思うのです。我々やはり賠償の問題についても色々やはり不満な点が非常にありますので、そういう状況を踏まえながら負担が果たして良いのかどうか。この根本的な問題からこれから精査していかなくてはならないのかなという感じしております。

特に、原発立地町、原発立地町は今の廃炉になっても施設はあるわけです。それに対する固定資産税と掛かってくるわけです。だから税収あるわけです。ところが私ども立地町以外のものは、ほとんど財源がない。だから町民税、所得税という形になるのでしょうか、果たしてそれとの地域バランスをとるために条件の格差と言いますか、条件が違っていると思うんです。ですから、その辺をよく精査しながら今後税負担については考えていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 確かに町長がおっしゃるとおり、今の浪江町民の姿をというふうな気持ちは私は分からないわけでもないのですが、就労不能の補償がある程度終焉を迎えてきていると。そうなってくると、今まで働かなくてもきちっとした生活が出来ていたのが、今度は働かなければ生活が成り立たない。要するに精神的補償10万円だけでは食べていけないという方が出てくるはずなんです。その時に、ハローワークなんかに行きますと結構浪江の方、大熊の方も

沢山いるのですが、働こうという意欲が出てきているんですよ、実は逆に。私の会社もハローワークに出しているのですが、応募が多くなって来ております。それは何かというと、就労不能が切れるんだと、危ないんだというになって初めて自分達の生活のことを考えてそういう現象になってきているんです。

ところが、就職口を見つけたんだけども続かないんですよ、実は。やはり仕事をしない期間が長かったと。避難している間に年を取ってしまったということも全部あるのですが、前の似たような仕事に入ろうとしても、入ったとしても続かないという現象がありまして、私どもの会社もそういうのは今すごく経験しておりまして、やはり町税を納める。何とかをする。食べるためにやる。ある程度の目標がないと中々人間の復興って難しいのかなという気持ちがあるので、是非そういった面も、前の生活を取り戻すためにもそういった税制なんかも一つの100%取れというわけではないので、その辺の見直しもお願いしたいと思います。要望です。

それで、私の質問が沢山あるのももう17分しかないんで、4番目の質問は事務局と話をして、ある程度納得ができる二本松のサロンについてはある程度納得ができる回答ができたので、これを取り下げさせて頂きまして、次に津島診療所についてお聞きします。仮設の津島診療所の二本松市に開設しましたよね。その時の年度別の利用者の延べ人数を平成24年、25年、26年に分けてデータを教えてもらっていいですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） お答えいたします。

平成24年度の延べ人数が1万3152名、平成25年度の延べ人数が1万2321名、平成26年度の延べ人数が1万1387名となっております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。これほとんど上下のあまり変動がないということですが、ただそこでちょっとお聞きしたいのですが、震災当初の浪江町民の利用者、そして現在震災から4年過ぎて浪江町民の利用者の病状とってはあれですが、病院に来る理由の傾向、その辺分かっていたら教えてもらっていいですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） お答えいたします。仮設津島診療所を利用されている町民の多くは、二本松市内の仮設住宅や借上げ住宅に住んでいる方ですが、巡回バスを利用しまして本宮市からも来診されている方もおられます。また、福島市や郡山市からも来診されておりまして、2カ月に一度県外から来院される

方もいらっしゃいます。

次に、利用者の特徴でございますが、患者さんの大多数は高齢者でございます。内科系ではいわゆる生活習慣病、具体的には心臓病、脳梗塞、糖尿病、不眠症等が最も多く、続いて整形外科的疾患である頸椎症、変形性膝関節症、腰痛等のため治療を受けられる患者さんが多くいらっしゃいます。

次に、開所当初と現在の利用者の大きく変化した点ということでございますが、年代層は大きく変わってはおりません。利用者数は開所当初、月1200人から1300人の受診者がおりましたが、現在は家庭の都合等により移転された方が多くいると推測されまして、月1000人前後の受診者となっております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） あんまり時間もないのであれですが、今課長から説明があったとおりでと思うんです。それで利用した方なら、私も利用しているんですけど、実は年代層が変わらなくても、車椅子で来る患者さんが増えているんです。今までは何とか杖をついて歩いて来たんですが、やはり時間が経つにつれて車椅子で利用する。それも付添い付きが多いんです。それで社協の方だと思うのですが、二人位の方を一気に車椅子で連れて来て患者さんを医者に連れて来ると、その時にどういう現象が起こっているかということ、私はいつも行っていると思うのですが、待合室が何せ狭いと。車椅子が来ると中に入れられないですよ。中に入る時に風除室というのですか、扉が2枚あって、前と後ろでここが畳2枚半位あるんですけど、そこで待たせるんですよ、車椅子の患者さんを。何故かということ中に椅子がぐちゃぐちゃ並んでいるので、そこに座っていると通れないんです、患者さんが。挙げ句の果てに待合室から出て診療というか先生方の部屋に行く時に、廊下もまた狭くてそこにまた応接セットを置いているんですよ。そうすると座っている患者さんが一回立って車椅子を出すと、また座ると。その立つ患者さんもお年寄りなんですよ、実は。車椅子の方もお年寄りなので非常に不便感じて、私はそういう病気でやっているわけではないのですが、普通の病気でやっているんですけど、顔見ると文句言われるんですよ。何とかしろと、どうやって待っているんだと。そこで思うのですが、一番良いのは増設してもらうのが一番良いはずなのですが、それが多分できないと思いますけれども、できるかどうかの質問が1点と、もし、できないというのであれば、やはり椅子の配置を変えると。多分、私は月曜日と金曜日に行っているんですけど、月曜日が多いんですよ、沢山いるんですよ。月曜日は今の配置でもいいんでしょうけれども、

例えば他の混んでない時は、車椅子が入れるような椅子の配置に変えて、その車椅子で来る方は月曜日以外のものに来るような形の方
向性なんかやれば、行ってあまり文句も言われないのかなと思って
いるんですけど、その2つについて教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） お答えいたします。

待合室の増築につきましては、敷地内のスペース等の問題があり
まして増築の計画はございませんが、今後不便を来している町民の
皆様には待合室の椅子のレイアウトを変えるなどの工夫をしながら、
また看護師等もいますので、そこで声をかけて頂ければお手伝
いができるという状況に今みんなで考えておりますので、どうかご
理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 前向きな回答ありがとうございます。

是非今の時期ですと暖かいので大丈夫なのですが、冬になって
くると風除室に車椅子が2台あって患者さんが開け閉めすると。こ
こで津島診療所利用したけれども、利用したくないということにな
ってくると何のための仮設診療所だか分からなくなるので、その辺
はきちっと町としてある程度の対策をとっていただいて、何せ避難
してもう4年経っているんで、年齢も4年上がっているんですよ。
介護認定も上がっている方も多いので、特にそういった方が地元
のお医者さんを利用したがるんですよ。元気な人はその辺の医者に行
くんですよ、いくらでも。その辺を考えていただいて、要するに平
成24年、25年、26年からデータを頂いて状況も分かっているわけな
ので、その状況に合わせたものを課長のほうで考えて頂いて、施策
にして頂きたいと思えます。どうか要望でよろしくお願いいたしま
す。

最後に時間切れになったらすみません。浪江町内の短期宿泊につ
いてご質問申し上げます。

県外に避難している町民から浪江に戻って片付けしたいんだけど、
1日ではできないんだと。1日、2日かからないときちっと掃
除できないと。更に今除染が進んで除染をしたんだけど草が生えて
きているんですよ。その草をきれいにするのにやはり1日ではでき
ない。何とか浪江町の中に一泊程度泊まれる簡易施設を造って、
そこに一泊して次の日掃除して帰るというようなシステムができな
いのですかということで要望を私は受けているんです。

よく考えて見ると、私も浪江に行った時に二本松から行くんです
が、やはり1日片付けに来ると二本松に戻ってくるのがちょっと嫌

なんです、遠くて。1時間半ぐらいかかるので。やはり県外から来る時にはそんなに沢山来れないのでそういう事があるのかなと。宿泊施設をする場合、片付けする場合に宿泊料は東京電力に請求すれば多分もらえるシステムだと思うのですけれども、ただ泊まる場所は浪江ではなくてやはり離れてしまうんだということで、同じような現象が起きているので、町長どうですか、こういった要望が出ているんですが簡易施設、浪江町にということとは計画できるかどうかお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 県外に避難している町民の方からすれば、やはり除染も進んで来て、一時帰宅と言いますか、自宅の整理とかそういうのもしたいという考え方、分かります。そして時間もかかると2日も3日もかかるのではないかとということ、これ想像しますと大変な状況だなということで認識はしております。ただ、今現状としては宿泊することはできない状況になってます。これは水の問題もありますし、あるいは下水の問題もあります。それから防犯上の問題もありまして、他の先進地の話を聞くと、やはり人がいなくて電気が真っ暗で何か気持ち悪いというような状況もありますので、防犯上の不安という点からも考えていくと、現在としては非常に残念ですけれども難しい状況です。ただ、もうちょっと時間が過ぎれば、いこいの村の修復の問題も盛んに論議されています。それから今までであった民間事業も立ち上がっていきたいというお話も聞いておりますので、そういう施設を檜葉町でやっている特例宿泊というのですか。そういう状況にまでなってくれば良いのではないかと思います。

本当に県外に避難している方々については、大変ご迷惑をおかけしているということでもありますけれども、何とかご理解を一つお願いしたいということでもあります。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） いこいの村なみえに関しては全協とか議会で事あるごとに今こういう状況であるという報告を私も受けています。でも早くやってもらえないかなという気持ちはいつもあるのですが、やはりあれだけの設備ですから、やはり復旧するにもお金もかかるし時間もかかると思うんです。じゃ、それまで待っているのかということになるんです。やはり平成29年3月、これが私の頭の中にあるわけですが、やはり例えば今戻るのがお年寄りしか戻らないんだろうという予想はされているんですけど、例えば子育て世代の半分は県外にいるんですよ。子供の数を見ると分かるんですが、そ

ういう方も自分達は戻るかどうか分からないけれども、浪江に行ってせっかく除染したのであればきちっとしたいと。東京電力に頼んで中の荷物を片付けたいとか、いろんな要望が出て来るんですよ。やはりその若い世代が何はともあれ浪江の中に戻って何かをして頂く、作業をして頂く、これも将来の復興の一環のすごい力になるのではないかと思っています。お年寄りの方ももちろんあれなんですけど、若い方がそういった考えを持って頂くためにいろんな仕掛けをしないといけないと思うんです。やはり県外にいる、県内にいる、その条件の違いも沢山あるんですけど、県外にいる方がそういうものに何かの仕掛けに乗って浪江町に入って来てそういったことの作業だけでもしていただけると。

例えば今消防団で見回り隊をやっていますけど、県外から結構来ているんですよ、消防団が見回りのために。あれも若いメンバーが町に入ってということは良いことだなと思って見ているんですけど、そういうところもただ単に国の許可、そういった避難とかというので中々計画的に難しいという面があるのですけれども、その辺は何か中央突破でもないのですが、ある程度県外にいる方が浪江町に長く滞在できるような仕掛けを本当はできれば良いなと思っております。

もし、それが無理であれば、例えば南相馬市に宿泊施設を浪江で借上げして、ある一定のルールを作ってそこに片付けに行く人、浪江に帰る人がそこですぐに浪江に帰れて、例えば一泊なら一泊そのかわり食事代は何とかかんとかと利用のあれはあるのですが、そんなようなことというのはどうですか、考えられますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 隣接地に南相馬市ですか、そこに宿泊施設をキープしてみたらという提案、これは大変有り難い提案です。生活支援課ともちょっと相談をしたんですが、今の応急仮設住宅若干空いてきているところがあります。ですからその利用ができないのかどうか、そういうことも考えられます。特に民間の宿泊施設は予約がいっぱいで、どうしても一般の人が入れないような状況になっていますので、そういう考え方で何とか手配をして避難している方々に負担をかけないような方策を考えていきたいと思っております。今キープしてということです。ですから、何とか考えてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 30秒前です。1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） ここから大きいのでよく見えるので30秒であります。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、1番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで午後3時55分まで休議いたします。
(午後3時43分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後3時55分)

◇馬場 績君

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君の質問を許可いたします。
16番。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。

質問の第一は、自民党・公明党の第五次提言と政府の復興・賠償問題についてであります。

ご承知のように、復興庁は去る5月12日、これまで町も議会も県も挙げて国の責任による復興事業の推進を求めてきたにもかかわらず、5年が経過する平成28年以降の復旧・復興事業の在り方の方針を出しました。同時に自民党復興加速化本部の第五次提言案が示され、それを基本に5月29日、自民党・公明党が与党提言として安倍首相に提出しました。

復興庁は集中復興期間の終了ばかりか、全額国庫負担の復興事業について、地元負担の一部導入や一般公共事業への移行、または打ち切りとするなど方針転換。これに対し被災3県はもちろん、県内市町村から強い反発を受けております。

自民・公明党の提言は復興加速どころか、復興と自立に障害を持ち込むものでしかありません。何故ならば何らの説明も協議もなしに、2017年3月までに帰還困難区域を除く避難指示を解除し、その1年後、2018年3月で精神的損害賠償の支払い期限とする。いわゆる打ち切りとする。避難指示解除の時期と賠償打ち切りを一方向的に政府に求めたのが第五次提言であります。

避難指示の解除は帰還と復興の第一関門であります。しかし復興の前提となる原発事故は収束しておりません。後でも触れますが、除染などすべてが計画どおり進んでいないのが現実であります。復興加速化本部は何を見て来たのかと言いたい。7日に開かれた県原子力損害賠償対策協議会全体会での意見のとおり、避難者や被災自治体の願いより、国のお先棒を担ぎ、東電の立場を代弁するのが政

治の役割なのかと、不満と怒り、強い批判の声が出されていたことが報道されております。

そこで町長にお尋ねいたします。避難から4年3か月が過ぎました。同じ双葉郡でも復旧・復興事業、除染の進行は自治体格差があり、事業再開も生活再建も一律でないことは明らかであります。

置かれている現状と第五次提言にある避難指示解除、賠償打ち切りに対する問題をどのように認識されているのか。また問題の根本的見直しなど町はどのように対応されるのかお答えください。

今一つは、復興は軌道に乗りつつあるとして、政府は2016年度以降終了とする復興事業や、自治体に地元負担を求めるなどとしていることについてであります。これも原発被災県と市町村の特別に困難な事情を排除したものであり、打ち切りや自治体負担など容認しがたいものと言わなければなりません。先ほどこの事で町長答弁もありましたが、できるだけそうしたいと言うのが復興大臣の答弁で極めて不明確であります。

もしそうなれば今現在、町が進めている復興・復旧事業と今後計画している事業で政府が言う枠組みで考えた場合、浪江町にかかわる継続・新規の国、県、町事業と地元負担はどのような影響を受けることになるのか。復興庁及び第五次提言の基本問題についての認識と合わせてその対応についてお答えください。

次は、帰還の環境整備と避難者支援についてであります。

私は、先の3月議会で帰還の判断について次のような質問をしました。

町づくり計画では想定される帰還開始時期として第一次を平成29年3月としています。いうまでもなく避難指示解除を示すものではないことも明らかにしています。

帰還困難区域以外の復興まちづくりの方針として、一つ、インフラの復旧・整備。二つ、防災対策。三つ、交通手段。四つ、公共施設の復旧・整備。五つ、住宅の確保。六つ、生活環境の確保。七つ、つながりの場の整備。八つ、雇用の場の確保。九つ、双葉郡北部の復興拠点の整備。十、津波被災地の復興等であります。

つまり、平成29年3月までに整えるべき環境としてこれらの問題を挙げております。率直にお尋ねいたします。トータルでこの進捗状況は何%でしょうか。角度を変えて聞きましょう。平成29年3月まで計画は達成できますか。避難解除判断の根本的条件とも言える原発事故の収束、除染による生活可能な空間線量、半壊全壊・放射能汚染家屋の解体処理など、問題はエンドレスと言えるでしょう。平成29年3月までとする計画と帰還の根本的条件についてどのよう

にお考えなのかお答えください。

私のこの質問に対して町長は、除染効果の検証、インフラ復旧、原発の廃炉作業の状況を見据え、有識者による検討委員会を立ち上げ避難解除の条件整備について検討しますと答えました。更に再々質問に対し、平成29年3月の避難指示解除の見込みの判断は困難だと思っています。これが3カ月前の町長答弁であります。

この町長答弁と、国や五次提言が示された中で環境整備の現状と浪江町の課題は何か、改めて避難解除と帰還の判断をどうするのかお答えください。

また、長期化する避難者の生活再建と被災者の心と健康不安、被災者に寄り添う支援の取り組みをどうするのかお答えください。

復興を担う人材育成、震災対応雇用支援、福島再生エネルギー次世代技術研究開発など、今年度限りで終了とする10の事業にかかわるものは浪江町としては何か。その影響についてどのように対応されるのか、お答えください。

国・東電の責任についてであります。まず我々が直接経験した原発事故について言えば、国や東電の安全宣言とは裏腹、人間の手ではコントロールできないことが明らかになったということであります。人類の科学・技術の現段階では安全な原発などあり得ないことは明らかであります。当たり前な日常生活を根こそぎ奪ってしまうということは、市民の根本的利益とは相いれないということになります。その原発を国策として推し進めてきたことは誰の目にも明らかであります。そのモノサシから復興と自立を掲げる第五次提言と復興庁の方針転換の何が問題なのか、国・東電の責任は何か、改めて明確にする必要があると私は思います。

先ず復興と賠償は一体であるという原則を明確にすることであります。選別や切り捨てではなく、すべての被災者の生活と生業の支援と再建、地域社会と農業、工業、商業、地場産業の再建と復興に国・東電は最後まで、即ち以前の状態に戻るまで責任を果たすことであると思いますがいかがでしょうか。

一言付け加えるならば、東電が言う賠償問題での個別事情は賠償打ち切りの口実でしかないこともこれまでの数々の事例で明らかであります。国・東電のあるべき責任と現実との乖離、その対応について町長に答弁を求めるものであります。

地域防災計画についてであります。浪江町地域防災計画の改定に着手されました。いまだ収束していない原発事故、一方では避難指示解除に向けた街づくりの取り組みがあります。そうした中での今回の改定作業は、改めて3・11の教訓を組みつくした地域防災計画

にするという特別な意味があると思います。

先ず避難の実態を明らかにし、一つ、原発避難の総括が求められると思います。

総括の視点・力点は次の3点にあると思います。

一つ、避難計画は生かされたのかということであり、大混乱に陥りました。あらゆる角度からの検証が求められる問題です。

二つ、ヨウ素剤配布の検証であります。早期配布が必要なレベルでありながら配布されませんでした。

三つ、SPEEDIの検証であります。何らの情報もなく結果的にレッドゾーンに避難してしまいました。

原発事故前、確かに浪江町地域防災計画に原子力対策編がありました。しかし、ひとたび原発に緊急事態が起これば行政も対処不能であることが我々は生で体験したことであります。同時に精いっぱい対処したということも分かります。だからこそ被災者・町民を真ん中に東電・国・県・町との関係において、避難実態と経過に基づき今申し上げた3点の総括が必要であると思います。東電との協定の問題は一つ目に入ることはいうまでもありません。原発避難の総括を地域防災計画改定にどのように反映させるのかお答えください。

二点目は廃炉のリスクと地域防災であります。

5月24日福島民報日曜論壇に会津大学前学長、県原子力対策監が次のように述べております。「国は廃炉ロードマップを見直し中だが、当初のとおり長い工程、30年から40年で進まざるを得ないようだ。そして最後に医療と同様に、リスクを甘受せざるを得ない住民に、事前に十分な情報を提供し、インフォームドコンセントを受けておかないと、廃炉の難工事を完遂することはできない」。要するに、「廃炉は想定外のリスクが予想され、しかも長期に及ぶ難工事である」ということであると思います。一方では避難解除と帰還に向けた復興事業が並行して進められているわけであり、地域防災計画に新たな問題として廃炉のリスクを入れるべきであると思います。どういう方針で臨むのかお答えください。

除染の問題であります。昨年12月議会で除染検証委員会を立ち上げ、除染前と後の線量調査、水、土壌調査、線量管理と防護対策、森林除染の在り方等実態に基づく科学的な調査の必要性について質問いたしました。担当課長は「有識者による検証委員会を設置し分析、検証する」と答弁しました。一部完了地区もあると思いますが浪江町の本格除染はこれからであります。国直轄とはいえ、除染作業は事業者であり、何段階もの下請が参加し、必ずしも同じ水準で

もなければ、住民とのトラブルも沢山起こり得るわけであります。先行除染の諸問題は何か、その問題を汲み上げ、今後に生かすことは町の責務でもあると考えるものであります。

そこで、住民代表も参加する検証委員会を早期立ち上げる必要があると思いますが、取り組みの現状についてお答えください。

次は、再除染についてであります。

昨年、8月1日環境省は除染・復興加速化に向けた中間報告を示しました。環境省の方針はどう変わったのか、要点は二つであります。

一つは、市町村が除染の目標としている毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ 、我が議会もそうであります。年間換算 1mSv は除染目標ではない。という方針転換が一つ。

二つは、空間線量に基づく被ばく線量よりも個人の被ばく線量を重視する、という方針転換をしたことであります。

私は何度かこの問題を取り上げ、除染目標を町長に確認してきました。色々表現は違っても、あくまでも年間 1mSv 以下、毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ であるとお答えをされております。除染の目的は生活空間の安全をいかに確保するかにあります。曖昧な個人線量ではなく、より安全の側に立つのが当然であると思います。しからば、浪江町の除染の結果に照らし、再除染はこの基準に照らしどのように行われているのかが問われてくるわけであります。実態をお答えください。

浪江町でも農作物の試験栽培が行われ、去る2日の全員協議会で販売を目的とした水稲の実証栽培が酒田地区で行われ、今年は全袋検査で安全が確認されれば一般販売の予定であるとの報告を受けました。復旧の一步を踏み出したと言って良いでしょう。その取り組みを評価するものであります。

一方では、 α 線と β 線は公表されていない。避難解除や帰還のことが言われているがストロンチウムは内部被ばくの危険が高い、なぜ測定しないのかとある自治会長に聞かれました。 β 線測定装置は高価で高度の専門知識と装置が必要であるとも言われております。 β 線の測定は今後どのように対応されるのか、その必要性和併せてお答え頂きたい。

帰還困難区域の除染についてであります。

復興庁は、帰還困難区域の除染はこれまで現実的でないとの方針でしたが、去る5月20日、復興大臣に対する自民党双葉郡総支部の要望に対し、吉田県議、佐々木恵寿、三瓶宝次町議らによれば帰還困難区域については、住民の要望や、町の復興計画に基づいて国が除染するということであつたと述べられておりますが、第五次提言

では帰還困難区域の除染は一切触れておりません。町はせめて帰還困難区域の居住空間と農地保全型の除染計画を環境省に求めるべきと思います。その計画と要望についてどうなされるかお答えください。

県の森林放射性物質調査結果について、5月29日の福島民報にも報道されております。降り注いだセシウムの8割が地表5cmの土の中に沈んでいるとのことであります。とすれば雨や災害時に流失することは避けられないでしょう。県は間伐や流出防止柵設置を実施するとのことですがどれほどの効果があるか甚だ疑問であります。

しかしながら、発表された空間線量の色別区分では平成27年3月1日現在、浪江町の森林のほとんどが未計測であります。なぜ未計測なのでしょう。森林の線量測定と除染はどうなっているのかお答えください。

次は、被災・避難者支援についてであります。

これも第五次提言との矛盾であります。居住制限区域、避難指示解除準備区域はあと2年で避難指示解除するとしております。県の復興公営住宅の全体計画は4890戸ですが、県が示した平成27年3月末の復興公営住宅の進捗状況一覧表によれば、2015年3月末現在の完成入居はわずか478戸、先ほどの課長答弁とも若干違いますけれども、約10%でしかありません。見直しされた計画は2016年度に2205戸、2017年度に1004戸ですが、現状ではこれまでの流れでは、さらに遅れるのではと懸念されております。そう懸念するのは当然であると思います。しかもいわき市や二本松市の一部は、先ほども議論されましたけれども早く2年後ということであります。要するに、場合によっては避難指示解除後に復興公営住宅完成ということも考えられます。5年目の今年ばかりか仮設での生活がこれからも続く、一方では第三次、第四次募集をして決定通知が来たけれども、避難指示解除後の入居もあるいは現実に想定される問題であると私は思います。

そこで、避難指示解除後の入居制限はどうなるのか。入居制限はしないことを明確にすべきであります。お答えください。

復興住宅入居問題の二点目は、連帯保証人の免除措置についてであります。4月21日、南矢野目仮設住宅で共産党県議団と合同の議会報告会を行いました。そこで出された問題が連帯保証人の問題でした。避難先で保証人になる人、頼める人などいない。そもそも住める家があるのに住めないのは一体誰の責任なのか。保証人が必要だというならば居住証明をつけて役場になるべきだ。まさに怒りをどこにぶつけたら良いのかわからない、そういう状況でした。県議

団を通してこの問題を土木部に要望してきたというのがこれまでの経過であります。

県は最近二親等以内に親族がない場合は免除を認めるとしましたが、様々な個別事情があり、県の条件緩和では不十分というのが被災者の声でありました。連帯保証人の免除を明確にすべきであります。教えてください。

また、家賃の軽減措置と賠償請求の終期はどうなるのかについてもお答え頂きたい。

復興住宅入居者のケアの体制についてであります。

先ず入居者、入居予定者の平均年齢をお示してください。

県内各地の復興住宅に移動すれば、当然のことながらこれまでの医療、介護、福祉のつながりが一変することになります。中には自分で運転できる人は、今でも南相馬から二本松の病院に週一で通う人もおりますが全ての人がそうすることはできません。福祉、介護、医療の連携をどう確保するのか、文字どおり何処にいても浪江町民という立場で、町民に寄り添うケアの体制を構築する必要があると思います。生活相談支援員や今の出張所体制でそのサポートは可能なのでしょうか。避難先自治体との連携、公的病院との連携等も含めて検討すべき課題ではないかと思えます。改善の方向をお示してください。

緊急雇用についてであります。

復興庁が平成27年度で打ち切りとの方針を示した緊急雇用事業の平成26年度実績と平成27年の予算と雇用計画はどうなっているのかお答えください。その上で事業の継続と拡充を求めるべきと考えますが、復興庁はあくまでも打ち切りなのか、あるいは別途交付金事業が選択できるのか、町の対応と合わせて現状についてお答えください。

マイナンバー制度の問題であります。日本年金機構がサイバー攻撃を受け、明らかになっただけでも125万件に上る年金個人情報外部に流出した問題は、今年10月からすべての国民への番号通知を開始するとしているマイナンバー制度は果たして安全なのか、制度そのものが今現在根底から問われております。

マイナンバー制度の利用対象は税・社会保障・災害対策に限るとしていたものが、今国会で審議中の改定法案では、医療健診や銀行預金口座などにも拡大する方針が盛り込まれております。まさに個人情報の塊であります。つまり、国民の所得・資産・年金や社会保障、医療給付まで把握できるものにしようとしているのが行政側の少なくとも政府側のマイナンバー制度であります。また、このマイ

ナンバー制度で大いに金儲けができるのではないかということが巷間まことしやかにささやかれております。

さらに今回の年金個人情報の大量流出でマイナンバー制度そのものの重大なリスクが明らかになりました。

例えば、民間事業者とマイナンバー管理の問題です。日本には法人企業が421万社があり、その90%が小規模法人、個人事業者は243万件と言われております。ごく一部を除けばセキュリティに投資する余裕がないでしょう。我々が直接経験したように、災害や原発事故で事業閉鎖、倒産、廃業が起きれば事業者すべてが個人番号を果たして適正に管理することが不可能でしょう。番号をちゃんと廃棄する保証がどこにあるのでしょうか。民間事業者が個人番号を扱うということは「民官」の関係になり、セキュリティの問題と合わせて個人情報のダダ漏れが起きる危険があります。しかも今回のように意図的に潜入し、大量に情報が流出すれば「なりすまし詐欺」など情報の悪用など、次の犯罪に広がることは避けられないでしょう。もちろん事件を容認することは出来ないし、原因の究明が必要であることは言うまでもありません。

その上で個人情報漏えいと不正使用対策の根本は、マイナンバー中止以外にないのではないのでしょうか。番号通知と利用の開始は中止・撤回を求めるか、お答えください。

最後に、戦争法案と町長の政治姿勢についてであります。

今、国会では平和安全保障法制いわゆる戦争法案関連11法案が審議されております。周辺事態とか武力攻撃事態とか存立危機事態とか穏やかでない言葉がポンポン出てくることに、はたして日本という国はどこに向かっているのか、平和憲法はどうなるのかという危機感を持つのは私だけではないと思います。

去る4日の衆議院憲法審査会での参考人質疑は、新聞、テレビでも大きく報道され、迷える国民にとって衝撃的な発言でした。簡単に紹介して町長の認識を質したいと思います。

自民、公明、次世代の党推薦の長谷部泰男氏は、集団的自衛権の行使容認について「憲法違反だ。これまでの政府見解の基本的枠組みでは説明がつかない。外国軍隊の武力行使と一体化する恐れが極めて強い。」と指摘しました。

民主党推薦の小林節氏は、「憲法9条は、自衛隊が海外で軍事活動する法的資格を与えていない。仲間の国を助けるために海外に戦争に行くのは憲法違反だ。」と明確に発言しました。

維新の党推薦の笹田栄司氏は、「内閣法制局と自民党が憲法との整合性をガラス細工だがギリギリのところまで保ってきている。今の

定義ではそれを踏み越えてしまったので違憲だ。」と述べたことであります。

3人とも「違憲」であり「学説上の常識」であると表明したことは重要極めて重い発言であります。

さらに、集団的自衛権行使容認の閣議決定、戦争法案の国会提出を強行したことについて問われ、長谷部氏は「立憲主義にもとる」と答えております。政府・与党は、「集団的自衛権行使による武力行使は我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に限定されるので憲法違反ではない」などと詭弁、駄弁を弄していますが、それを判断するのは時の政権の一存であり、集団的自衛権行使は限定どころか無限定であることは、日本を代表する著名な憲法学者の見解でも明快であります。武力行使「新3要件」は無法な参戦の新基準であり、憲法違反という認識はあるのか。

二つ目は憲法9条擁護の立場から安保法制は反対であることを明確にされるか。自衛隊がアメリカの戦争に従属し、殺し、殺される戦争に巻き込まれる世の中であってはならないと思います。

町長に明確な答弁を求めて1回目の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 先ず、一つ目の自民党の第五次提言案についてのご質問にお答えをいたします。

与党第五次提言につきましては、復興加速の環境整備、長期避難の弊害解消等を図るため、避難指示解除準備区域と居住制限区域について各市町村の復興計画等も踏まえ、遅くとも事故から6年後の平成29年3月までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にしているよう除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧等の加速に取り組むこととされています。

避難指示解除については、除染のみならず、上下水道や道路の復旧、災害公営住宅等整備による住居の確保、商業施設や医療福祉施設等の生活関連サービスの確保といった帰還環境の整備状況を踏まえながら、自治体の意見を聞き、決定することであると認識しておりますので、一方的に一律に決定すべきものではないと考えております。また、避難指示解除後の賠償につきましても、中間指針第4次追補において、相当期間の当面の目安を1年間として実際の状況を勘案して、柔軟に判断していくことが適当であると示されております。相当期間についても避難指示解除同様、一方的に一律に決定すべきものではないと考えております。

先ほど、14番議員のご質問でもお答えしたとおり、今後この提言

を受けまして、政府としての考えが示されることになろうかと思っておりますので、その動きを注視しながら適切に対処していきたいと考えております。

次に、国、東電の責任について。現実の対応とあるべき責任についてのご質問にお答えいたします。今回の与党「第五次提言」で示されました避難指示の解除及び賠償に関する提言に関しましては、共に一方的に決定されるものではなくて、被災自治体の実態を踏まえ、意見を聞きながら状況に合わせて判断されるものと認識しております。この提言を受けまして、今後政府としての方針が示されることになろうかと思っておりますので、国策で進められて来た原子力政策の被災者に対する国及び東京電力の責任ある対応を引き続き求めながら適切な対応をされるよう政府、東京電力に強く訴えてまいりたいと考えております。

最後の質問の戦争法案と町長の政治姿勢についてのご質問にお答えいたします。いわゆる武力行使の新3要件について、その判断は個別、具体的な状況に照らして総合的に判断するという政府の考え方には非常に曖昧な点も多く、時の政権よって恣意的に判断されるという危険性を排除できないと考えております。集団的自衛権や武力行使の前提となる要件については、その基準について厳格に規定されるべきであり、国会の場で十分に議論をつくして国民への説明責任を果たして頂きたいと思っております。

次に、安保法制に反対を明確にされるかということについてのご質問にお答えいたします。

この問題につきましては、以前にも議員のご質問の中でお答えしております。そもそも国の基本法である憲法がその時々々の政権によって解釈が自由に変えられ、恣意的に運用できるものであってはならないと考えております。日本国憲法は、平和主義、基本的人権の尊重など、世界に誇れるすばらしい憲法だと認識をしており、地方自治体の長としての立場からもこれを擁護していくべきものと考えは変わっておりません。今般の安保法制の問題につきましても、歴代の政府が憲法上許されないと解してきた集団的自衛権の行使を閣議決定による憲法解釈の変更で対応しようとするところに大きな問題があるものと認識しており、国民の意思に基づいた正当な手段を踏まえた形で議論されるべきものと考えております。

以上、私に対しての質問は以上であります。他の質問については担当課長から答弁いたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、大きい1番の政府及び「自

民党第五次提言案」と復興・賠償についての（１）の②５年後の事業と自治体一部負担についての認識と対応はについてお答えします。

今年度で集中復興期間が終了するにあたり、５月12日に復興庁から平成28年度以降の復興事業のあり方について示され、一部の事業について自治体負担を求める考えが示されました。今後、地方公共団体からの意見を聴取し、６月末を目途に復興推進会議にて平成28年度以降の復興支援の枠組みを決定することとされています。

今回示された方針では原子力災害被災12市町村の事業については自治体負担がゼロとされたことについては評価できる点かと考えております。一方で、県が原子力災害被災地域12市町村圏内で実施する事業については自治体負担を導入することが示されております。県が負担を求められる事につきましては、12市町村に負担を求められていることと同様であると認識しております。この件につきまして、５月24日の町長、県知事との意見交換会の席でも問題提起させて頂いており、また６月7日の復興大臣との意見交換会の場でも町長より要請したところでございます。

今後、国の平成28年度予算編成に向けて引き続き国に対して、岩手、宮城とは異なる解決困難な原子力災害という課題を抱える福島、特に避難地域の特殊性を十分考慮されるよう県と一体となって強く要求してまいりたいと考えております。

続きまして、（２）帰還の環境整備と避難者支援についての①環境整備の現状と課題についてお答えいたします。

現在、復興まちづくり計画に基づきまして、道路及び浄水場の復旧、また今回補正予算を計上させて頂いております災害公営住宅の整備や商業施設整備に向けた商工会との協議、更には医療施設整備に向けた町内開業医の意向調査など、帰還環境の整備に向け順次取り組んでいるところでございます。

また、これら避難指示解除の条件となっている項目の進捗状況につきましては、有識者検討会での検証に向けて現在整理、取りまとめ作業を行っている状況でございます。避難指示の解除に当たっては、多くの町民の皆様にお考え頂いた復興まちづくり計画において生活できるかどうかの視点で考え方をまとめるとしておりますので、除染の完了と第一原発の安全対策を前提に、上下水道や道路の復旧状況、住居の確保、商業施設や医療福祉施設等の生活関連サービスなどの確保等、帰還環境について総合的に検証を行い、生活できるかどうかの視点で判断する必要があると考えております。

続きまして、②打ち切りとなる10の事業と町・県の対応はについて

てお答えします。

平成27年度で終了とされました10事業につきましては、特に緊急雇用創出事業でございますが、震災等対応雇用支援事業について当町では有効活用している状況です。年間約70名の被災者を雇用し、本町復興を支える人材となって頂いております。当町も含めまして原子力災害被災町村はようやく復興のスタートラインに立とうとしているところであり、本事業は今後の本格的な復興を支える重要な事業となっております。

この件につきましても、県知事との意見交換会の場で、また復興大臣との意見交換会の場で問題提起をさせて頂いたところですので、今後の国の平成28年度予算編成に向けて、引き続き国に対して県と一体となって本事業の継続、または制度の新設を強く要求してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） 2番の浪江町地域防災計画について。

（1）原発避難の総括についてお答えいたします。議員お質しの3点を踏まえ、それを総括してお答えします。

3点挙げられた支点、力点に共通するところは、その全てに情報に関係しております。情報が得られ対応、対策が受けると考えられます。しっかりと地震、津波、原発事故の教訓を踏まえ、通信の多重化や情報が得られなかった場合の想定などをしっかり計画等に盛り込んでいきたいと考えております。

また、議員が挙げられた3点についても、しっかりと検討し、教訓を踏まえ実効性のあるものにしていきたいと考えております。

続きまして、（2）廃炉のリスクと地域防災についてお答えいたします。

東京電力では廃炉作業におけるリスクについて発電所の敷地境界以外に影響を与えるリスク総点検として190項目を抽出しております。その上で安全対策については、まずは敷地外に出さないことが第一と考えており、しっかりと廃炉の状況について確認していききたいと考えております。

議員お質しの防災計画に廃炉のリスクを入れるべきという点については、敷地外に影響が及んでしまう場合という大きな括りでもって対応し、確実な情報提供そしてその情報をもとに、しっかりと住民に伝達できる避難システムを構築した地域防災計画を策定していききたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 検証と再除染について、①除染検

証委員会の立ち上げについてお答えします。

町では、現在、弘前大学等と協定を締結し、放射線被ばくによる健康の影響調査等の協力を頂いております。これから弘前大学等の放射線被ばくに関する高い知見を有する先生方の指導を頂きながら専門委員会の構成等を含め検討してまいりたいと考えております。

なお、時期につきましても除染の進捗状況等を踏まえ、先生方の指導をいただきながら定めてまいりたいと考えております。

②再除染はどのように進められるのかについてお答えします。

環境省では除染完了後、半年から1年後に事後モニタリング業務を行うこととなっております。その中で新たに汚染が特定された地点があった場合や異常が発見された場合につきましては、フォローアップ除染を行うこととなっております。

③内部被ばくの危険とβ線測定の対応はについてお答えします。

除染空間線量はγ線の影響を測定指数としております。まず除染では面的に除染し、空間線量を下げる。外部被ばくの危険性を極力無くすことを目的としております。ストロンチウムの測定につきましては、平成23年9月に文部科学省において拡散調査を行っておりますが、過去の測定値の範囲内であることから除染の場合はセシウムの沈着量に着目して行っている次第でございます。

しかしながら、今後町民の皆様の安全性も考慮し、様々な専門的な見地から、測定の必要性と安心して帰還できるよう国に対してβ線の測定等を求めてまいります。

(2) 帰還困難区域と森林の除染について。

①せめて居住空間と農地保全の除染計画を求めることはできないかについてお答えします。

浪江町復興計画におきまして、低線量から高線量地区へ復旧・復興を進めるとしており、現在その計画に沿うよう避難指示解除準備区域、居住制限区域の除染を進めております。

環境省では、帰還困難区域においてもモデル除染の結果を踏まえ地元と検討するとしております。町としましては、これまでどおり国に対しまして帰還困難区域におきましても、早期に除染計画を作成し早期に除染を行うよう要望してまいります。

②森林線量測定の現状はについてお答えします。現在、浪江町の森林のほとんどが未計測であります。こちらにつきましては特別地域内除染実施計画に基づき実施されておりますが、計画の中では森林については居住など近隣における措置を最優先に行うものとしております。

その他の森林につきましては、当面蓄積されつつある技術的知見

を踏まえて関係機関と連携し、今後の除染等の措置を実施するとされており、生活圏から20mの範囲、実際に除染を行う範囲内以外は未計測となっております。

しかしながら、以前より国に対しまして森林除染については、除染ガイドライン上の林から20mの地域とは限らず、面的かつ広域的に除染を実施することとして要望しているところでございます。

今後とも浪江町全体を除染するといった観点からも引き続き環境省に対しまして再度要望してまいります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 大きい4番目の被災・避難者支援について、（1）復興公営住宅の入居の諸問題の改善の①準備区域等の被災者入居制限はについてお答えします。

復興公営住宅の入居制限によりますと、原子力損害による避難指示により避難している居住制限者としており、現在避難指示の対象者となっている区域に平成23年3月11日時点で居住してした者とされており。現時点では浪江町は全区域が避難区域に指定されているため避難区域による入居制限はございません。

なお、現在示されている入居要件では避難指示が解除となった後に申し込みを行う場合には、入居要件を満たさない事となり、申し込みは出来ない事となりますが、避難指示解除前に申し込みを行った場合は、避難指示の解除によって入居決定の取り消しや退去要請を受ける事はないものと聞いております。

二点目の連帯保証人の特例措置の検討はというご質問でございますが、復興公営住宅入居の際の連帯保証につきましましては、これまでも県に制度の見直しを要望してきたところでございます。6月2日付けで県から通知がございました。原子力災害により避難指示を受け、避難している避難者の県復興公営住宅への入居に際して、先ずは一点目ですが、入居者以外に二親等以内の親族がいない場合。二点目ですが、入居者以外の二親等以内の親族はいるが、高齢で施設に入所しているとか、無職で収入がない等、連帯保証人になり得ない場合。三点目として、依頼できる知人が見つからない等、真にやむを得ない事情により連帯保証人を立てる事が困難な場合については、連帯保証人を免除する取り扱いとされました。

三点目の家賃軽減措置と賠償請求のご質問でございますが、公営住宅の家賃は、民間の賃貸住宅と比較して低額な家賃に設定されておりますが、特に収入の低い世帯につきましては、建物の管理開始から10年間は家賃が軽減されます。6から10年目は段階的に家賃の低減額が減少し、11年目以降は本来の家賃になります。

また、復興公営住宅の家賃につきましては、当面の間、東京電力に対する家賃賠償での賠償請求が可能となっております。しかし、請求手続きに入居者個人で行う必要がございます。高齢世帯にとっては請求手続きが困難である可能性がございます。町としては、入居説明会の際に賠償手続きの説明を県に求めると共に、入居後についても賠償支援が行えるよう昨年度より復興公営住宅の生活支援のために設置されているコミュニティ交流員の委託先である「みんぷく」と協議を行っているところでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） （2）高齢者入居とケアの体制、①入居及び入居予定者の平均年齢はというご質問でございますが、福島県によりますと、今年3月18日時点での公営住宅における入居決定者の平均年齢は約60歳となっており、ご指摘のとおり高齢者が多い傾向があります。

②の医療・介護・福祉の連携はということでございますが、議員お質しのとおり、復興公営住宅における高齢者入居のケアとして医療・福祉・介護の連携は大変重要であると考えております。

当町におきましては、従来から必要のある都度、適宜打ち合わせをしておりましたが、本年4月より役場内の福祉部門連携会議と称し定期的に開催し、医療・福祉・介護の関係各課間で情報を共有し連携対応を図っているところでございます。

議員お質しの復興公営住宅における高齢者のケアにつきましても、速やかに情報を共有すると共に、所管の関係機関とも迅速な連携を図ってまいります。

今の出張所体制でサポートは可能なのかということでございますが、出張所というより県や町関係機関と今後より一層連携を強化して対応していくということでありまして、避難先自治体やその地域の病院や福祉・介護施設等との連携も同様でありまして、町としては様々な形で住民を支援していただけるよう関係機関と連携を強化して対応していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） （3）緊急雇用事業の継続・拡充の対応はについてご質問にお答えします。

震災等対応緊急雇用支援事業につきましては、今年度までの事業となっており、次年度以降については現在明確に示されておられません。町としましては、復興を進めて行く中で本事業を活用した業務は今後も必要であると認識しており、県と共に継続となるよう強く要望してまいります。

なお、平成26年度の雇用実績は実人員で39人、実績額が9583万3000円でした。平成27年度についても実人員では39人、予算額は1億819万4000円です。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、大きい5番の国民共通番号、いわゆるマイナンバーと個人情報保護についてで、番号通知と利用開始の中止、撤回を求めるかについてでございますが、日本年金機構ウィルスメールによります今回の情報大量流出につきましては、まさに個人情報漏洩と不正使用対策の根本的問題であると認識しております。

現在、国会においても今回の諸問題等について議論されているところではございますが、マイナンバー制度につきましては、法の定めるところにより、昨年度から準備を進めているところであります。今後におきましてもシステムの改修、セキュリティ強化等体制の整備について粛々と進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 間もなく午後5時ですが、ここで会議の延刻を宣します。

明日、10日の予定も非常にタイトでありますので是非ご理解をいただきたいと思っております。

（午後4時50分）

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。再質問をお願いします。

○16番（馬場 績君） 5時過ぎてしまうのではないかと思いますので、教育長あんまりにらまないで、復興・復旧、再生・再建のため頑張らしましょう。

政治的な問題から言うと、今国会で審議されている安全保障法制、いわゆる戦争法制の問題に対する町長の認識については、結論から言うと、憲法の解釈を時々の政権が勝手に変えるようでは、文字どおり立憲主義にもとると、そういう趣旨の答弁だったと思います。極めて明解な認識をお示し頂きました。この件については了解いたしました。

問題が多岐にわたるわけですが、大きな問題いくつか絞って再質問いたします。先ず第五次提言と復興のあり方に対する方針から生みだされる様々な問題についてですが、大事なことなので確認しておきたいのですが、先ほどの1番議員の質問でも一部負担については、いわゆる原災自治体12市町村については一部負担はゼロだというお答えでしたけれども、別な角度から私は質問しました。10の事業で廃止になる事業、あるいは県の事業で町が一部負担を伴う事業はどうなんだと。そういう影響はあるのではないかという質問をし

ましたけれども、県の事業で一部負担があるという答えが山本課長からありました。ここで問題は大きくいうと二つだと思います。大体原発避難で町長も何度も言っていますが、復旧すらできていないわけですから。それなのに集中復興期間は5年だということで、時間軸で先ほども議論になりましたけれども、時間軸で決めるというやり方自体が問題だと思んです。その上で今後については事業の見直しをすると、廃止もする、一部負担もお願いします。こういうふうには時間軸で区切っておいて、あるいは事業を廃止しておいて、一方では全町避難でどこから手をつけたら良いのか分からないのに今後の事業については一部負担を求めると、この姿勢がそもそも問題だと思んです。ここのところを町長しっかり抑えて今後復興庁なりにその見直しを、そもそもそこが問題なんだと。そういう考え方を改めてもらいたい、ということは浪江町としてこういう計画がありますと、この事業計画は100%でやってもらいたいということ強く求めて行く必要があると思んです。

ここで問題は出てくるわけですがけれども、ではその際、浪江町が県や国に持っていく計画がどうなっているかという問題です。これは全員協議会でも議論になりました。やはり時間軸で区切るのはだめだとか、一部負担を求めるのはだめだというふうに言っただけでは靴の上から足をかくみたいな話なので、浪江町としては、5年間の間にこれだけの事業をやったけれどもこれだけしか進んでいないと。これからこういう事業計画があるんだということで、言ってみれば浪江町の青写真を示して一部負担などとんでもないと。被災地の復旧・復興のために国は全責任を持つべきだと。こういう対案を持った上での要望活動が必要だと思うのだけれどもどうされるかお答えください。

それから、復興推進課長、産業・賠償対策課長、緊急雇用事業についてお答えになりました。産業・賠償対策課長は緊急雇用事業、平成26年度で39名で9300万円、平成27年度は約1億円ということで、復興推進課長雇用事業は70名、極めて重要だと。これが廃止されると。それに代わる新設を求めるという事だけれども、これも5月、6月、概算要求の時期です。しかも復興庁はメニューを示して打ち切りますよという事を言って来ているわけなので、これをひっくり返すというのは極めて容易でないと思んだけれども、緊急雇用事業についてはこういう中身でもちろん国は分かっているわけだけれども、こういう中身でやってきて、これからも全町避難が続くわけだから、何かその出口を切って、出口を切るというのは避難解除、あるいは賠償打ち切り。出口を切っておいて片方ではこういう本当に

必要な復旧・復興にとって極めて重要な事業を押し切るということは、これは許し難いと思うんですよ。許し難いという強い言葉言っただけではだめなので、事業の中身としてこういう事業をやってきたと。これを打ち切られては困るということと、来年度以降もこういう事業計画があるんだと。具体的な試算表というか、そういう資料を示して復活を要求すると、継続を要求すると、新しい制度を要求すると、そういう行政の対応が必要だと思うのですが、どうされるのかお答えください。

それから、賠償の問題では町長も決して東電のその対応を甘く見ているとは、そうは思っていないと思うんだけど、6月7日の全体会議でもいろんな団体から首長も含めていろんな要望を出されました。東電の広瀬さんはこういうふうに言っているんですよ。損害がある限り賠償すると。非常に聞き良いマスコミ受けする言葉ですよ。実態はどうかと。片方では第五次提言である意味ではそういう方向で収れんされるのではないかと思うのだけれども、賠償打ち切りでしょう。片方で損害賠償について責任負えと言われると、格好良いことを言うと、損害がある限り賠償する。これは当然の責任なんだけれども、実態はそうになっていないわけなんだから。言っていることとやっていることがまるで違うと。ここも今まで国、東電は逃げに逃げてきているわけです。ここも具体的な損害被害の状況を示して、これはやはり継続しないとだめだと、賠償打ち切りなんていうのは認められないということでやっていく必要があると思うんです。例えば就労不能損害についても、直接ある県に避難している人から電話が来ました。医者や診断書を付けて東電に行ったんだけど、個別事情は認められないということで今年の2月で打ち切りになっているんです。片方では、損害がある限り賠償する。個別事情に応じる。私が登壇で言ったように、個別事情に応じて賠償しますというのは、東電の全く逃げ口上であって、賠償打ち切りの口実にしているだけです。そこを許さない。そういう戦い、運動、要求が必要だと思うのですけれども、どうされるか。町長が答えるのか、担当課長が答えるのか、是非総合的な取り組みの問題としてお答えを頂きたい。再質問。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） それでは再質問にお答えいたします。

6月7日に浜田復興大臣とこの提言に基づいた意見交換会それを行いました。その中で、私が申し上げてきたのは、当町は4年経った今もなお全町避難が続いており、町民の生活再建とふるさと浪江町の再生に向けた取り組みを同時並行的に進めてきていると。特に、

ふるさと浪江町の再生においては、国の直轄除染が遅れて中々進まない状況で、国が定めた5年間の集中復興期間においてはほとんど進展がなかった。いわば時間が止まったような状態にありました。このような状況において、今回示された方針には、ようやく私どもがスタートラインに立とうとしている時に大きな不安を感じているということで3点ほど要望してまいりました。

特に、先ほど議員がお質しの緊急雇用創出事業を継続していただきたい。これは本格的な復興を支える重要な事業であると認識している。確実な対応を是非お願いしたいということをお願いいたしました。それから先ほどの事業負担の件ですけれども、それは原子力災害被災地域の12市町村の事業、いわゆる帰還事業ということですね。そのことについては負担ゼロということにしていますけれども、この自治体負担を導入されるということになりますと、これ県のほう、県に負担を求められたという場合には、私ども12市町村に負担を求められているということと同然なんです。従って、負担を求められて今まで復興していたものが遅れるようなことが生じた場合には大変な事になってしまう。従って、福島県全域これはやはり負担ゼロだと。特に相馬市の市長がおっしゃっていましたが、福島相馬の道路を今やっているわけです。最中です。そのやっている事業について地元負担を求めると。これちょっと到底考えられないことだと思います。従って、強く私どもも一体となって要請をして、だめだと、これは負担ゼロで最初から、当初から組んだものでやっていただきたいということを強く申し上げてまいりました。

それから、議員お質しのとおおり、これからの事業をするための財源確保、特にイノベーション・コースト構想、私どもはそれと融合するまちづくりの事業計画を出しております。そういう事業がもし構想の中に入った時に、これが負担されるということになりますと、我々の構想がだめになってしまいますので、これは許されないと。財源の確保をきっちりしていただきたい、取り組んでほしいということの3点を強く要請いたしてまいりました。

ということで、今、対策としましては、私どもの手がけている、これからやっぺいこうという事業についてきっちりと説明をして、そして負担が無いように是非お願いしたいということを要請していきたいと思っています。

それから、2点目の賠償の再質問の件です。これも午前中、先ほど議員がお質しのとおおり、200団体からなる県の原子力損害対策協議会の全体会議が行われました。その中で、私、浪江町として申し上げたのは、先ほど避難指示解除時期、これは一方的に、一律に決

定すべきものではないということ。つまり当該自治体の意見を聞いて決定しなければならないということ強く申し上げてまいりました。それから、賠償については中間指針に沿って賠償するべきであるということ要望いたしました。さらに3点目は、避難指示解除後の相当期間、これは実際の状況を勘案して柔軟に判断されるべきであるということも強く申し上げてまいりました。この相当期間については、1年間というような原賠審の方針がありますけれども、その被災地の状態を見て、相当期間延ばしていくという考え方なわけです。ですから原賠審をどうするんだと。原賠審の方針をどうするんだということの論議もさせていただきました。それに沿って私どものADRの問題についてもお話をいたしまして、東電はやはりセンターの仲介案を尊重して応諾すべきだと。今までの原賠審の指針、そしてADRセンターの仲介案、これを無駄にするのかということでお話をして、議員がおっしゃった逃げ口上として個別事情を勘案して対応していくという、これが常套句になっているんですね。これADRセンターの応諾しない理由にもそうなんです。個別事情を考慮して判断していきたいと。1万5600人の申立人を個別事情で調べていくというのですから、とんでもない話なわけです。

従って、これは常套句については非常に気を遣いながら、私ども対応していかなくてはならないということでもありますので、これもきっちり県と一緒にあって、賠償の問題についても強く要請してまいりたいと思いますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（馬場 績君） まず第五次提言あるいは復興庁のあり方に対する末端自治体としてそれをどう見直させるかという問題が今後大きな課題になってくると思うんです。我々議会としても全力を挙げて見直しを求めていきたいと思うのだけれども、一つの方法としては、先ほど町長も答弁されたし私も言ったただけれども、県の原子力損害賠償対策協議会に国、東電を呼ぶと。そこで県内全体の意見はぶつけていくということ。あと12被災市町村なら12被災市町村、双葉郡8カ町村というよりも場合によっては12被災市町村の方がやり易いと思うんですけれども、そういう意味で広域でやっぱり見直しを求めていくと。強調する要望項目、これ今出た問題だけでも幾つも共通する問題があるわけだから。共通する問題を整理して、別な言い方をすると問題を共有化して、広域で場合によっては県に、場合によっては県と共に、場合によっては国、東電を全体会議に呼ぶということも含めて迫っていかないと、私は追い込まれてしまうのではないかと思います。そういう立場で是非お進めいただきたい。こ

これは私の要望ということです。先ほどの町長答弁とも方向は一致したと思いますのでよろしいです。

それでは、これで最後ですので。除染の問題について。検証委員会の立ち上げ、あるいは再除染、あるいはβ線の測定、あるいは森林除染について質しましたけれども、全く不満足です。それで弘前大学の知見をいただいて、色々検討していくというのは私はそれで良いと思うんです。だけれども、時期についても極めて曖昧なんだよこれ。専門家の意見を聞いてその立ち上げを検討したいということで。そうではなくて、少なくとも3つの行政区では100%完了しているわけでしょう。先ほどの町長の答弁だと、権現堂でも86.2%の同意があって仮置場の確保ができれば中心市街地の除染も入ると。そういう大きな流れになっているわけ。そうすると、今までもその除染の問題で、個人対町との間、町と環境省との間、あるいはそこに事業者が入るわけだから。事業者との間で様々な問題が起きていると思うんです。どういう問題が起きたか、代表的な問題だけでもいいですから挙げてください。

その上で、生活できる除染の結果を生み出すということだから、町としてはやっぱり生活空間0.23mSv、年間1mSv以下という大目標は確立しているわけだから、除染終わったところも含めて、全部終わってからもなんていったのではだめなわけだから、中間、中間で専門家の意見も聞きながら、しかも住民代表も混ぜて検証委員会を立ち上げると、ここが大事だと思うんです。構成の問題と立ち上げの時期について明確に示してください。

それから、内部被ばく、β線については、平成23年9月に文部科学省が調査をしたと。だけれども、今国としてはセシウムを重視していると。それは分かります。分かるんだけど、ある自治会と言ったけれども、福島のある自治会の会長です。やっぱり原発避難して来ているわけだから、放射線の問題で我々も勉強しているの。やっぱりβ線がどうなのか。あるいは双葉町の一部、浪江町の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部にプルトニウムが降ったと、検出されたと言うことさえも文部科学省が明らかにしているわけでしょう。そういう中でストロンチウムの検査、どこもやってないじゃないかと。我々はそれを知りたいんだということなんです。だからこれは国に求めるという姿勢は良いんだけど、場合によっては環境省なのか文部科学省なのか分からないけれども、住民要望が非常に強いと。町独自で買うと。これに対して補助なり交付事業を付けてくれと、ここまで踏み込んで提案していかないとだめだと思う。そういうことをやるかどうか。

それから、帰還困難区域の除染、実は夕べ津島の区長会の会議があったんです。そこに福島環境再生事務所から3名の方がお見えになりました。やっぱり帰還困難区域、一方では色々問題はあるけれども、五次提言で避難解除の問題出ているでしょう。そうすると帰還困難区域はどうなんだと。全く見通しが無いではないかと。色々やりとりをしてこういうことになった。ここでも言ったけれども、せめて生活空間、あるいは農地の除草なり除染なりやってもらいたいと言ったらば、先ほど自民党双葉郡支部の問題もあったけれども、夕べの集まりで環境省の人なんと言ったと思う。それは町に話して、町の方で計画をしてもらって環境省の方に出してもらいたいと。他人事なんだよ。夕べそれは意見交換会だから、環境省は詰めなかった。詰めなかったけれどもそういうことだ。他人事だから。だからやっぱり町は帰還困難区域の復興計画について、復興計画も含めて復興計画の中に除染計画。せめて生活空間、せめて農地の除染をやるべきだということを強く求めてもらいたい、それをやるかどうか。

それから、森林の線量測定については、やるともやらないとも言わなかった。森林の除染の測定については、今は居住地の除染が優先だと。20mの範囲で。私が言ったのは、県が発表した森林の線量測定値について、多分町長も見たと思うんだけど、ほとんど浪江町の部分が空白なんです。白い部分は未測定になっているんです。別な見方をすれば、線量が高いから測定していないのかなというふうにも、そういううがった見方もできるけれども、見方の問題じゃなくてやっぱりやらせるということだと思う。住民に知らせるといふことだと思う。それをやるかどうか。

それから、被災者支援の問題では、これは大きく言うと入居制限の問題。先ほど課長答弁では、避難指示解除された後に申し込みした場合には入居できないということでしょう。そもそも復興住宅の計画が遅れていて、申し込みがちょうどその時期になるかどうかは分からないけれども、縛りを先にかけるといふのは私は問題だと。

これも見直しさせるべきですよ。というのが一つ。

あとは、そのケアの問題で医療介護福祉の連携について言いました。色々担当課長から答弁ありましたけれども提案をしたい。少なくとも県内の復興住宅のあるところで公的病院、あるいは公的施設と連携するこういう形で避難者の生活支援をしていく。こういう取り組みをなされるかどうか。参考まで言えば、民主医療機関、民医連との連携も行われている。それも参考にしてもらいたい。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） お答えします。

除染検討委員会の件に関しましてでございますが、できるだけ早い時期に対応してまいりたいと思っております。時期に関しては、除染の進捗状況を踏まえまして先生の指導をいただきながらできるだけ早く対応していきたいと思っておりますのでございます。

次のβ線の測定ということでございますが、これも国に対して要望してまいりたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、帰還困難区域の除染についてでございますが、この件につきましても、これまでどおり国に対しまして早期に除染計画を策定し、早期に除染を行うよう要望してまいります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 森林除染の件ですけれども、これは区域の見直しをするときに環境省との約束があります。森林除染をやるという約束しているんです。ただ、今のところ線量が高くて、それから居住制限区域と避難解除準備区域をやっていかなくてはならないから、実証のモデルの除染はやっていって、その知見を踏まえて今後は森林除染に技術を適用していきたいという約束になっていますから、先ほど議員の質問の中で驚いたのは、浪江町で計画を立てるべきだと、これはとんでもない話ですので、これは私も強く抗議をしたいと思っております。そういう意味で、とにかく森林除染と、特に生活できる場所です。それは早くやるべきだということで強く、それと合わせて要請をしていきたいと思っております。

[何事か呼ぶ者あり]

○町長（馬場 有君） だから帰還困難区域の除染については、約束になっていますから、それは早くやってもらおうということで、その町が計画するというのはそれはおかしい話で、当然国がやるべきことですので、強く要請いたします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 復興公営住宅の入居の制限の関係でございますが、避難指示解除までに申し込み受付ができないということは想定しておりませんが、申し込み時期によって避難指示に関する入居の決定を行うとしてますので、まずその申し込み時期を早めに公表していただいて、受付を行っていただくというのが前提かと考えております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） 復興公営住宅周辺の病院、医療機関との連携ということでございますが、議員お質しのとおり、民医連等との契約も今年度実施しておりますので、できるだけ町民の皆様にご不便のないように努めたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 以上で16番、馬場績君の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし延会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君） 本日はこれで延会いたします。

明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集をお願い申し上げます。

（午後 5時25分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成27年浪江町議会6月定例会

議事日程(第2号)

平成27年6月10日(水曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|----------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 請願・陳情の付託 | |
| 日程第3 | 議案第60号 | 浪江町道路線の認定及び廃止について |
| 日程第4 | 議案第61号 | 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第62号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第63号 | 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第64号 | 浪江町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第65号 | 浪江町介護給付費準備基金条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第66号 | 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第67号 | 工事請負契約の締結について(浪江町役場庁舎太陽光発電設備設置工事) |
| 日程第11 | 議案第68号 | 工事請負契約の締結について(コミュニティ広場造成工事) |
| 日程第12 | 議案第69号 | 工事請負契約の締結について(農業集落排水管渠災害復旧工事) |
| 日程第13 | 議案第70号 | 物品購入契約の締結について(仮設防火水槽購入) |
| 日程第14 | 議案第71号 | 土地の取得について |
| 日程第15 | 議案第72号 | 土地の取得について |
| 日程第16 | 議案第73号 | 浪江町公立学校林の伐採について |
| 日程第17 | 議案第74号 | 平成27年度浪江町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第18 | 議案第75号 | 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第19 | 議案第76号 | 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第20 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ |

			とについて
日程第 2 1	報告第 1 号		平成 2 6 年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について
日程第 2 2	報告第 2 号		平成 2 6 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 2 3	報告第 3 号		平成 2 6 年度浪江町一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第 2 4	報告第 4 号		平成 2 6 年度浪江町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について
日程第 2 5	報告第 5 号		平成 2 6 年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 2 6	報告第 6 号		平成 2 6 年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	小黒敬三君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
16番	馬場績君		

欠席議員（1名）

15番 三瓶宝次君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	嶋山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	中田喜久君
復興推進課長	山本邦一君	町民税務課長	武隈吉美君
産業・賠償対策課長	岩野善一君	ふるさと再生課長	鈴木政己君
復旧事業課長	三瓶徳久君	健康保険課長兼 仮設津島診療所長	居村勲君
介護福祉課長	佐藤裕一君	生活支援課長	大原教知君
津波被災地対策課長	安倍靖君	会計管理者 兼出納室長	佐藤尚弘君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	清水佳宗	次長	横山秀樹
-------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
なお、15番、三瓶宝次君より欠席の届け出がなされております。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
お知らせをいたします。
議案第69号について町長から訂正の請求がありました。訂正内容はお手元に配付のとおりです。まだ、会議の議題としておりませんので、会議規則第20条第1項のただし書きの規定によりこれを許可いたしました。ご了承願います。
また、昨日は町長から議案第76号の追加提案がございました。議会運営委員会で協議した結果これを受理し、議事日程に繰り入れておりますので、ご了承願います。内容はお手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（吉田数博君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
-

◇山本幸一郎君

- 議長（吉田数博君） 10番、山本幸一郎君の質問を許可いたします。
10番、山本君。
[10番 山本幸一郎君登壇]
- 10番（山本幸一郎君） 10番、山本幸一郎です。
議長の許可を得ましたので、一問一答で質問させていただきます。
よろしく申し上げます。
はじめに、除染について。今除染が浪江町では三地区ほど完了予定になっています。今の除染の経過について質問します。
除染前、除染後のデータ管理はどのようになっているか。町の目標値はいくらで、いくら下がったら良しとしているのか。簡単にお願いします。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。
○ふるさと再生課長（鈴木政己君） お答えします。

浪江町の除染工事におきましては、環境省が直前直後モニタリングを実施しております。

また、目標値につきましては、国が策定しました特別地域内除染実施計画に基づき除染を実施しておりますが、追加被ばく線量が年間20mSv未満である地域については、長期的な目標として追加被ばく線量が1 mSv以下になることを目標としつつ、可能な限りの線量低減を目指しているところであります。

平均低減率につきましては、除染が終了した場合順次環境省から各地権者様に除染結果を報告しております。例えば酒田地区の町営住宅における平均低減率でございますが、30%から70%と聞いております。今後環境省に対しまして除染の結果が一番大切なことから除染前と除染後の数値の資料の提出を求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） ただいまの酒田地区のデータだけちょっとお聞きしたところ30%から70%の低減率と今聞きましたが、何か他人事みたいな話であって、町では以前には管理していくらいくら下がっていますよというふうに管理するようなお話を聞いていました。それで、今の話ですと環境省が個人宅のデータを個人にやっていて何か役場自体では管理していないような答弁に受け取れるんですが、役場自体ではその辺をどのように管理しているのでしょうか。

お願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） お答えします。

平均低減率ということですが、環境省では除染工事の性格上除染が完了しましても追加工事とかあるということで低減率が変わってくるということの可能性があるということで、平均低減率ということは町の除染の完了して初めて算出するということでもあります。

データとしましては、環境省から順次いただくということを求めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 細かい話で大変申し訳ないですけども、今の話でも町では除染に対しての数字の監督がなされていなくて環境省と地権者がやっているだけにしか思われないうんですけども、その辺は順次担当者がこの家はいくら下がったまでは分からないとしても、その時点で随時データをいただいて、もしかしたら酒田地区は今の間このぐらい下がっていますよと。なぜ言うなら実際5 μSvとこが30%だと15ですよ。1.5しか下がってませんと、例えその

数字が2 μSv が目標とか1 μSv が目標ならば別に何%でも良いんですけども、実際町の目標値がいくらに下がるまで除染してくれって頼んでいるわけではないんです。その目標値が無いんで、実際に高いところが30%しか下がんなかったら万が一除染後4 μSv だったという話は無いでしょうけども、その辺がはっきり管理してなければ下がった下がったと言われても今の現状の数字がいくらだかどうかが町で把握されていなければ、町民の皆様に戻って良いですよ、いや私の所は5 μSv だったのにいや70%下がっても5 μSv という所もあるかもしれません。そういうこともあるんで、目標値が無いのでパーセントだけで把握されるとこれから帰町に対して除染は終わったけど、私の所は4 μSv だ、5 μSv だなんていう所が毎回出てくると思うんです。なんで、町としては、「いや、いくらまで下げろ」という目標値、以前にも私言ったことあるんですけども、決めてないんですよ、はっきり。なんで、目標値が無いんで、その目標値になるべく近づけるならば分かるんですけども、全然他人事みたいでお前の所はいくらだ、あと個人的にやっていますでは、行政がちょっと丸投げしすぎだと思うんですけど、その辺をどう考えているかともう一つは、このようにこれからは除染作業が終わっています。今言ったとおりに測定の管理状況もあるんですけども、これは町長になんですけども、こういうベテランの方、もしくは放射線管理の資格を持っているような方をやはり常駐させて常備これから何十年と浪江町には放射能と戦っていかなくてはいけないと思うんですけども、そういうような職員をやはり常駐させて町の町民にいつでも説明して、「いや私がやっているから大丈夫です、こういう資格もあるし、知識もあるんで」というような方が必要だと思うんですけども、そういう職員の採用はどのように考えているかもお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まず、今議員お質しのとおり、先ほど課長が答弁いたしましたように、追加被ばく線量が年間20mSv未満である地域については、これは長期的な目標として追加被ばく線量が年間1mSv以下になるということを目標にしております。

今提案がありました監視体制の件、非常に重要なことでありますので、是非検討をして我々が避難指示の解除をする場合に線量というのが非常に大切になってきますので、その辺よく検討させていただきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○10番（山本幸一郎君） そういう人材の人。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） どうもすみません。

人材については、今議員がお質しのとおりだというふうに思いますので、そういう方々を検討の対象にしてみたいとこのように考えております。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） ありがとうございます。今の町長の答弁もありましたとおり、やはりそういう技術者をこれからは浪江町には若干名必要なのかなと認識します。そうすると戻られる町民も安心して「いや、こういう方が計ってくれたから大丈夫なのかな」なんていうような形になるかと思われまして、やっぱり解除する前にこういう体制を整えていただきたいなというこれは要望でお願いします。

では、（2）番にいきます。（2）番の除染後庭先に置かれている片付ゴミ、必要の無い物等々たくさん今除染が進捗するにあたって増えてまいりました。それで、除染は終わってて前にゴミだけちょっと、ゴミって言ったら失礼なんですけど、その時は大切な道具等々だったとは思いますが、置かれています。それで、話を聞いたところこれは除染じゃなくて、除染後に申し込めば何か持っていくくれるというお話だったんですけども、そうじゃなくて始めに除染する前はたくさんこういう物をどけて良いですかとか色々現地で確認されているそうなんです。なんで、そこに残っている物は元々いらぬという解釈なんですけれども、これは除染ゴミじゃない、いやこれは後で自分でやってくださいというようなゴミにあくまでも行政でこういうスタイルをとっているみたいな感じに説明では受けました。なんで、はじめにもし除染してもらえらぬのであれば、もう何でもかんでももういらぬ物は持っていくだけけるような町からの環境省に要望みたいなのはしているのかどうかはじめにお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） お答えします。

現在のところ、片付ごみということで、5月1日から粗大ごみの回収が始まりましたので、コールセンターにお申し込みいただきまして、個別回収となっているところでございます。また、その他の屋内にありました粗大ゴミや廃家電も回収できますので、合わせて申し込んでいただきたいと思います。

また、今議員のお質しのとおりで町としましても除染工事の一環として片付ごみも一緒に処分していただくよう環境省に依頼をして

いるところでございます。それで、一括処分をしていただければ町民の皆様にご負担が掛からないということから今環境省と一括処分について協議を進めているところでございます。それで、最終調整中でございます、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思っております。

○10番（山本幸一郎君） ありがとうございます。

これは要望になるんですけれども、もしそういう状況が早急に分かりましたら、広報で何枚目にぺらっとじゃなくて、もう表紙のところに片付ごみ回収始まるみたいな形で皆様にすぐ周知できるような形で公表していただければなと思います。要望をお願いします。

その下の（２）の②これもまたちょっと細かい話になるんですけれども、今私よくちょっと浪江町に行くと幾世橋地区よく回ってくるんですけれども、道路の脇の山林の除染がされています。そうすると除染でききれいに山林はなっているんですけれども、元々の投げ捨てごみと言って良いか、缶とかビンとかがあったんでしょうね。多分そこが除染で木とか草はきれいに撤去していくんですけども、缶とごみだけが要所要所に集められて置いてあるんです。以前は見えなかったんですけれども、あまりにきれいになったというか片付けられているので、かなり目立つんです。今やればすぐ誰かやればすぐ撤去できて、もう環境的にもかなりきれいに思われるんですけれども、あれは誰の持ち物か分からないんですけども、誰がというか町が片付けるように思われるんですが、やはりああいう細かい話なんですけれども、後々やっぱり町の手を使うということはお金掛かります。今行政が動いていれば、人足とかなんかでごみ集めなんかもできるのかなと思うんですけれども、始めに除染と一緒に本当にちょっとずつのごみになんです。皆さん見て分かると思うんですけども、なんでそういうのがこれも一緒にもう除染になんでもって言ったら失礼なんですけれども、もう一気にきれいにしていただけないのかなという質問です。お願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） お答えします。

先日議員お質しのとおり現場確認させていただきました。それで現在、除染工事での道路脇の山林法面等の除染後の缶とかビンの片付けとしましては、現場にまとめて仮置きしているという状況であります。そのまま置かれますと本当に今後処分が大変になることから、環境省において除染工事で処分するよう申し入れをいたしました。その結果でございますが、除染工事で処分するというところでございます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） ありがとうございます。除染で全部、私が言っているのはもうごみは放射能付いていて後々これ誰かが出したらいや放射能あるからだめだなんて浪江のごみはなんて言われる可能性かなりあるんです。なんで、もうこれを機にはではないですけど、もうある程度の物は環境省の除染で持って行ってもらえれば、後々帰った人が速やかに、また町もお金掛からなくて良いのかなと思います。

次にいきます。次もちょっと同じような質問になるんですけども、また道路脇の今度木とか植物なんですけれども、除染では木、万が一法面に生えているような草は全部除草をして撤去していただいているのが目につきます。ただし、木というのは細いような木、震災前は手入れがされていたのでそういうような木は無かったと私は認識しているんですけど、震災後生えた木になると思うんですけども、たくさんやはり生えています。田んぼも生えているように法面も生えています。そうすると私の見た目では5 cmぐらいの木は残っているんですよ、その法面に。なんで、これ一緒に刈ってもらえないのかなんてつくづく思っていたんですけど、なんか決まりというか、なんか町との提携あるのかどうかその辺ちょっと教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） お答えします。

道路につきましては、道路脇から20mの範囲で除染工事を実施いたします。それで道路脇の枝打ちにつきましては、奥行き5 m、高さ4 mの程度で枝打ちをするということです。また、法面につきましては、作業員の安全性及び二次災害等の危険を考慮し、所有者様と協議の上、除染手法や作業範囲を決める場合がございます。また、交通の妨げとなるような木等につきましては、除染作業への障害ともなりますので状況を確認し、所有者様の了解を得た上で伐採を行うこととしております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） その上で、私が指摘しているのは、町の官地なんです。民地は大体地権者が刈ってくれということで、民地の所はほとんどきれいなんです。町の官地、もしかしたら川の土手とか、もしかしたら買収した道路の法面とかは町管理なはずなんですけれども、町管理に限って木が生えているんです。皆さんも浪江によく行っているのもう私が言っているのは分かっているかとは思いますが、何でも木ちょっとしたのを始めに切ってもらえれば除染

の作業なんですすごい体制でやっているんで、できると思うんです。それも10cmも20cmもというでっかい木ではないんです、私言っているのは。もう4、5cmの木、ちょっとのこぎりでやれば切れるようなの。震災後除染が終わってその法面私ずっと見ていたんですけども、1年ちょいでもう結構太くなってきているんです。なんで、始めにやればもうすぐだったのが、たった1年数カ月間に木も大きくなって今度は大変な作業になってきます。それで町管理の法面です。後々どっか業者かなんか使わないと本当切れないようになってきますので、やはり決まりは何cmって今出ませんでしたけども、見てできるような範囲でとか、もしかしたら危ないところだったら、いやお願いしてこの除染の時にやっていただければ後々帰ってから浪江町のお金も使わなくて済むのかなと思うんですけれども、そういう要望はしていたのかどうかお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 議員お質しのとおり町有地につきましては、本当に帰還後処理するのは経費的におきましても大変でございますので、対応してまいりたいと思っております。

また、議員日頃から本当に浪江町チェックしていただきまして、ありがとうございます。今後ともご支援ご協力をいただければと思っております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） あれなんですけど、もう少しちょっと小まめにちょっと指摘させてもらえればなんですけれども、やはりこの枝打ちも、実際的には大きい木なんていうのは4mまで刈っても木が伸びてくるんで、下は道路のほうに伸びてくると道路のほうは3m50とかこういうふうに枝はしなってくるんです。やはり普通であれば、道路交通3.8mまで車の高さは大丈夫なみたいなんですけれども、電力は4.5m以内に線張らないそうなんです。やはりそれが4mで良いのかどうかというのもちょっと疑問かなと。やはり木は道路より内側に入っています。枝は道路に出てきます。やはりその高さで4mとかにしないと枝打ちの高さがあくまでも道路からの高さとは限らないんで、その辺は要望で解釈の違いかもしれませんが、道路から何mの枝に関してはという形で、枝打ちの枝の切る所の高さだとみんな高さが一律じゃないんで、その辺は要望で確認していただければなと思います。今までの話を聞くと、全部きれいになるなというような答弁にしか聞こえないんですけれども、課長それではよろしいんですよね。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） できるだけきれいにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） 今きれいになるというような答弁で私も納得しました。

それで、ちょっと一つ前にちょっと戻って申し訳ないんですけども、先ほどの片付ごみの中で車も入っているんです、ごみ等というのは。ごみになっているんです車も、放置の車が。それで、放置の車、もう何年も使っていないと本当に錆びたり、その人は除染しないんですよ、その車置いてある所の下は。地権者に聞いたら、誰が持って行ってもらえるのかというようなのが明確に個人でやってくださいということだそうなんですけども、放射能、浪江の車はゴムの所に放射能高いとか色んなこと言って、結構持っていていただけない車もあるそうなんです。なんで、これはもうごみ扱いとか後々帰るのに当たってどこにどう置いて良いかが皆さんちょっと悩んでいるところなんですけれども、ごみ扱いで大変申し訳ないんですけども、車の行先はどういうような町としては説明されているのかどうかお聞きします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 自動車につきましては、個人処分となっているということでございます。それで、今持っていただくと手数料の分ぐらひは戻ってくるということを聞いております。また、線量高い物を持っていかないということなんで、それも要望してまいりたいと思ひます。環境省に対してまして片付けていただくように。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） 今の話もちよつと人事にしか私聞こえないんです。やはりどここの業者持っていくか分かりませんが、こういうように何点かの業者あつて、ここにやれば持っていただけるよというような小まめな対応で、これも広報に載せています。私一人だけ浪江に行っているわけじゃないんですけど、行くときたくさん車停まっているんです。停まっているとか放置してあるとか。役場職員の人でも大変だとは思ひますが、やはり気付いたところは随時やっぱり解消を、指摘されるんじゃないかと、解消していくような努力をしていただければ助かるなと思ひますんで、これも要望じゃなくて答えられます。そういうふうにしますよということで。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） ありがとうございます。

業者はちょっと指定できないということ。

[何事か呼ぶ者あり]

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 電話いただいたら紹介させていただこうとは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） ありがとうございます。

2に進みたいと思ひます。2の（1）今除染後の農地管理について補助金を出してというか、出す予定で農地管理をしていただくということを聞いています。反当たりいくらと聞いているんですけど、この補助金いつまでと言つて良いか、3年だったら3年という話聞いているんですけど、皆さんスタートの時期が違ふんですけれども、その3年の度合いなんですけれども、もし酒田だったらもう今1年目に数えられるのか。それとも平成何年までが助成対象になるのか。なぜかという一番遅く除染が終わるところがあるんですけれども、酒田とはギャップが出てくると思ふんです。ただ、ギャップじゃなくて、いや何年後までは大丈夫だよ、いや違ひますよと対応になってからもしかしたら3回とかそういう意味なのか、分かる範囲で説明をお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

農地除染後の農地保全については、福島県の営農再開支援事業として補助金を出しております。事業実施期間につきましては、平成28年3月31日となっております。しかし、農地除染についても中々進まない地区もある中、事業終了となると営農再開を目指している生産者については意識低下にもつながる恐れがあるため、営農再開の準備が整うまでの期間について事業が継続できるよう要望しておりますが、次年度以降の、次年度というのは平成28年度以降の具体的な方針は示されておられません。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） 今の答弁は納得いかないというか、決まりなんであれなんでしょうけど、前に説明では3年と聞いてたと思ふんです、議会の説明には。今の説明ですと平成28年3月ということはこれ3回、3年補助貰えるところはないのかなと思ふんですけども、全然ちょっと話がくい違ひしているように思ひます。もし、町の財源の中でいや3年は絶対大丈夫ですよとかいうやっぱり確約がないと、これから農業を営まれようとしておられる方には遅く除染が終わっ

たところにはかなりの差が出るように思われます。こういう検討は課
というか町長と言って良いのか分かりませんが、要望じゃなくて方針
をお願いします。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、まだ除染が完了した地区はご存知のとおり
三地区でございます。三地区、これからまた残りの地区が入って
くる段階の中で本年度限りということでは全く実情に合わないとい
うこともおっしゃるとおりでございます。町の要望もあるわけですが、
町の要望を踏まえまして県の方でも直接農林水産省本省に来年度
以降も継続するようという形で要望をしているところでございま
す。ただ、要望の結果についてはこの場ではお知らせできません
が、浪江町まだ実情に合っていないので来年度以降もという形で
県では農林水産省本省に要望しているということでございます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） 今の説明で今年度までは決まっていますよと。
来年度以降はちょっと今のところというようなお話だったんですけ
ど、町長やはり除染終わっていなくてももしかしたら来年度予算がつ
かなかつたよと、それで単費でやってくれよと万が一言われた場合
には1年ぐらいいは持つような気持ちというか、予定はあるのかどう
かちょっとお願いします。やっぱり差があんまりにも、もしかして
だめだったからって言われて来年の地区は全然だめですよ。除染
後、一度もやっぱり管理されないとやはり荒れるのが目に見えてい
ます。やはり多くの農民の地権者の方も、やはりその事業を当てに
して、もしかしたら復興組合の組合とか使ってやっていくように聞
いています。もし万が一だめなら単費でやれるかどうかちょっとお
願いします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 今のあらかた課長から答弁ありましたように、
私ども三地区しかまだ除染終わっていません。従って、残っている
農地の除染がありますので、ですから私どもはいつも言っているの
は復旧になっていない。いわゆる復旧というのは、元の姿に戻すと
いうことですから、そういう状況になっていないので予算措置は環
境省なら環境省、農林水産省なら農林水産省で出してくださいよと。
補助金についてもそうです。これは、予算上の何て言うんですか、
組み立てから年度ということの考え方なんですね。だから、平成27
年度は平成28年3月31日まで、それ以降についてはまだ考えていな
いという、実際は、考えていると思うんです。考えていると思うん

です。従って、私どもの町としては、一切今復旧のスタートラインについているので、これは何年というふうには認められない。現状の元に戻るまで、そしてそういう今まで出してきたものについては予算付けはきちんとやっていただくということで考えておりますので、これは絶対打ち切りとかなんかはさせません。それは、約束したいと思います。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） ありがとうございます。以前に戻るまで大丈夫だというような解釈で納得しました。

では、（２）にまいります。農地今除染が終わると管理もしますが、管理が届かないような所も多く出てくると思います。それで、耕作放棄地で動物等ヤギ、ヒツジ、ウシ、ブタ等で管理をしてきれいにしているというか、成功している事例が多くあります。それで、除染後にこういう動物等を使って試験的にでも除草と言ったらあれですけど、農地管理をするような考えはあるかお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

全国でも耕作放棄地等で動物を放牧し管理している地区の事例がございます。農事復興組合でも、管理できる農地、できない農地が出てくる可能性は否定できず、農事復興組合から相談があれば手法、動物の管理等について今後協議していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） 今の説明で、もしかしたら組合でやってくれよというような要望があればやるよというような答弁でしたけども、私の知り合いでもなぜかこういう管理をしている所がありまして、かなりきれいにされています。町ではそういう所を見学と言ったらあれですけど、見には行っているかどうか分かりませんが状況を把握していますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 今議員のお質しでございますが、確かに除草のヤギという形で、これは私ども震災前からなんですが、JRの法面の除草などもヤギを放牧してというんですか、きれいに刈っていただいていると。あと、その他に耕作放棄地につきましてもヤギ、ヒツジとかそういうもの、あとウシも対象になるかと思いますが放牧してその草を除草ではないですがきれいにしているということは十分承知しております。また、その他にも全国的に見ますと、環境に易しく癒し効果もあるということで、正に浪江町の今後の復興に向けても住民の癒し効果などもあって良い方法

だなどということ十二分に検討の材料とさせていただきたいと思
います。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 私聞いたのはそういう意味も兼ねてだった
んですけど、今帰還困難区域でウシ等で除草している所があります。
私見るつもりで行くんじゃないですけど、よく目につくんで。かな
りきれいになっていると思うんですけど、町では人任せと言ったら
あれなんですけれども、結果が出ないと行政だから見に行かないか
どうか分かりませんが、その辺の把握はされているかどうか、
敢えてお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 把握につきましては、直接こ
ういう動物というか除草の関係での現場にはまだ踏み込んでいま
せんが、実際浪江町の高瀬地区などにおいても和牛を放牧してやっ
ているという事例等もございます。あと、なおかつそういう畜産農家
の方、先進的な方々がいますので、ちょっとその辺のところで情報
を取りながら接触してみたいなと考えているところでございます。よ
ろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） まず最後の確認なんですけれども、要望あ
ればどうい動物でも良いんで除草でやってみるという方向だったん
ですよ。これ最終確認なんですけど。なぜかという、組合から
要請では実際なくて、試験で町でやれるのかどうかということ本当
質問したんですけど、要望なければというような形だと、あくまで
もその組合でやれよというような形にしか私にはどうも聞こえな
いんです。私言っているのは、町でそういう試験をする気があるの
かと聞いていたんで、あえて。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） お答えします。

確かにヤギ等の家畜につきましては、除草等の効果がありますの
で、町としても前向きに取り組んでいきます。取り組んでいくには、
町独自で家畜を管理することできませんので、その辺は畜産の方々、
先進的なそういう手法持っている方と相談しながら進めてまいりた
いと思います。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） ありがとうございます。

次の（3）番に入らせてもらいます。今、酒田地区で米の栽培、
稲作等が行われています。去年に続きまして2回目で、もう定着し

ているのかなと思っています。それで、これからの予定なんですよけども、来年は酒田地区は、今回、今期の米の収穫の時期に放射能のセシウムが万が一出なければ、次は今の、今1.3haだったかなとちょっと頭に入っているんですけども、これを3haにするとか5haに試験で試してみ、もうちょっとの水路管理の状況等で増やす予定があるのかどうか。

また、他の地区でも若干個人的にやられている所はあると思うんですけど、次に除染が終わるのは、終わっているのからいうと高瀬とか万が一幾世橋とかそういう所でも分からないけど1反2反という形で実証栽培していくのか。また、その上で米の他にもいや麦だ、何だと次々試験栽培の予定があるかどうかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

現在酒田地区について約1.3haの作付けを実施しております。昨年度に比べ0.1ha拡大しております。この面積については、河川水による試験栽培による増加となっております。今後河川水での安全性等が確認され、農業用水路等の除染復旧作業が完了すれば他の地区においても作付面積は拡大されていくと考えております。

また、水稲以外についても飼料作物、野菜、花卉とそれぞれの栽培も実施されております。来年度以降につきましても、各農事復興組合や生産者等と作付作物や面積等について協議し、決定していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） ありがとうございます。

放射能が出なければ、もうやりたい人がいれば次々、次々除染が終われば拡大するというような解釈で、この辺は町はどういうふうな形で対象農家さんとか生産者さんとやっているかどうか、今の現状でお願いします。

また、今のは補助事業で酒田はやられているそうなんですけれども、これもいつまでが補助とか若干あるのかどうかお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 除染完了後の農地保全につきましては、先ほども述べましたが、酒田、立野、高瀬については各農事復興組合と農地保全管理について話し合いをしながら福島県営農再開支援事業に基づく事業等を実施してまいっております。まずは、農地保全をするという形でございます。実証の水稲も作りたいと、酒田と同様にあれば、それはそれで取り組んでまいるといふことで

す。

再開支援事業につきましても、単年度ということではありますが、組合と農事復興組合と色々営農の相談していく上ではこの事業無しには前に進みませんので、この事業の事業メニュー等を充分地元組合に下ろして、その地区に合った農業形態、まずは農地保全ですが、農地保全の後、実証栽培と三地区についても進んでおりますし、これから取り組む北幾世橋、藤橋、西台、幾世橋についても、もう各地元との折衝が始まっているところでございます。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） ありがとうございます。田んぼに米が稲が植えられて青くなって実がなれば復興の一步かなと思われまして、こういう事業を率先してやっていただきたいなということで要望をお願いします。

3番に入ります。町内の多くの建物が崩壊した状態になっています。これから解体等の多分申請があって壊される所が増えてくると思います。あくまでも昨日は解体の件数等発表になりましたが、私の聞いた範囲だと結構権現堂もすごい数が無くなるのかなと予測しています。それで、万が一次に私も家建てたいんだというけど、解体しちゃうと建築条件で道が狭いからだめだとかそういう方も出てきている、話では出てきているんです。元々家建てられなかったんだと狭いから、古いからちょっと壊れましたよという形なんですけども、これを期にある程度解体進めば、ここの家は家建てますよとか、ここはいや使う予定ありませんよとか、町に協力してもらえますよとかいうアンケート等は、除染の受付は環境省でやられているようですが、町はなんかノータッチみたいな形で聞いているんですけども、その辺どのようになっているかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 復興庁、県、町で住民の意向調査の中では震災発生時の住宅形態で持ち家と回答した方につきまして、今後の所有の意向については確認しております。その中では、継続所有するというのが26.8%、貸し出すというのが1.2%、解体するが18.7%、売却するが5.1%、判断できないが39.1%、無回答が9.7%となっています。判断できないという回答した方が最も多いというような状況でありまして、今後その方の意向も変化するものと思われれます。従いまして、今後、平成27年度も同様の意向調査が予定されております。それで、その中でそういった聴取すべき内容をもっと精査して、意向が確認できるような内容になるように復興庁、県と調整していきたいと考えております。

- 議長（吉田数博君） 10番。
- 10番（山本幸一郎君） 復興庁と町とで作ったんですか。
- 復興推進課長（山本邦一君） 三者になります。復興庁、県、町です。
- 10番（山本幸一郎君） その上でなんですけれども、やはり次から次に解体進む時に、もうここ解体になれば隣も解体しますよとか、町で後でパーセント聞くのではなくて、現地でやはり打ち合わせ、ここ解体するんだよと。申し込みは今国でやられているみたいですが、私が言っているのは、町がもう少し入って次ここが解体する、ここが解体する、ここが解体すると現地で歩けば、ここはこうなりますよねと。そうすると一番使い勝手良いのはどうかということ把握していないんです。なんで、パーセントなんか言ったってしょうがないんです。もしかしたらこの家は5件連続で解体する家がもしあったら、いや家建たない家も建つように努力、町で建てるような方向性をみんな協議すればよいと思うんです。なんで、それが多くなれば区画整理みたいな形にもなると思うんです。その辺をどのように考えているか。私からするともう仕事の怠慢、あんなの次から次出てくるところで分かるんですよ、もう。ただ、誰々さんの家チェックね、チェックね。現場見て歩いている人が少ないんですよ、はっきり言って。なんで、そこのところどう思いますか。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。
- 復興推進課長（山本邦一君） 実際の解体と今回やった住民の意向調査の部分についてはちょっと突合しているものではないと思います。実際の解体後の今のは利活用の問題かと思っています。それについては、昨日も町長からも土地区画整理事業も含めて色んな市街地再生の手法を今後検討してまいりたいという答弁でございます。私どもとしても、避難指示解除に向けた生活環境整備というのがございますので、既存中心市街地の再生に向けた調査検討というのを今年度から着手してまいりたいと思っております。
- 議長（吉田数博君） 10番。
- 10番（山本幸一郎君） そこで昨日の答弁も聞いていました。それで納得いかないからちょっとここでまたしているんですけども、なぜかという町長も30年何月、30何年何月と言いました。やはり今やらないとだめなんです。次から次に誰かが建てちゃったり、次から進んでしまうと、こういうのはまとめられないんです。何年後には、いや良いところの人はすぐまた同じ所に建てて、建てられない人はまだ建てられない状況が進むんです。なので、今からそういう計画を立てなくてはいけないということを言っているんです。実施は後々であれ、そういう計画は今から、今ここで解体が進む時にやらな

くてはいけないんです。それを後々実施するのは町長言ったとおりに30年何月、30何年何月で結構だとは思いますが、意向調査の前にもうちょっと協力してくださいよというような説明が始めになればその時になってもできないと思います。やはりやるなら今だと思います。その辺もう一度これはちょっと町長いいですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 昨日も答弁いたしました。これは、長期間に渡ってまちづくりというのは考えていかなくちやならない。確かに今議員お質しのとおり半壊している家屋とか全壊している家屋、あるいは何て言うか4年も近く住んでいないわけですから、これは住めるリフォームができない状況で、それも取り壊しをするとそういう住民の方々の意向も仄聞しています。そういう状況ですから、今議員お質しのとおりこれ中々屋並みが権現堂といいますか中心市街地は屋並みが非常に重なっていますので、その辺の把握が中々難しいところはありますけれども、できるだけそういうものを把握して将来のまちづくりに考えていきたいと思っていますので、もうちょっとしばらく時間ちょっといただければと思います。よろしく願いします。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） 今町長からももうしばらくというような答弁もらったんですけれども、やっぱり私言っているのは順次そういう段取りをしていかないといけないということ。すぐ結果が出るわけではないんです。そういう細かい話ですけども、ちょっとずつやっていけば後で楽にこういう事業はできるかと思うんです。なんで、その辺はまた要望になりますけども、すぐそういう段取りだけここ解体するとか決まっていればそういう把握だけは町でしててくださいという要望になりますけど、お願いします。

時間も無いので次いきます。震災時の検証について、進捗状況始めに聞きたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、婦町準備室長。

○婦町準備室長（中田喜久君） お答えいたします。

震災記録誌は平成25年3月に取りまとめられました。また、浪江町消防団の震災活動ヒアリングの結果もまとめられました。平成26年に東京大学と協定を締結し、職員のヒアリングを実施し、その分析を東京大学で実施しております。本年度中には震災時においてどんな状況だったのか、また職員がどんな行動をしていたのかなどをまとめると考えております。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） それで、ちょっと町長にお聞きします。私震災後の一般質問で町長にちょっと確認した経過だったんですけども、議事録見たらその当時は町長は平成23年度でしたけども、今はそういう状況にちょっと忙しくてないと、それで来年度中にとというのは平成24年度中には、もう風化しないうちにやりますよという答弁、議事録に書いてありました。かなり遅れているんですけども、なぜこうなったのか。なぜかというのとあの当時一生懸命多くの町職員の皆様は頑張ってやっていたのは私目に見て分かっています。多分色々な津波災害等の職員も多かったので、大変だったのかなと認識していますが、やはりその時じゃないと分からないことがたくさんあるんです。今となると、もう4年も経過しているとその大変さもちょっと薄れてきて、「いやああいうことがうまくなかったから、今度はこういうことあった時には」のための検証だということで、かなり町長も作るのには熱心な答弁だったと思ったんですけど、今までなぜできなかったのか。お願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 震災記録誌については、先ほど答弁いたしましたように平成25年3月に取りまとめております。その詳しい災害誌の個別的なものについては、色々調査なり聞き取り調査なり色々やってまいりました。これは早稲田大学も入って聞き取り調査もやっています。更には、今年早々に東京大学と防災関係の協定書を結びました。それについても今の災害に対する対応を含めた中での検証記録、そういうものを作っていきたいというような話も出てまいりました。本当に今議員がお質しするとおり、ちょっと時間がかかっているということでもありますけれども、できるだけ早く検証を踏まえた災害誌というものを提出したいなと思っています。今、地域防災計画も作っておりますので、それも今までの検証したものをそこに反映できるような計画書にも作っていきたいとも考えておりますので、これちょっと時間掛かったことは大変申し訳ないと思いますが、できるだけ早く検証を含めた災害記録といえますか、そういうものを完成したいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） ちょっと時間無いんで、要望しますけども、やはり格好良いもの作れと言っているわけではないんです。やっぱりその時にこういうのが本当に大変だったと、その時ではないと分からないことがやっぱりあるんです。なので、何々大学さんに頼んだからとかそういう他人任せではなくて、格好悪くても、その時の

現状がこういうあって大変だったということ。これからはこういうことを準備しておかないとだめだぞということを行っているつもりです。なので、やっぱり行政になるとやっぱり良いもの作らなくてはだめだという理解はよく分かるんですけど、何々大学が作ったから良いもんじゃないんです。やっぱり僕達の気持ちその時の言葉がちゃんと伝わるのが一番良いだと思うので、これ要望で良いのを作ってください。

次の5番にいきます。私もよく浪江の庁舎に行くんですけども、町長と副町長がいないんです。町長は身体も壊されていたこともありましたが、以前は町長の他に2名体制だったんで、1名の方が行かれていたのも分かっています。それで、これいつになったら、結構落ち着いてきているかどうか分かりませんが、副町長は週に二日行くとか、町長は一日行くとか常駐するような目標というのは無いでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 本庁に常勤するのかどうかというご質問でありますけれども、昨日14番議員にお答えしたとおりでありまして、今この二本松事務所での事務量、そして浪江本庁での事務量ですね。これ比率的に言いますと、まだ8対2の比率でやっぱりこちら二本松事務所の事務量があります。そういう状況等も全部昨日も答弁しましたようにインフラの復旧の状況とか除染とかそういうものを踏まえて総合的な形のもので判断をしていきたいということでありまして。できるだけ私も機会があれば本庁に行って、担当課長あるいは係長の話聞きながら色々指導を指示をしているという状況もあります。あと、副町長も私の代わりに中に入って本庁に戻って色々指示をしているという状況で、ただ常駐については、今の条件等を総合的に判断をしてそして戻ってきたいというふうに思っています。あえて目標を言うことであれば平成29年3月には、どういうふうになるか避難指示解除ですね。その状況も考えていかななくてはならないと思っています。やはり先ほど、ちょっと話長くなりまして申し訳ありませんけれども、前提がそういうふうな形になれば常駐する状況になると考えております。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） ちょっと次の質問とちょっと今のがリンクするといったらあれなんですけれども、今避難解除予定の話が平成29年3月。もちろん多くの町民もその頃になるのかなと思われています。でも、今の常駐の件も言いますと解除してからじゃなくて解除する前に行って、やっぱり首長なんで、そこでリードしていかなく

てはいけないと思うんです。それが平成29年3月。いや次のちょっと質問とも関わるんですけど、もしかしたら平成28年3月に解除見込みをいつにするかちょっと分かりませんが、発表するような話が以前からもう出ています。そして、今の町長の常駐もそうですけども、解除した時はもちろんいるのは当たり前なんです、私から言うと。やっぱり解除する前に町長自ら行って、町に多くの町民に戻る人は私も行っているんでなるべく帰町してくださいというような私は方向性でいくのかなと思ってはいたんですけども、全然そうではなくて、平成29年最後の3月に町長が帰町しますよと言ったら、もちろん帰町して、もちろん常駐してなくちゃいけないのはもう当然のことですけども、私はその前に1日でも週に1日でも2日でも町長なり、副町長を行かせるべきじゃないと、町民に私は示しがつかないと思うのです。そんな解除の日は別ですけども、だから帰町する前にある程度の段取りがつかいたら常駐なり、くどいようですけども常駐なくても何日かは行くようにしますというような答弁をいただきたかったんですけども、今の町長の答弁だと、町民の皆様にはちょっともう解除する、しないと町長は帰らないのかと思われまますので、もう一度それは解除日程とぶつけるのではなくて、その前にといい気持ちはあるかどうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 質問が常駐するののかという質問でしたので、そういうお答えになったと思いますけれども、当然頻繁に本庁には行って色々職務をしていきますし、それから職員に対しての指示もやっています。当然これは帰町の解除をする場合には、昨日から色々論議がありましたように、生活できるような状況になるのかというところまで非常に時間も掛かるし、時間が掛かるというか整備条件ですね。それが整うかどうかこれはちょっと心配なんですけれども、そういう状況も踏まえて先ほど申し上げたように、度々本庁には行きまして執務をしていきたいと思っています。よろしく願います。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） その上で、帰町時期の発表、平成28年3月に昨日からのあれでそれぐらいまでに見通しで発表したいなど、時期は別にしても。ただ、今の浪江町の復興計画を見ていると、かなりそれでも遅れているように思われます。なぜならば、始めに平成29年3月までに帰れないなら、いや明日とは言わないんですけど、もしかしたら今年度ではなくて10月中にも、もう無理だったら始めにこの時期までは無理だとか前倒しで発表するよう。なぜかと言うと、

待っている人は結構待っているんですよ、いつだと。であったら準備区域だけ始めに長期滞在できるかどうかとか、そういう考えあるかどうかをお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） やはり生活する上で一番大事なものは水ですね。今の上水道の通水可能地域が42%なんです。従って半分もいない状況ですので、そういう状況のインフラの復旧の状況、それから先ほど議員がお質しのおり線量の問題ですね。線量がどこまで下がっているのか。これは特に若い方々が戻ってくるための相当な最大の条件なんです、放射線量の問題というのは。ですからそういうものも含めて考えていくと、今年の平成28年までに、ちょっと判断は中々難しいと思います。これは色々有識者検討会議も作りますので、そういう状況を踏まえて判断していきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○10番（山本幸一郎君） ありがとうございます。以上をもって終わらせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で、10番、山本幸一郎君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで10時15分まで休憩をいたします。
(午前10時02分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前10時15分)

◎請願・陳情の付託

○議長（吉田数博君） 日程第2、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した陳情1件はお手元に配付した請願・陳情文書表の通り、所管の常任委員会に付託いたします。
なお、所管常任委員会は会期中に審議の上、議長宛に報告願ひます。

◎議案第60号から報告第6号一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りします。
日程第3、議案第60号から日程第26、報告第6号までを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第60号から日程第26、報告第6号までを一括議題といたします。

日程第3、議案第60号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第60号 浪江町道路線の認定及び廃止についてご説明いたします。

本案は、浪江町営大平山霊園整備事業に伴い、浪江町道路線の認定及び廃止をするため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 資料によりご説明いたします。まず、廃止する町道であります。2路線でございます。路線番号が5108北館ノ内南館ノ内線、もう一本が5109南館ノ内日向線。新たに認定する町道としまして2路線であります。番号が5134で北館ノ内日向線、もう一本が5135で北館ノ内南館ノ内線であります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第61号 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第61号 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の制定についてご説明いたします。

本案は、福島復興再生特別措置法第34条第1項の規定に基づき、帰還環境整備交付金事業等の実施に要する資金を積立てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、浪江町帰還環境整備交付金基金を設置し、条例を制定するものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、議案第61号 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、福島復興再生特別措置法の改正に伴いまして、新たに帰還環境整備交付金が創設されたため、本条例を制定することとしたものでございます。

まず、第1条でございますが、本基金条例の設置目的について規定したものでございます。福島復興再生特別措置法第34条第1項に

規定する帰還環境整備交付金事業等の実施に要する資金として同条第3項に規定する帰還環境整備交付金を積み立てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、浪江町帰還環境整備交付金基金を設置するとしたものでございます。

第2条につきましては、基金として積み立てる方法について記載しております。

第3条につきましては、基金に属する現金の管理方法について。

第4条は、基金の運用から生ずる収益の処理の方法について。

第5条につきましては、基金の繰替運用について。

第6条につきましては、基金の処分の方法について記載しております。

第7条につきましては、条例の施行に関する委任について規定しております。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしたものでございます。2項として、この条例は平成30年3月31日限り、その効力を失うと。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上し国庫に返納するものとするとしたものでございます。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第62号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第62号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町防災会議委員について、「識見を有する者」を追加するため、所要の改正をするものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではご説明申し上げます。

この改正につきましては、浪江町防災計画改定に伴いまして、従前は会議の委員に学識経験者を任命する機会はありませんでしたが、今回の改正においては原子力災害対応など専門的知見からの指導助言等が必要と考え、従前の報酬を見直すものでございます。

新旧対象表をご覧ください。改正前でございますが、従前の額は防災会議委員及び専門委員とも日額5000円でありましたが、防災会議委員につきましては、識見を有する者が2万円、その他の委員が

8800円、更に防災会議専門委員についても識見を有する者が2万円、その他につきまして委員が8800円に改正するものでございます。

議案にお戻りいただきまして、下段附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成27年5月1日から施行する。

○議長（吉田数博君） 日程第6、議案第63号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第63号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島復興再生特別措置法が改正されたことに伴い、条例の一部改正をするものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、町民税務課長。

○町民税務課長（武隈吉美君） ご説明いたします。

本案は、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、引用する条項が繰り下がり、ずれが生じたため、本条例を一部改正するものです。議案第63号資料の新旧対照表により説明いたします。

1 ページ目をお開き願いたいと思います。

本条例第1条中4行目、64条を74条に、65条を75条に、同じく第2条中6行目、10行目の64条を74条に、同じく第2条中7行目の65条を75条に改正するものでございます。

今回の改正につきましては、福島復興及び再生を一層推進するため、生活拠点形成交付金の創設、国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の実施区域の拡充、避難解除区域における税制優遇措置の拡充等を行うための福島復興再生特別措置法の改正に伴うものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。宜しくご審議お願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第64号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第64号 浪江町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、介護保険法の一部改正により、平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減強化を行うこととされたことを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） ご説明いたします。

今回の条例の一部改正でございますが、第1号被保険者の保険料について平成27年度から平成29年度までの各年度の保険料を3万7800円というふうに減額をすることに伴い、そのことに伴う分を国、県、町で補う形で低所得者の保険料を軽減する目的でこのような改正をされておるところでございます。

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第65号 浪江町介護給付費準備基金条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第65号 浪江町介護給付費準備基金条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町介護給付費準備基金条例に規定する基金処分の時期について、所要の改正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） ご説明申し上げます。

今回の介護給付費準備基金を処分する時期についてなんですが、10ページの資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

右側の（3）第5期と記載してあるところを、この記載によれば第6期と直す形なのかなと思いますが、3年に1度条例の改正をすることになってしまっておりましたので、その基金を処分する年度が属する介護保険事業計画期間という表現に改めまして基金を、このような表現で基金を処分することができる目的を今回このように改正をさせていただきたいという内容になっております。

宜しくご審議のほどお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第9、議案第66号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第66号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部

を改正するものであります。

詳細については、教育委員会教育次長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） ご説明いたします。

提案理由でございますが、町民第二体育館について災害に係る被害認定基準運用指針に基づき被害認定において半壊の判定を受け、これを解体することにしたので、浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第66号の資料新旧対照表をご覧いただきたいと思ます。

別表第1、第2条関係中、名称、町民第二体育館、位置、大字幾世橋字六反田7番地2を削り、別表第2、第6条関係、施設区分中、町民第二体育館を削り、備考中、及び町民第二体育館を削ります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第67号 工事請負契約の締結について（浪江町役場庁舎太陽光発電設備設置工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第67号 工事請負契約の締結について（浪江町役場庁舎太陽光発電設備設置工事）をご説明いたします。

本案は、浪江町役場庁舎太陽光発電設備設置工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社横電、代表取締役横山政治と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、帰町準備室長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） 議案第67号 工事請負の締結について（浪江町役場庁舎太陽光発電設備設置工事）をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1、契約の目的、浪江町役場庁舎太陽光発電設備設置工事。
- 2、施工箇所、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、9612万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額712万円）。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字立野字荒屋敷69番地

2。

株式会社横電代表取締役、横山政治。

6、工期、議会の議決を得た日から平成28年2月29日。

次に、資料をご覧いただきたいと思います。工事の概要についてご説明申し上げます。役場5階の平面図であります。赤の枠で囲まれた場所が太陽光発電設備位置で、発電容量合計40kWとなります。パネルが160枚という形です。青の枠で囲まれた場所が蓄電池設備位置で蓄電池容量が44kWhというのを設置するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第11、議案第68号 工事請負契約の締結について（コミュニティ広場造成工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第68号 工事請負契約の締結について（コミュニティ広場造成工事）をご説明いたします。

本案は、コミュニティ広場造成工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により、落札者となった株式会社泉田組代表取締役泉田征慶と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それではご説明申し上げます。

議案第68号につきましては、防災集団移転促進事業の効果促進事業としてコミュニティ広場造成に係る工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

議案書をご覧ください。

- 1、契約の目的、コミュニティ広場造成工事。
- 2、施行箇所、浪江町大字請戸字北館ノ内地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、8316万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額616万円）。
- 5、契約の相手方、浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1。

株式会社泉田組代表取締役、泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から平成28年3月18日。

続いて、議案資料をご覧ください。工事箇所は、薄く着色してございますが、町営大平山霊園東側の緩やかな斜面を整地し、東屋1棟、ベンチ6台、駐車場22台分を整備するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第12、議案第69号 工事請負契約の締結について（農業集落排水管渠災害復旧工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第69号 工事請負契約の締結について（農業集落排水管渠災害復旧工事）をご説明いたします。

本案は、農業集落排水管渠災害復旧工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により、落札者となった東北土木株式会社代表取締役鈴木仁根と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 議案第69号 工事請負契約の締結について（農業集落排水管渠災害復旧工事）についてご説明いたします。

本案は、地方自治法96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1、契約の目的、農業集落排水管渠災害復旧工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字高瀬地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、1億6092万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1192万円）。
- 5、契約の相手方、浪江町大字川添字中上ノ原120番地1。
東北土木株式会社代表取締役鈴木仁根。
- 6、工期、議会の議決を得た日から平成28年3月25日までであります。

第69号の資料をご覧ください。

工事の概要は、管路復旧工、L=1828.2m。マンホール築造工、N=6カ所。本復旧工、A=3803㎡であります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第13、議案第70号 物品購入契約の締結について（仮設防火水槽購入）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第70号 物品購入契約の締結について（仮設防火水槽購入）をご説明いたします。

本案は、仮設防火水槽購入契約について、地方自治法第234条第

1項の規定による指名競争入札により、落札者となった東部産業株式会社自動車部代表取締役菊池一隆と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、帰町準備室長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） 議案第70号 仮設防火槽購入の締結についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1、契約の目的、仮設防火槽購入事業（40 t 槽を10基）。
- 2、購入場所、浪江町大字請戸字大師堂外9カ所。
- 3、契約方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、4695万8400円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額347万8400円。
- 5、契約の相手方、福島県いわき市平字紺屋町1番地。
東部産業株式会社自動車部代表取締役菊池一隆。
- 6、納期、平成27年9月30日。

次に、別紙資料をご覧いただきたいと思います。設置箇所について、10カ所の設置場所を記載しております。請戸共同墓地、棚塩霊園、エスエス製薬南、酒井集会所、大堀小学校、苅野公民館、井手研修センター、田子平墓地、家老集会所、活性化センターとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第14、議案第71号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第71号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは、ご説明申し上げます。

議案第71号につきましては、防災集団移転促進事業に伴う移転元

の宅地等を取得するもので、取得面積が5000㎡を超えるため、議会の議決を求めるものであります。

取得する土地の所在地は別紙明細書のとおり、浪江町大字中浜字西原44番2ほか11筆。面積合計7817.37㎡。取得予定価格1534万2025円。取得の相手方は、双葉郡大熊町大字小入野字東平810番地、渡邊静江でございます。

なお、別紙資料といたしまして土地取得予定箇所を表示した位置図を付けてございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第15、議案第72号 土地の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第72号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） ご説明申し上げます。

議案第72号につきましては、71号と同じく防災集団移転促進事業に伴う移転元の宅地等を取得するものでございます。

取得する土地の所在地は別紙明細書のとおり、浪江町大字棚塩字館野58番ほか14筆。面積合計9618.07㎡。取得予定価格2566万3777円。取得の相手方は浪江町大字棚塩字上荒井前13番地、鈴木有次でございます。

今回提案の2件を入れまして、議会の議決が必要な契約の合計は40件、面積合計31.1haでなっております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第16、議案第73号 浪江町公立学校林の伐採についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第73号 浪江町公立学校林の伐採についてご説明いたします。

本案は、浪江町公立学校林について、浪江町公立学校林設置条例

第5条の規定に基づき、学校林の一部を伐採したいので、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育委員会教育次長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） それでは、ご説明いたします。

- 1、学校林の所在地、浪江町大字井手字沢山地内（浪江町大字井手字沢山国有林1311林班え小班）。
- 2、伐採対象面積、821㎡。
- 3、伐採樹種及び本数、杉102本。
- 4、伐採理由、東北電力株式会社（特別高圧架空送電線路：いわき幹線）の危険木となり、送電線との接触により火災の恐れがあるため伐採いたします。

続きまして、議案第73号の資料をお開きください。

まず、1ページは大字井手字沢山国有林1311林班え小班的の図面となります。伐採箇所でございますが、双葉町との町境、中央に県道35号いわき浪江線が走っております。その西側となります。

続きまして、2ページをお開きください。中央に特別高圧架空送電線路いわき幹線があります。ナンバー29の塔とナンバー30の塔の間に色枠のオレンジ色の部分が伐採箇所となります。

続きまして、3ページをお開きください。3ページにつきましては、伐採箇所の地積となっております。

続きまして、4ページの写真をお開きください。左側の写真につきましては、ナンバー29の塔北側より撮影したものでございます。杉の木が電線にもう近付いているのが分かると思います。右側の写真につきましては、ナンバー30の塔南方向より撮影したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第17、議案第74号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第74号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億8372万3000円を追加するものであります。

歳入の主なものは、福島再生加速化交付金3億2115万4000円を増額、浪江町復旧・復興基金繰入金1億2057万2000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、復興公営住宅費の公有財産購入費 1 億 5728 万 8000 円を増額、道路新設改良費の常磐線浪江・桃内間酒田橋梁改良概略・詳細設計負担金 4957 万 2000 円を増額するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6 ページをお開きください。款 9、地方交付税、目 1、地方交付税 2432 万 5000 円を増額であります。これは特別地方交付税、震災復興特別交付税でありまして、今回計上しております事業等の補助裏分等でございます。

次に、款 13、国庫支出金、項 1、国庫負担金、目 1、民生費国庫負担金 244 万 2000 円の増は、節 1、社会福祉費国庫負担金で介護保険料低所得者保険料軽減負担金で、介護保険法の一部改正に伴いまして公費負担分の財源構成の変更によるものでございます。補助率は、4 分の 2 でございます。なお、後に県負担金及び歳出、老人福祉費に関連予算を計上しているところでございます。

次に、項 2、国庫補助金、目 1、総務費国庫補助金 3 億 4626 万 8000 円の増は、節 1、総務費国庫補助金が 3 億 2115 万 4000 円、福島再生加速化交付金でございまして、主なものでございますが災害公営住宅関連費 2 億 7341 万 6000 円、産業団地構想想定ニーズ調査 4773 万 8000 円でございます。次の東日本大震災復興交付金 2511 万 4000 円は、防災集団移転促進事業 1381 万円、市街地復興効果促進事業 252 万 5000 円、埋蔵文化財発掘調査事業 877 万 9000 円でございます。

次に、目 10、土木費国庫補助金 1994 万 4000 円は記載のとおり生活支援サービスと連携した公営住宅整備検討調査事業補助金でございます。

7 ページに入りまして、款 14、県支出金、目 2、民生費県負担金 122 万 1000 円の増は低所得者保険料軽減負担金で、国庫負担金で説明のとおりでございまして、補助率は 4 分の 1 でございます。

次に、款 17、繰入金、項 2、基金繰入金、目 1、財政調整繰入金 1039 万 3000 円は今回の補正に係る財源充当によるものでございます。補正後基金残高見込額は 13 億 4022 万 8000 円でございます。

次に、目 2、浪江町復旧復興基金繰入金 1 億 2057 万 2000 円は、災害公営住宅関連費並びに地域営農活力再生支援事業、更には酒田橋梁改良関連経費に充当するものでございます。補正後の基金残高見込額は 66 億 3188 万 2000 円でございます。

次に、目 3 東日本大震災復興交付金基金繰入金 3740 万 4000 円で

ざいますが、申請事業であります防災集団移転促進事業及び埋蔵文化財発掘調査事業の各事業への繰入れでございます。補正後の基金残高見込額は29億9457万8000円となります。

次に、目14、浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金3億2115万4000円は、先ほど同基金の設置条例で説明したとおりでございます。歳出で同基金に積立ての上、各事業の歳出計上のため積立金同額を繰り入れするものでございます。

次に8ページをお開きください。ここらは歳出の説明でございます。

款2、総務費、項1、総務管理費、目8、企画費3億4626万9000円の増は、歳入で説明のとおり東日本大震災復興交付金基金の積立金並びに浪江町帰還環境整備交付金基金積立金で、歳入同額を積立てるものでございます。

次に、款3、民生費、項1、社会福祉費、目2、老人福祉費488万5000円の増は、介護保険特別会計繰出金でこちらは先ほど歳入で説明のとおりでございます。

次に、項3、災害救助費、目1、生活支援事業費154万8000円の増でございますが、需用費の79万円から工事請負費50万8000円。こちらにつきましては、5月24日開所いたしました福島方部交流施設あつまっぺ交流館のエアコン設置と同交流館の設備経費でございます。

9ページに入りまして、款6、農林水産業費、項1、農業費、目7、地域農業活力再生支援事業2620万1000円の増の主なものでございますが、委託料で花の街実現化事業委託料につきましては、花卉栽培計画策定及び実施支援に係る事業でございます。2592万円でございます。

次に、款7、商工費、目8、企業誘致費6365万円は委託料でございまして、記載のとおり誘致企業とニーズ意向調査委託及び産業団地整備計画等策定業務委託料でございます。

次に、款8、土木費、項2、道路橋梁費、目3、道路新設改良費6157万2000円の増でございますが、委託料1200万円は調査測量設計委託で、酒田橋梁改良に伴う町道拡幅等の測量設計委託でございます。また、負担金補助及び交付金4957万2000円は、同じく酒田橋梁改良に伴うこちらのほうの設計に伴うJRの負担金でございます。

10ページに入りまして、項4、都市計画費、目5、防災集団移転促進事業費4581万8000円の増の主なものでございますが、委託料では記載のとおり埋蔵文化財立木調査業務委託、同伐採処分業務委託、防災集団移転促進事業計画書の変更業務委託、土砂採取場調査設計

委託、各委託料でございます。次の公有財産購入費1951万3000円は移転先用地買収費でございます。

11ページに入りまして、項5、住宅費、目2、復興公営住宅費は3億3242万円の増でございます。委託料1億6432万1000円は記載のとおりでございます。雇用促進住宅基本実施設計委託等ほか4件、災害公営住宅関連各委託業務でございます。次の公有財産購入費1億5728万8000円は、同公営住宅に係る移転先用地の買収費でございます。次の補償補填及び賠償金1081万1000円につきましても同用地買収に係る物件移転補償費でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 日程第18、議案第75号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第75号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、介護保険法の一部改正に伴い、公費負担分の財源構成に変更が生じたことにより、補正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） それでは、議案第75号ご説明いたします。

議案第64号の介護保険条例の一部改正と関連するものでございまして、低所得者である第1号被保険者の介護保険料の基準割合が0.5から0.45に軽減されたことにより、財源構成に変更が生じたため歳入組み替えの補正を行うものであります。

4ページをお開きください。国庫支出金、国庫補助金、災害臨時特例補助金の災害臨時特例補助金△488万4000円の減でございますが、これは低所得者の保険料軽減による補助見込額の変更に伴う減でございます。具体的に申し上げますと、今回の法改正によりまして、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者、年間の合計所得が80万円以下の低所得者に対しまして、介護保険料の軽減措置が実施されることとなりました。それによりまして、第一段階の介護保険料が年間4万2000円から年額3万7800円に変更となりまして、第一段階の一人当たりの介護保険料は年間4200円の減になりました。そのことによりまして、災害臨時特例補助金の488万4000円の減額になりました。

その下、繰入金、一般会計繰入金の現年度分488万4000円ござい

いますが、こちらは一般会計から介護特会への繰り入れをするものでございます。一般会計でこの488万4000円については、国、県から補助を受けて特別会計に繰り出すものとなっております。

○議長（吉田数博君） 日程第19、議案第76号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第76号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7772万4000円を増額するものであります。

歳入は、款7の共同事業交付金6億7772万4000円を増額するものであります。

歳出は、款7の共同事業拠出金6億7772万4000円を増額するものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、事項別明細により説明を申し上げます。

始めに、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。款7、共同事業交付金、目2、保険財政共同安定化事業交付金6億7772万4000円を増額するものでございます。これは、国民健康保険法の改正により平成27年4月1日から医療費の対象が拡大されたことに伴い増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。7ページをご覧ください。款7、共同事業拠出金、目2、保険財政共同安定化事業拠出金6億7772万4000円の増額であります。これも、医療費の対象が拡大されたことに伴う増額でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第20、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

本案は、人権擁護委員である鈴木恵一氏及び林心澄氏の任期満了に伴い、引き続き両氏を、また会田ユキ子氏の辞任に伴い後任として新たに谷田謙一氏を人権擁護委員に推薦するものであります。推

薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。人権擁護委員は基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚に努めることを使命とされており、今回推薦申し上げる三氏の略歴については諮問資料に記載のとおり、人格見識ともに優れており、適任者と考えerるものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第21、報告第1号 平成26年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第1号 平成26年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成25年度において、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定した継続費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第145条第1項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、お手元にあります継続費繰越計算書によりご説明申し上げます。

科目につきましては、款3、民生費、項1、社会福祉費で、事業名が浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業でございます。継続費の総額は6000万円、平成26年度予算計上額4286万8000円、支出済額及び支出見込額が3805万7000円、残額481万1000円同額を平成27年度に繰越すものでございます。

財源内訳であります。繰越金につきましては一般財源でありまして、特定財源その他については東日本大震災復興交付金基金からの繰入れでございます。

なお、年割額であります。平成25年度が1213万2000円、平成26年度が3805万7000円で、今回の繰越額481万1000円と当初設定平成27年度年割額500万円を合わせた平成27年度の額につきましては981万1000円となります。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第22、報告第2号 平成26年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第2号 平成26年度浪江町一般会計繰越明

許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成26年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した繰越明許費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、ご説明申し上げます。繰越明許費繰越計算書をお開きください。

科目が、款2、総務費、項1、総務管理費で、事業名が地域住民生活等緊急支援のための交付金事業。1件目が、地方創生型で、こちらにつきましては、地方版総合戦略の策定事業でありまして、金額が1912万3000円、平成27年度繰越額は同額となります。財源内訳でございますが、国庫支出金が定額で1000万円、912万3000円は一般財源となります。なお、国庫支出金につきましては、事業完了後額確定により請求となりますので、未収入特定財源となります。

次に、2つ目ですが、同じく同事業消費喚起・生活支援型で、こちらにつきましては地域の経済対策を目的とするもので、現在、なみえ焼そば、大堀相馬焼、壽など製品の組み合わせ、価格設定等を実施に向けて準備中でございます。金額につきましては4463万2000円、財源内訳は記載のとおり平成26年度収入済でございます。

以上、同交付金事業合計額は6375万5000円でございます。繰越額は同額でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第23、報告第3号 平成26年度浪江町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第3号 平成26年度浪江町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

本案は、平成26年度において、地方自治法第220条第3項ただし書の規定に基づき行った事故繰越しについて、同法施行令第150条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、事故繰越し繰越計算書によりご説明申し上げます。

科目が、款8、土木費、項1、都市計画費で、事業名が道路事業、

内容につきましては2件の測量調査業務委託と同調査路線の地質調査業務1件で、測量調査につきましては請戸地区から大平山を経由し6号線に接続する道路の測量調査委託料が1803万6000円、浪江東中東側の道路2路線等の測量調査委託料が691万2000円、また地質調査委託料が1533万6000円でありまして、合わせた支出負担行為額が4028万4000円でございます。全額支出未済額でございます。繰越額は同額の4028万4000円となります。また、財源につきましては、平成26年度収入済でございます。東日本大震災復興交付金でございます。

よろしく申し上げます。

- 議長（吉田数博君） 日程第24、報告第4号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（馬場 有君） 報告第4号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成26年度において、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定した継続費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第145条第1項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

- 議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

- 復旧事業課長（三瓶徳久君） 平成26年度浪江町継続費繰越計算書により説明させていただきます。

款1、公共下水道事業費、項1、公共下水道事業、事業名は浪江町浄化センター等災害復旧工事委託であります。継続費の合計が3億9000万円、平成26年度予算計上額が1億4500万円、支出済及び支出見込額が7700万円、残額6800万円、同額を平成27年度に繰越すものであります。

財源内訳は、繰越金が2264万4000円と国庫支出金4535万6000円であります。年割額につきましては、平成26年度が6800万円の繰越しにより7700万円。繰越額6800万円と当初設定平成28年度年割額2億4500万円を合わせますと、平成27年度は3億1300万円となります。

以上、よろしく申し上げます。

- 議長（吉田数博君） 日程第25、報告第5号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第5号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成26年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した繰越明許費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 平成26年度浪江町繰越明許費繰越計算書により説明させていただきます。

款1、公共下水道事業費、項1、公共下水道事業、事業名が下水道災害復旧事業で、一工区幾世橋地内の管渠工事になります。金額が3542万9000円で、平成27年度繰越額が2250万7000円となります。財源内訳は、国庫支出金1023万1000円、一般財源が1227万6000円となります。国庫支出金につきましては、事業完了後、額確定により請求となりますので、未収入特定財源となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第26、報告第6号 平成26年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第6号 平成26年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成26年度において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき設定した建設改良費に係る予算の繰越しについて、同法第26条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 平成26年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書により説明させていただきます。

款1、水道事業資本的支出、項1、建設改良費、事業名が下水道災害復旧に伴う配水管敷設替工事、北幾世橋工区になります。予算計上額が560万円、平成27年度繰越額は同額となります。財源内訳は、損益勘定留保資金が116万6000円、工事負担金が443万4000円となります。同時施工の公共下水道災害復旧工事の進捗状況に合わせ

たため予算の繰越しとなります。

以上、よろしくお願いいたします。

- 議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明及び内容の説明が終わりました。質疑については17日に行います。
-

◎次回日程の報告

- 議長（吉田数博君） 休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は11日、12日で、総務常任委員会は中会議室2、産業・建設常任委員会は小会議室A・B、文教・厚生常任委員会は中会議室3で開催します。時間は、いずれも9時30分からとなります。

また、15日は、午前9時30分から全員協議会を開催いたします。

なお、関係課長等につきましても、全員協議会または委員会への出席要求があった場合は、よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

- 議長（吉田数博君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

17日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集を願います。

(午前11時23分)

平成 2 7 年 6 月 1 1 日 (木曜日) 委員会

平成 2 7 年 6 月 1 2 日 (金曜日) 委員会

平成 2 7 年 6 月 1 3 日 (土曜日) 休 日

平成 2 7 年 6 月 1 4 日 (日曜日) 休 日

平成 2 7 年 6 月 1 5 日 (月曜日) 全員協議会

平成 2 7 年 6 月 1 6 日 (火曜日) 休 会

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成27年浪江町議会6月定例会

議事日程(第3号)

平成27年6月17日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1
- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 議案第60号 | 浪江町道路線の認定及び廃止について |
| 議案第61号 | 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の制定について |
| 議案第62号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 議案第63号 | 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 議案第64号 | 浪江町介護保険条例の一部改正について |
| 議案第65号 | 浪江町介護給付費準備基金条例の一部改正について |
| 議案第66号 | 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 議案第67号 | 工事請負契約の締結について(浪江町役場庁舎太陽光発電設備設置工事) |
| 議案第68号 | 工事請負契約の締結について(コミュニティ広場造成工事) |
| 議案第69号 | 工事請負契約の締結について(農業集落排水管渠災害復旧工事) |
| 議案第70号 | 物品購入契約の締結について(仮設防火水槽購入) |
| 議案第71号 | 土地の取得について |
| 議案第72号 | 土地の取得について |
| 議案第73号 | 浪江町公立学校林の伐採について |
| 議案第74号 | 平成27年度浪江町一般会計補正予算(第1号) |
| 議案第75号 | 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第76号 | 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 報告第1号 | 平成26年度浪江町一般会計継続費繰越計算 |

- 書について
- 報告第 2号 平成26年度浪江町一般会計繰越明許費繰越
計算書について
- 報告第 3号 平成26年度浪江町一般会計事故繰越し繰越
計算書について
- 報告第 4号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計
継続費繰越計算書について
- 報告第 5号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計
繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 6号 平成26年度浪江町水道事業会計予算繰越計
算書について
- 日程第2 請願・陳情審査報告
- 請願第 1号 忠魂碑再建に関する請願書
- 陳情第 1号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」によ
る就学支援事業の継続を求める陳情書
- 日程第3 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙
- 日程第4 浪江町農業委員会委員の推薦について
- 日程第5 発議第 1号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」によ
る就学支援事業の継続を求める意見書（案）
- 日程第6 発議第 2号 平和安全保障関連法案の廃案を求める意見書
（案）
- 日程第7 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	小黒敬三君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	中田喜久君
復興推進課長	山本邦一君	町民税務課長	武隈吉美君
産業・賠償対策課長	岩野善一君	ふるさと再生課長	鈴木政己君
復旧事業課長	三瓶徳久君	健康保険課長兼 仮設津島診療所長	居村勲君
介護福祉課長	佐藤祐一君	生活支援課長	大原教知君
津波被災地対策課長	安倍靖君	会計管理者 兼出納室長	佐藤尚弘君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	清水佳宗	次長	横山秀樹
-------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎発言の訂正

○議長（吉田数博君） ここで、町長から発言を求められておりますのでこれを許可します。

町長。

○町長（馬場 有君） 先般の6月9日の行政報告の訂正をお願いいたします。行政報告書の中の7ページ、復興公営住宅整備についての報告中、5月末時点で完成したものは、全体の11.8%を5月末時点で完成したものは、全体の12.3%。11.8%を12.3%に訂正をお願いいたします。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第60号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第60号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第61号 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、山崎博文君。

○7番（山崎博文君） 議案第61号についてなんですけれども、これは福島復興再生特措法改正に伴いということ、具体的に交付金事業等の基金を条例で制定するということですが、この帰還環境整備交付金事業というのは、基金を積んでそれを今度取り崩して運用するときに、具体的にどういった事業、どういったメニューが出ているのかちょっとお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それではお答えいたします。

帰還環境整備交付金の創設については、今回の福島復興特別措置法が改正されまして新たに出来た交付金でございますが、住民の帰還に必要な環境を加速するためということで、復興拠点整備事業とか下水道、公営住宅、公立学校等の帰還インフラ事業、そういうものが全て追加されております。そういったケースで事業を予定している場合について基金に繰り入れ、積み立てして、あとのち繰り入れして事業執行していくというような中身になっております。

○議長（吉田数博君） 7番、山崎博文君。

○7番（山崎博文君） そうすると、確認ですが、帰還するに当たっての環境整備のための交付金事業ということで、これは町単独で例えば学校公立の再整備とか、そういうのは町判断で基金を運営できるということでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。

当然ながら復興庁との協議は必要となります。その中で、例えば今回ですと、補正予算に計上させていただきましたが、災害公営住宅の整備分とか、雇用促進住宅分とか、産業団地の整備分とかについての事業費を基金に入れる予定でございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。12番。

○12番（小黒敬三君） 裏のほうなんですけれども、附則で、この条例は平成30年3月31日ということで日にちを切っておりますけれども、これはこれまで全て終わるということなのか。万が一ずれ込んだ場合に、延長とか、そういったものも可能なのか。今のところ日にちを区切ることで自体がまだちょっと難しいのかと思うのですが、ここのところの説明をお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。

福島再生加速化交付金の実施要綱が平成25年に出来まして、その中でその要綱で計画期間というのが定められております。それについては、5年間ということで、平成29年度までとされております。今回はその福島再生加速化交付金の中の帰還環境整備交付金が新たに追加されましたけれども、その計画期間自体については、平成29年度までとされているため、附則において今回、平成30年3月31日限りという規定を設けさせていただいたところでございます。

○議長（吉田数博君） 12番、小黒敬三君。

○12番（小黒敬三君） そこで、手続きを杓子定規ではなくて、この前町長の説明にもありましたけれども、集中帰還のやつで2年間で返すというか。その中で知事は、前提が出来なかった場合は延長もあり得るとかそういう話もありました。ですから、こういうのも事務的なものではなくて、前提が崩れたらどうなるか。そういったこともやはり国と確認をしておくとかそういった作業が大事なのではないかと思いますけれども、当初の前提で進めたのでは我々町が不利になるだけだと思うので、そういったところの考えはあるか伺います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えしたいと思います。

今議員が言われたことは我々も考えとしては同じであります。ただ、これ条例ですので根拠法令があって、法令の中で現時点では期限を定めていますので、その法律を超える姿では決めようがないので、この条例についてはその規定通り決めていく。ただし、以前から町長も言っているとおり、当然その状況が続けば、我々としてはその状況を求めていくのは定かではありませんけれども、現時点で条例上はルール通りにならざるを得ないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第61号 浪江町帰還環境整備交付金基金の条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第62号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） この防災会議委員と、防災会議専門員の違いをお伺いいたします。

それから識見を有する者というのは、この防災会議委員の識見を有する者と防災会議専門員の識見を有する者とは違いがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） まず1点目でございますが、防災会議の委員、今回第1回目、5月28日に実施しております。こちらにつきましては全体の大きな流れと申しますか、そういうものを計画としてご審議いただくものでございまして、専門員の場合につきましては、これからの想定としましては、いわゆる原子力災害に係る防災の計画の中で、専門委員を専門会議と言いますか、こちらを立ち上げていきたいという考えで二本立てということになっております。

どういう方がということでございますが、基本的には大学の教授であるとかそういう方達、専門知識、専門的知見を有している方を想定してございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第62号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第63号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第63号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第63号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第64号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第64号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） この条例の一部改正についてでありますけれども、御案内の通り、今年の4月から向こう3年間、第6期事業が始まりました。それに伴う条例の一部改正ということだと思っておりますけれども、まず提案理由の説明にもありましたけれども、介護保険料の軽減強化を行うためのものだと。しかも第1号被保険者の保険料については3万7600円とするという改正でありますけれども、調べてみましましたら1号被保険者、いわゆる65歳以上の保険料の割合は従来21%であったものが22%ということで1%増えていると。その上で3万7800円、従来との比較で1号被保険者の保険料はどう変わったのかということについてお尋ねいたします。

合わせて、低所得者の軽減強化ということでもありますけれども、

低所得者の基準についてはどうなっているのかということについてお尋ねいたします。

以上、お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） まず後段の第一段階の対象となる方ですが、第一段階の方は生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方。世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方でございます。

前段の部分なんですけど、ちょっと私質問の意味が。もう一度お願いしたいと思います。すみません。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 9時15分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時20分）

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） すみません休議お願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁調整のために暫時休議いたします。

（午前 9時21分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時22分）

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 前期第5期の第一段階の方の保険料年額は3万9000円でございます。それが第6期、今年度は3万7800円に変更になるということでございます。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 確認をしながら再質問いたします。

そうすると、第5期の1号被保険者の保険料の負担割合は21%で、前期の保険料は3万8000円と言ったのかな、3万9000円だったと。これが今回は3万7800円になったということは、さらに意味が分からなくなってくるわけだけれど、第5期の1号被保険者の保険料の割合は21%だったんです。21%。その時の保険料はということで聞

いたわけだけれども、今の答弁では3万9000円ということでしょう。ところが、第6期、今年の4月から始まる1号被保険者の保険料の負担割合は1%増えて、3万7800円になったと。逆ならば分かるけれども。負担割合が1%増えたにもかかわらず、保険料が低くなるという関係については、ちょっと今の答弁では理解できないんですけれども。お答えできますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 休議をお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁調整のため、暫時休議いたします。

（午前 9時25分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時28分）

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 今回の条例の改正は、第1号被保険者が標準額8万4000円に対しまして、比率、改正前は0.5を掛けまして4万2000円でございましたが、それが国の改正で調整率が0.05下がりまして、0.45になりまして、4万2000円から3万7800円に改めるという改正でございます。16番議員のおっしゃる介護保険料の全体の比率が21%から22%に変わったという話は、今回、前回の改正で、前回までは第6段階でありまして、今回第9段階になりましたので、低所得者に対しては厚く、高所得者に対しては応分の負担をいただくというような改正がされておりましたところでございまして、今回の条例には直接的には繋がらないのかと思っております。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 第6期の1号被保険者の保険料全体の負担割合は1%増えたけれども、6段階から9段階に段階が増えたので、1号被保険者の低所得者の保険料は低く抑えられていると。従って1号被保険者の納める保険料の負担割合、全体の21%から22%に増えたとしても、基準ということで良いのかな。3万7800円になる部分では、前期よりも低くなっていると。全体の負担割合は高くなっているけれども、ここで言っている1号被保険者の基準額は低くなっているという条例の改正だという理解でよろしいんですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 16番議員のおっしゃるとおりの理解で大丈夫でございます。

- 議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第64号 浪江町介護保険条例の一部改正について
を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第65号 浪江町介護給付費準備
基金条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 議案第65号の資料に基づいて質問したいと思
います。まず第1点は、6条の（3）というか3号ですね。旧条例の
3号にある5期の準備基金は、決算整理が途中かもしれませんが、
5期分の準備基金が分かればお示しいただきたい。旧資料で。
それで、今回の改正は、今までは期別が入っていたわけですが、
でも、新しい条例では、その基金を処分する年度が属するとい
うことで、期別が入っていないわけです。従って、その基金を
処分する年度というのは、改正条例でいうその基金を処分する
年度が属するというのは、これは第6期なら第6期ということに
限定しないと、限定されないという意味ですか。限定されないと
すれば、従来の条例ではその期の剰余金は保険料率、負担率を、
あるいは保険料の増加を抑えるための財源にするということで、
その期の処分について、明確にしていたわけだけれども、それが
省かれている。省かれている本来の意味はどういう意味なんです
かということです。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。
- 介護福祉課長（佐藤祐一君） 基金の残高でございますが、た
だいま把握している数字は7770万1105円でございます。それ
で年度については限定されないという事でございます。
答弁調整させていただきます。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。
(午前 9時37分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 9時37分)

○議長（吉田数博君） 答弁者、副町長。

○副町長（檜野照行君） 後段の質問についてお答えしたいと思います。
これは期別と全く同じ運用です。今までの条例の作り方が期別をはっきり数字が入っているということは、期別変わる度に条例を直すことを繰り返してきたという意味でありまして、ここでその基金を処分する年度が属するというのは正に期別毎に運用していますので、全く今までの期別名が入っているのと全く同じ運用がなされるということでもあります。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これは私は副町長の答弁は違うと思いますよ。上級庁に確認してみないと分からないけれども、敢えて今まではその期の剰余金は、その後の5期であれば次6期だから、6期の保険料率抑制のために剰余金活用するんだよということを条例規定していたわけだね。今度の改正ではそうでないわけでしょう。6期というふうに入っていないけれども、副町長答弁では従来と全く同じだということなんだけれども、この条例を冷静に考えれば、第6期の剰余金、いわゆる残高については次の介護保険料を計算するとき、算定するときそれを崩して算定しなくても構わないよと。こういうことにも意味する、そういうことも出来る、それを可能とする条例改正ではないかというふうに私は読まざるを得ないと思うのですが、副町長も含めて答弁間違えないかどうか、もう一度。

○議長（吉田数博君） 答弁者、副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えします。今16番議員の質問されているような心配はありません。先ほど答弁したとおり、期別毎に剰余金については処理をするということでそれは変わりありませんので問題ありません。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 副町長の答弁は無理があるからね、これは。でも敢えてこの条例改正について、介護保険に加入している立場の者として確認するというのであれば、第6期の剰余金についても、時期保険料抑制のためにそれは十分活用するという事も含まれてい

ると。そういうことなんだと言ってしまうと、これはちょっと言葉の意味からすると不正確になると思うので、浪江町の介護保険料の条例改正に伴う保険料抑制のための運用として、第6期とは書いてないけれども、第6期の剰余金が出た場合には、間違いなく次期介護保険料抑制のために活用するというところで条例改正を提起したし、運用しますという確認で良いのかどうか。どちらで答弁するのかな。これはちゃんと議事録に残しておいてよ。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 正に16番議員のおっしゃるとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第65号 浪江町介護給付費準備基金条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第66号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第66号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第67号 工事請負契約の締結について（浪江町役場庁舎太陽光発電設備設置工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
10番、山本幸一郎君。

- 10番（山本幸一郎君） この工事請負に関してお伺いします。この太陽工事は震災後は初めてですけれども、震災前、多くの小中学校、もしくは庁舎の施設に太陽光が上げられました。その時の入札で結構トラブルがあったのを認識していて、ここでまた再確認したいと思います。その当時の入札は、太陽光発電施設は、電気事業者さんではなくて一般建築業者さんが指名の対象で閲覧中に急に電気事業者さんが追加になったことでちょっとしたプレスに載った経過がありました。それで今回なんですけれども、今回はどのような形の入札だったのか。もしくは建築業者さんも以前の通り入っていたのか。それとも電気事業者さんだけが入札の指名に当たっていたのか、始めに確認します。

- 議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

- 総務課長（佐藤良樹君） それではご質問にお答えします。

今回の入札に係る件につきましては、種別、いわゆる業種でございますが、そちらの登録の関係で、工事の内容から電気設備工事に該当する者として実施しております。指名業者につきましては、電気設備工事業者を指名してございます。

- 議長（吉田数博君） 10番、山本幸一郎君。

- 10番（山本幸一郎君） そこで再質問させてください。

今回は電気工事業者さんの指名入札だったというか説明なんですけれども、では何で以前は建築業者の入札指名で、追加で電気工事業者が、まず入札の閲覧中に追加なんていうことは、その当時馬場議員もかなり質問していたんですけれども、結果でずまずというか、そういう結果でした。何で今回は電気工事事業者だけになったのか。以前との違い。そのときの答弁で、私、議事録見させてもらった時には、津島の小学校だか中学校だけは屋根がちょっと耐久性に問題があるからということで建築業者さんが入ったという答弁はあったにしても、よその小中学校はそういう事例がないのにも関わらず全部建築業者さん、落札も全部建築業者さんが取られていました。なので、その違いをやはり行政なので、ある程度のルールに従って

やっていたかないと、これからは太陽光発電の事業は電気事業者さんだよとかそういうことをしないと、毎回毎回取り決めがなければ、入札の指名のあり方に問題があるのかなと思われてしまいます。その辺はどういうふうに考えているのかお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではご質問にお答えします。

今ご指摘がありましたとおり、平成22年6月に入札を執行したところですが、その当時、小中学校9校に太陽光発電を設置したところでございます。今、ご指摘があったとおり、建築業者、さらには電気設備業者、混在と言いますか両方に指名をしたところで、中身的には9件中2件が建築工事の登録業者、7件が建築工事及び電気設備工事の登録業者という形になってございました。今、お話がありましたとおり、屋根と言いますか設置する箇所の大規模な修復等があったということで、こういう形になったと当時のことなのですが、理解しているところでございます。

先ほどご指摘があったとおり、平成22年の9月議会で馬場議員から一般質問でそういう関係についてご指摘をいただいていたところでございます。先ほど申し上げましたとおり、今回の工事につきましては、工事内容等を確認した上で、電気設備工事に該当するものという判断の下、内申と言いますか、各課から上がったものに対して同工事に登録がある指名業者を指名して入札を執行したところでございます。よろしくご理解方お願いします。

○議長（吉田数博君） 10番、山本幸一郎君。

○10番（山本幸一郎君） 今の件は納得して、その上で今回この太陽光の設備工事に当たって蓄電池ということが前の説明でありました。そして蓄電池はちなみに太陽光で十二分に充電されていれば、どのぐらいの間、災害になった時、1日とか持つぐらいの容量を中に入っていたのか。別な方と思うけれどもよろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） お答えいたします。

蓄電池の容量につきましては、災害時に見込まれる庁舎の夜間使用電力を補うものであります。12時間を予定しております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第67号 工事請負契約の締結について（浪江町役場庁舎太陽光発電設備設置工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第68号 工事請負契約の締結について（コミュニティ広場造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 霊園墓地の造成工事も終わって、中には墓碑の建立も終わったと、墓参りに行って来たという被災者の方もおりました。今回の工事請負契約そのものではないんですけども、コミュニティ広場ということなので、コミュニティ広場に鎮魂の碑文などを作るということを被災者からの要望やあるいは今回の霊園広場という津波被災者のための霊園広場という事業目的からして、鎮魂の碑文など今後検討するということについては検討されているかどうかお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） 質問にお答えいたします。

大平山霊園のコミュニティ広場について、行政区、例えば請戸中浜行政区等からは慰霊碑の建立について検討していただけないかというような申し入れは受けてございます。今年度中というか、今関係各課と協議を進めるようにしてございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第68号 工事請負契約の締結について（コミュニティ広場造成工事）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第69号 工事請負契約の締結について（農業集落排水管渠災害復旧工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 農集管渠災害復旧工事でありますけれども、相当な事業費であります。これはこれで帰還に向けて当然のことながら復旧工事を進めなければならないと考えております。その上で、管渠の復旧工事ということですが、個別の接続管の損傷が多分にあると。そうした事業については今後どういうふうに対応されるのかお尋ねしたいと思います。お答えください。

- 議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

- 復旧事業課長（三瓶徳久君） ご質問にお答えいたします。

今回の請負工事につきましては、宅内枡、公共枡までの復旧工事となっております。民地と言いますか、宅内への接続の工事の復旧は入っておりません。今の制度ではここまでしか町としては復旧工事が出来ない状況であります。

- 議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 契約目的を見れば、個別接続は入っていないというのは分かるので、その上でそのことについてはどうされますかと。私は当然いわゆる福島復興特措事業の一つの事業に該当できるのではないかと。だから本管だけ整備しても問題は接続できなければ意味がないわけだから。帰る見通しもないと。高瀬地区は除染完了したということでもありますけれども、今後の供用開始に向けて一歩先も考えた事業展開を検討すべきではないかと。あるいはそういう事業を推進して行く場合、どういう交付金などが検討されるかということも事業課としては当然ながら調査はしていると思うのだけれども、検討の状況についてお答えいただきたいと思います。

- 議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

- 復旧事業課長（三瓶徳久君） 現在におきまして、その制度というのはどういった制度が適用になるのかちょっとまだ検討はしておりませんでしたので、今後そういうことが出来るかどうかも含めて勉強させていただきたいと思います。

- 議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 今後検討するという事ですから、今日の段階

ではここまでに止めておきたいというか、止めておくしかないと思うんだけど、ごく自然の検討事項だと思うので、本管の復旧工事をやると。その次何が必要なのかと。その次の事業を進めるに当たってどういう財源手当てをするかということもやっぱり復旧に携わる現場の事業課としてはそういうことも含めて今後十分検討して、早期に工事が進められるように、被災者の負担なしで進められるように、福島復興特別事業に乗せられるように十分調査検討していただきたいということを強く要望しておきます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第69号 工事請負契約の締結について（農業集落排水管渠災害復旧工事）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第70号 物品購入契約の締結について（仮設防火水槽購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 昨年でしたか上ノ原に仮設防火水槽を設けられました。一般的には住宅密集地というふうに考えがちですけれども、今回はそういう所でないこの地域に水槽を作ると、仮設の水槽を作るということでもありますけれども、場所選定に当たっての基準と言いますかそういうものはどういうことになったのかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） お答えいたします。

まず消防署と協議をいたしまして、住宅密集地や消火栓の復旧状況を考慮しながら今回設定いたしました。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。16番。

○16番（馬場 績君） 前回というか今も紺野議員からありましたけれども、昨年も10カ所だったかな。この事業が提案されたときに、その他の地区についても拡大すべきだと。仮設の防火水槽を拡大すべきだということと、あと津島地区については、中山間総合整備事業で防火水槽が作られていると。それが使われるのかどうか、機能点検をする必要がある。しかも帰還困難区域なので、緊急事態の対応が非常に難しいと、従って仮設の防火水槽、平場は平場でももちろん必要だけれども、もっとこの事業を有効活用して広めていく必要があるのではないかとお尋ねをいたしましたけれども、その点について改めて今回の事業締結に当たってどのように検討されたのかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） お答えいたします。

まず現在の消火栓の復旧状況を考えまして36%ということで、あと防火水槽につきましても使用についてはまだ検討しているというか、使えるかどうかは放射線の関係でちょっと難しいというような話であります。そして、今後の消火栓の復旧状況や水利状況によってこの仮設防火水槽の設置は考えていきたいということでもあります。今回の10カ所につきまして、一応今回この防火水槽を検討したところでもあります。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第70号 物品購入契約の締結について（仮設防火水槽購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第71号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第71号 土地の取得についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第72号 土地の取得についてを
議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、渡邊泰彦君。

- 1番（渡邊泰彦君） 議案第71号、72号とも同じあれなんですけれども、この防集移転事業というのはしばらく議会で色々議会というかこういうふうにかかっているんですけれども、非常に大変な事業だなと思ってずっと聞いているわけですが、町長の行政報告の中に面積の約73%が契約になっているのだと。ここまで見ると非常に順調にこの事業が進んでいるのかなという今思っているのですが、議案第71号のあれを見ると、今までずっと浪江町の人との契約だったんですが、大熊町の方との契約になっている。多分これ私が想定してこれが違ったら教えてほしいんですけれども、今までは割と契約のしやすい方とやっていたのかなと。今後残りの27%はかなりいろんな意味で難しいような方との契約になるのかと私も想定しているんですけれども、防集移転促進事業の今後の展開というのですか終われる時期というか、その辺はどのように想定するか教えてください。

- 議長（吉田数博君） 答弁者、津波被災地対策課長。

- 津波被災地対策課長（安倍 靖君） 質問にお答えいたします。

移転元の買い取りにつきましては、昨年10月より始めさせていただいてございます。10月当初は2カ年の事業ということで議員お質しのとおり県内、あるいは相続等の整理が済んでいる方をまず優先的に行っておりまして、今年度は、県外に避難されている方、あるいは住民以外の方。住民でなくても土地を持ってらっしゃった方、

あるいは相続済んだ方という形で買い取りを進めてございます。だんだん困難になってきているのではないかとということでございますが、正直言ってそういった傾向はございます。今年度中には買い取りを全て終わらせるように計画して買い取りを進めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第72号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第73号 浪江町公立学校林の伐採についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 学校林伐採の設置条例を改めて見てみました。

提案理由は第5条の規定に基づき一部を伐採したいということですが、この議案書を見る限りは賠償額が入っていないので賠償の義務を免除するという条項に従ってということではないかと考えられるんですけれども、もしそうでないとすれば、第5条の規定に基づき1号から2号、3号まであるんですけれども、第5条の第何号に基づき伐採するという事なのか。そこも明記すべきではないかと。議案書に第5条の第何号によって処分するのかという事を示すべきではないのかと。その上で、今回73号の議案は、第5条の何号処分なのかお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） お答えいたします。

浪江町公立学校林設置条例の第5条第1項に基づきまして植栽した樹木は、議会の議決を得て伐採することが出来るという条文に基づきまして伐採するものでございます。

あと、補償額につきましては、17万5000円を予定しております。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 言葉尻ではなくて条例なので、しっかり確認をしておきたいんですけれども、この条例の第5条は賠償について明記されている条文なんです。今、教育次長は補償は17万5000円だと言われたけれども、補償でなくて賠償でしょう。その上で、私は第5条は1号、2号、3号があって、3号には賠償の義務を免除することが出来るということまで含まれているわけですから、議案上程にあたっては、この条例の何号規定に基づくのか。ここはきちんと明記する必要があると。何か、教育委員会と教育委員会所管離れたらばちょいちょいやりとりするようになったんですけれども、これはやっぱり教育委員会所管であっても、議案上程の最終チェックは総務課だと思うんです。総務課で議案上程の中身について、条例との関係で精査して議案に上程する。一步踏み込めば、本来ならば議案の出し直しと言いたいところだけれども、今回は指摘に止めておきたいと思います。その上で、今後内部精査も含めて、行政の対応について確認しておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 今のご指摘につきましては、今後条例、最終的に総務課で確認行為を当然取って上程をしているところでございます。

今後につきましてはご指摘のとおり、十分精査して上程させていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第73号 浪江町公立学校林の伐採についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君） ここで10時30分まで休憩いたします。

(午前10時14分)

○議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午前10時30分)

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 日程第1、議案第74号 平成27年度浪江町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

3番。

○3番(鈴木幸治君) 私の所属する総務常任委員会の所管ではありませんが、委員長から許可を得ましたので質問をさせていただきたいと思っております。

11ページ、目2復興公営住宅費の13委託料の件であります。雇用促進住宅の改修基本・実施設計委託料について伺います。雇用促進住宅を譲渡を受けた上で全面改修をするという計画がなされておりますが、それに至った経過をお聞かせ願いたいと思っております。

それと、町長、副町長、そして関係課長は、浪江町にある雇用促進住宅を実際に自分の目で確認しているかどうか。その中を見たかどうかお聞かせ願いたいと思っております。

もう一つ、公共事業評価委員会を開催してそれを検討したかどうか。それもお聞かせ願いたいと思っております。

もう一つ、政策調整会議ではどうだったか。まずこの点について質問をいたします。

○議長(吉田数博君) 答弁者、町長。

○町長(馬場有君) 雇用促進住宅の件は、震災後は中は見えていません。ただ震災前に譲渡したいという話がありましたので中を精査しております。そういう状況の中で、やはりこれから色々帰還促進に繋げていくためには、ああいう賃貸住宅そういうものも必要だろうということで今般改めて調査をして、そして政策調整会議の中で修繕すれば何とか、リフォームして住居の環境を整えるというような状況に至りまして、今回こういうような運びになったということでもあります。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長(吉田数博君) 答弁者、副町長。

○副町長(檜野照行君) 私がつぶさに見ているかという確認ですが、外観は見ております。中の部屋には入っておりません。ただし、調査を進めておりますので、その調査結果の写真、それからそれらの書類等については目を通しておりまして、内容の確認は進めており

ます。私からは以上です。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 公共事業評価委員会にかけたのかというご指摘でございますが、現在、震災後、公共事業評価委員会については開催しておりません。適用除外の条項として緊急時とか、災害復旧時とかその特別な事情がある場合という規定がございますので、その条項を適用させて公共事業評価委員会については現在のところ事業としてかけているものはございません。

○議長（吉田数博君） 3番、鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） 政策調整会議にはかけたというようなお答えです。それについてはその中身の中で十分に検討されたというふうに理解したいと思います。

ただ、公共事業評価委員会については、これは町の事業に関する金額的な設定がある評価委員会ですから、現在このような避難状況にあっても、やはり町を左右するような大きな公共事業についてきっちりと評価委員会にかけて、それが果たして浪江町のためになるかどうかというものの結論を私は得るべきだというふうに思っております。今後、開いていただけるということをもとに次の質問に移りたいと思います。

全面改修となると莫大な費用がかかるということになると思います。実例として宮古市の例を復興推進課長から説明を受けました。改修費だけで約15億円程度の金額がかかっている。実際宮古市について。果たして浪江町は、用地、建物、改修費を含めて15億程度で収まるのでしょうか。私は避難したときに福島市にある促進住宅に避難しました。そこで1年半ほどお世話になりました。福島市の復興住宅でさえ、ものすごい傷みであります。被害であります。それを浪江町のあの震度、揺れ方に対しての復興推進住宅というのは想像以上の亀裂なり、給排水含めて傷んでいる。もしくは使い物にならないというような状況になっているかと思えます。

それを今度調査するという事なので、調査してからの金額云々ということもあると思いますけれども、私の予想では17億円位、またはそれ以上かかってしまうのではないかと。いくら国の予算とはいえ、国がただで出すとはいえ、やはり国民の税金であります。その税金が有効に使われてこそ初めて税金の価値が生きる、これは当たり前なことだと思っております。単純に15億円を、一戸当たりの戸建て住宅2000万円。30坪、約2000万円というような計算をした時に、15億円の金をかけるのであれば促進住宅80戸のうち75戸はできるというような単純計算になります。これは住宅が出来るか、出来

ないかは別であります。人手が足りないとか、材料が足りないのはこれは別であります。

よって、今回の詳しい細かい質問はしませんけれども、今回この委託料で金額が出た時に、もう一度町で全面改修について再度検討する考えがあるかどうかだけ伺います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 今回、予算の中で基本設計、実施設計の予算を計上させていただいております。その中で、最終的に使い勝手のよい雇用促進住宅として提供できるかどうかの判断も含めて検討していきたいと思っております。ただ、本事業につきましても、前提としていろんなメリットがございます。改修だけで済むという関係で工期の短縮、又は事業費、先ほど議員からもご指摘があったように、事業費について国の交付金が得られるという等々のメリットもございますので、その辺も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 3番、鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） 3回あるので無駄にしたくないので。

今回の促進住宅の改修が本当に町のため、そして町民のため、もっと広げて言えばあらゆる状況下の中で、踏まえた上で町にプラスなのかどうか。これを含めて本当に慎重に検討をしていただきたいと思っております。やりたいことをやるのが行政ではなくて、やってほしいことをやるのが行政ですから、その辺をきっちり踏まえた中で慎重審議の上ご検討を願いたいと思っております。負の財産にならないように、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 2つほど質問させていただきます。9ページの款農林水産業費、項の農業費、目の地域農業活力再生支援事業という中で、花のまち実現化事業委託料というのが2592万円ということですが、この事業内容というものを伺いたします。

次に、その次のページ、10ページなんですけれども、款の土木費、項の都市計画費、5の防災集団移転促進事業費、この次の復興公営住宅費も含めて伺いたしたいと思います。この計画戸数は何件なのか。そして今度の買収、公有財産取得の買収面積、それは何件なのか。それから地権者は何人おられるのか伺いたしたい。

もう一つは、土砂採取場調査設計委託料ということですが、この場所は何処を調査するのか伺いたします。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。事項別明細書9ページの日7地域農業活力再生支援事業の13委託料、花のまち実現化事業委託料についての事業概要はというご質問でございますが、これは浪江町の農業を再生をするために花卉栽培を中心とした新たな農業経営プランを提案すると共に、担い手の確保育成をすることにより、花卉産地としての花のまちの実現を目指すため4点の事業を実施します。

まず、第1点目が花卉栽培者と避難農業者や関係団体との連携。2つ目が新たな花卉栽培担い手の育成確保。3番目が花卉栽培を中心とした新たな農業経営プランの策定。4番目が浪江産花卉のブランド化プランの策定でございます。

それから、予算の財源構成でございますが、現在のところ地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金という形で対応を今するところでございます。ただ、補正予算はまだ2500万円ということで浪江町復旧・復興基金の繰入金を充当してはいますが、今復興庁とそういう形で財源の交渉をしているところでございます。

内容は以上でございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは10ページの防集事業についてご説明申し上げます。

整備予定戸数ということでございますが、防集の分譲地として7区画、それから災害公営住宅が93戸でございます。内訳は津波被災地防集の移転ということで16戸、その他津波被災者以外の災害公営住宅が77戸、合計100戸ほどの住宅団地を予定してございます。

さらに、土取り場と言いますか土砂採取については大平山地内を予定してございます。地権者については復興推進課長から答弁させていただきます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 地権者については22名でございます。

幾世橋地区の整備予定地区の面積は約4.5haになります。

○議長（吉田数博君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 用地交渉に入るわけでしょうけれども、土地は離したくないという方もおられるのではないのかなと思いますけれども、借地を求められた場合にどういうふうに対応するのかお伺いいたします。また、この完成の予定はいつなのか。募集はいつから入っていくのかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。借地を求められた場合

ということでございますが、今回の事業については交付金を財源として交渉する予定でございます。交付金の中には用地費が認められておりますので、前提として買収ということで説明会に進みたいと思っております。

それと募集時期につきましては、まだ詳細日程は決まっておりますませんが、ある程度早い段階で募集を開始したいと考えております。

完成時期につきましては、平成29年度中には間違いなく完成するとは考えておりますが、できるだけ早めに早期に整備できるように整備手法も含めて検討してまいります。

○議長（吉田数博君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 過去において、借地の件で色々トラブルがあったこともあるわけでありまして、そういうふうな中で買収を基本とするようにしていただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

10番、山本幸一郎君。

○10番（山本幸一郎君） 質問の場所だぶるんですけども、始めに10ページの5番防災集団移転促進事業と、その次の2の復興公営住宅とちょっと併せた中で質問させていただきます。

先ほど、鈴木議員も言われました改修工事の件なのですが、これ今復興公営住宅、今原町に出来るアンケートをとった時に、かなりの方が浪江町民入らないような結果になって、皆様に聞いたところ戸建てではないということが第一条件だったらしいです。それで今、浪江にある雇用促進事業の建物に入るアンケート等をされていたのかどうか。これは新しく大平山に建つ、今戸数は発表になったのですが、その戸建てなのかどうかははっきり言ってもらわないと、良く理解に苦しむのですけれども、集合住宅が何軒なのか。戸建てが何軒なのか。造ればいいのではないのですよ。やはり浪江に戻った人が使い勝手良いのがどういう建物とか施設なのかということが第一条件だと思うのです。

先ほど、鈴木議員は1億何千万円、ちょっと設計金額わかりませんが、国のお金だから今ただで出来るから良いのではないのですよ。後々造った時にそういう計画をするのが町民が望む物を造れば良いのかなと思うのです。なのでその辺を復興住宅、もしかしたら大平山に幾つだから戸建て幾つ、集合住宅も必要かと思っておりますけれども幾つ、多分、雇用促進の所は浪江町の中核都市の地図のイメージ図の中に入っているんで、土地はあそこ有効に使わないといけないと思っておりますが、造ったけれども誰も入らないとか、そういうようなアンケート調査がまず不十分、町は。結果は見えているんで

すよ。どういうふうに考えているのか、町長この辺をちょっと始めにお伺いいたします。

また、次の質問に行きます。これも10番、11番のところのさっきの土砂採取場の業務委託の調査設計委託料、次のところと2つ同じ項目で多分大平山の所だと思うのですが、場所がずれているから委託料半分ずつなんだかわからないのですけれども、どちらかにならないのかどうか。

また、どのぐらいの土量を今から調査するんでしょうけれど、大体大枠は分かっていると思うんです。面積分かっているんで。もし10mだったら何万m³とか、感じで分かっているかと思うのですけれども、多分造成するに当たっての搬出の土の量だと思うのですけれども、土砂採取というのが造成費の設計委託料に普通は入るのかなど、普通だったらそう思うのですけれども、土砂の搬出とかで設計でなると思うのですけど。何故というのは始めに工事と並行して分からないですが、堤体盛土に使うのかどうか分からないのですけれども、そういう計画があるから別項目になっているのかどうか。始めにお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まず雇用促進の件で、事務的な話は復興推進課の課長が答弁しますけれども、基本的な考え方としては、やはり住宅については賃貸借の住宅、それから復興災害公営住宅、それから公営住宅というような色々な対応があります。この雇用促進の場合は賃貸住宅というような事で、帰還促進に向けていろんな方が帰って来ます、町民の方でも。そういう方々に低廉な価格で提供していきたいということで、何とか雇用促進住宅を使えないかということで、今調査をして実施設計等も含めて考えているような状況です。で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 意向等をとっているのかというご質問でございましたが、住民の意向調査に基づいて戸数の確定はしております。防集並びにそれ以外の戸数についての確定というのは、その意向調査に基づいて実施しているところでございます。

あと、土砂採取場につきましては、一応防集分と復興公営住宅分と面積案分それぞれの委託料を計上しているところでございますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） 防集の災害公営住宅に関しましては、意向調査によりまして戸建てということにしてございます。

集合ではなくて戸建てということで整備する予定でございます。

○議長（吉田数博君） 10番、山本幸一郎君。

○10番（山本幸一郎君） 再確認で申し訳ないのですが、先ほどアンケートとられたという答弁ありましたが、いつとったのかどうか。県の復興住宅の予定の時も、前にあのぐらい入るからということで復興住宅の戸数が造られてるそうだという全員協議会の時の説明がありました。それにもかかわらず2%か3%なんです。やはりいつとったかの状況と自分が住んでみて良かったらとか、そういう気持ちも入らないとだめなんですよ。その時は何年前のアンケートだか分かりませんが、やはり仮設住宅にいるよりは入ったほうが良いというような時期もあるかと思えます。なので今もう一度いつの実績で物事いつも語っているのか分からないんです。言っただけで悪いんですけど、じゃ、役場職員の人で入りたい人いるんですか。そういうアンケートも簡単にとれるでしょう。そういうことを町民目線で考えられない予算付けをしているのがおかしいのですよ。

もう一度確認します。いつアンケートがあつて、何人入る見込みだったかどうか。防集と合わせてじゃないですよ、単独でお願いします。

あともう一つ、先ほど土砂採取の調査の委託料、案分だつて言ったのですが、案分は入札で委託するのが1で、あと案分でそこで割るのかのほうが普通安上がりだと思うのです、一括発注なので。これ2本で出すと同じ経費かかると思うのですけれども、普通であれば近接で多分隣同士で案分つて言ったから多分同じ敷地になると思うんですよ。言われているの分かりますよね。なので、もしかしたら一括調査で委託したほうが全然安いんですけど、多分、事業費違くなるからとか何か多分言うのか分かりませんが、その辺。

それでこれ大体の量、多分分かっているのかと思うのですけれども、その辺を2回目の質問にしたいんですけれども。

先ほどの鈴木議員とだぶって申し訳ないのですが、もう少し全体的な把握をお金の都合上17億円も改修費にかかっているとは理解していなかったのですが、そういうのももちろん分かった上でよその話は聞いていると思うのですけれども、分かった上でこういう事業の計画を立てられたのかどうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 住民意向調査については、平成26年8月に実施した意向調査によりまして、復興公営住宅の部分については77戸ということで準備しているところでございます。

さらには、今年度また新しく住民意向調査を実施する予定となつ

ております。これについては復興庁と県と町とという形でそのアンケート調査項目の中身について現在精査しているところでございます。

あと、入札の方法につきましては、これについては今後検討させていただきたいと考えております。

あと、全体的な住宅設計の関係かと思えます。先ほどの14億、15億円というのは雇用促進住宅の改修した場合の宮古市の例でございますが、そういう額についても今後実施設計、基本設計していきますので確定していきますが、その辺の町内の住宅関係の情報の周知の関係かと思えますので、町民にできるだけ分かり易く公表できるようにしたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） 土砂採取の土量でございますが、予定では14万m³ほど予定してございます。

○議長（吉田数博君） 10番、山本幸一郎君。

○10番（山本幸一郎君） また同じ質問になってあれなのですが、さっきの私の質問があれだったのですが、宮古市の例だということで鈴木議員言っていたのですが、実際改修に何億円かかるか実際分からない。10億円なり20億円かかるか分からないのですけれども、万が一、改修に20億円かかりますよと。例え今回これで分かったとしたときに、1軒当たりの戸数割り振りの値段が出ると思うのですけれども、出ないと分からないのでは説明には、質問にも出れないのですが、万が一、1軒当たり総額で何十億円だったら予定から外れるとか、そういう認識は多分あると思うのですけれども、もしかしたら、新築で建てたら幾ら、改修したら幾ら、同額でなくてもその辺の対比みたいなのは、今時点でこれ以上にかかるときにはやらないというような事をちゃんと計画に入れているのかどうか、思います。これ最後なので、最終的にお願いします。

また、今の土の土量14万m³、かなりの土量だと思うのですけれども、行き先をさっき聞いたと思うのですけれども、明記が全然答弁漏れていてなかったのですけれども。なぜかというのはあれだけの土なので、多分今防潮堤等々で多分言えば必要になるのかと思うのですけれども。なぜかというと、必要ならば防潮堤は県とか国のあれなので、搬出は国で出してもらえれば町はその分若干でもお金かけないで土が出るのかと予想されるので聞いてみました。

最終的に、くどいようなのですが、良い物を長く造るのであるならば造っていただきたいし、町民の人も活用して戸建てよりは私個人的に震災後、そこの中里の雇用促進5階にいました。はっきり言

ってその当時は沢山助かっていましたけれども、やはり音がする。色んなご事情で出ていく人が多くやはり沢山いました。なので、浪江町の私の感覚からいうと、戸建てがほとんどの方だと思います。なので、次アンケート今年とるとさっき言っていましたけれども、次のアンケート早く復興庁ではなく町単独でとって入る人もしかなら、10軒しかいない20軒しかいない等ということにならないようにアンケート初めにとってからこういう事業はするべきだと思うのですけれど、変更する気があるかどうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 1点目の雇用促進住宅の事業費で、新設等と比較したのかどうかという点でございますが、新たに新設するよりは5、6割程度になるというような事業費の概算でございますが押さえているところではございます。金額については、先ほどもご答弁しましたとおり、今から基本設計、実施設計でございますので目安としてその程度と考えております。

2点目のアンケートの調査につきましては、先ほどもご答弁したとおりでございますが、今、県、復興庁と精査をしているところでございますので、町の考えが中に入れ込むことができるように調整したいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは土砂の使い道というか、抜けまして申し訳ございませんでした。

14万㎡につきましては、幾世橋の防集移転先団地並びに災害公営住宅の建設予定地に使う予定でございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

12番、小黒敬三君。

○12番（小黒敬三君） 8ページの企画費と10ページの都市計画総務費、この費用の中に中心市街地を再生するための住民のワークショップとか、あとは中心市街地の再開発調査、土地利用計画の策定、土地計画の策定などの経費というのはここに入っておりますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 中心市街地関係の調査費とかについては、ここには入っておりません。

○議長（吉田数博君） 12番、小黒敬三君。

○12番（小黒敬三君） 何故入っているか、入っていないか確認したのは、復興計画の第一次施策編がありますよね。これの130ページと134ページのところなのですが、このところに前、一般質問の資料11と同じなんですけれども、ここに住民ワークショップとか

そういったのをやりますと計画に書いてありまして、134ページの実施スケジュールには平成27年6月まで、今月ですね。策定すると書いてあるんです。ですから色々諸々の部分ずれ込んでいるとは思いますが、そういったものの予算が入っていないと、土地利用計画の策定とか都市計画の策定これできないと思うのです。こっち側には計画として書いてある。しかし、実際にまだ策定されていない。6月まで策定すると書いてあるのですが。しからばせめて補正で新たに今年度中にそういった事業をやらないと帰還の判定も3月までやるという話ですよ。ですから帰還の判断するにも、町の計画がないと何をもって判断するのか。判断する基準、材料がなくなってしまうんです。ですからそういったものに計画だけ、前誰か計画だけでも作ったらどうかというような話がありましたけれども、計画を作らないことには帰町判断も何もできないと思うんです。あとは、一応そこまでです。その点でお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 中心市街地関係の検討業務、議員のご質問にもございましたように、一般質問でもご質問されましたけれども。

[何事か呼ぶ者あり]

○復興推進課長（山本邦一君） 大変申し訳ございません。中心市街地の検討作業に着手したいと考えております。その予算については当初予算で計上しておりますので、その中で取り組みたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 12番、小黒敬三君。

○12番（小黒敬三君） 是非、今年度中に地権者であるとか住民ワークショップを開くと、そういったことで計画作っていただきたい。ということは何を心配しているかということ、帰町判断のこともありますけれども、国で2年集中復興してやるという話ありますよね。最終的には自治体と町との協議で判断する。一方的にはやらないというふうには言っていますけれども、町の計画がしっかりしていないと、これが計画として認めてもらえば、これとこれができるませんよと。そういった条件ができるわけです。国との交渉、話し合いをするにしても、こちら側のきちとした計画がなければ、これは当初計画よりずれ込んでいますから帰町は難しいのではないかというふうになります。

先にこの計画を出しておく、そうしたときに、ある程度の国の予算、復興予算が切れたときに、その計画が予め認めさせておけば、順次交渉によってそういった予算的なものも色々と交渉できるので

はないかと。総意的な何十年後、長期的な政策論として。

○議長（吉田数博君） 補正予算の関係ですから。

○12番（小黒敬三君） 予算というのは、当然政策に係るものなので。だからそういうことをやっていただきたい。先を持って老婆心ながらそういうことでお願いします。

○議長（吉田数博君） 要望でよろしいですか。

他に質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 9ページ、款商工費、企業誘致促進で6365万円の補正計上があります。まずこの誘致企業等ニーズ意向調査、これもここから考えられることは、アンケートだと思うんだよね。どういうアンケートになるか分かりませんが、町長の行政報告や一般質問での担当課長の答弁では、既存企業の帰還のお願いをしたけれども中々難しいという答弁もありました。そこで、ここにある誘致企業ニーズ意向調査とはどういうものを考えているのか。一步先んじて私はこういう時期にアンケート調査で果たしてあっちこっちの希望が繋がるのでしょうか。もっと別な方法、言ってみれば説明会、県や国の機関とも協力をしながら説明会を開くと、そういうもっと有機的な繋がりが持てる、そういうことが必要ではないかということです。中身と今後の方向についてお尋ねします。

それから、その下の産業団地整備計画、併せての補正予算なんですけれども、これは町で考えている団地整備計画というのはどこの場所で、どれくらいの規模で考えているのかということについてお尋ねしておきます。この補正予算の財源では、その他の財源が約8割です。その他の財源になっています。その他の財源とは何なのかお示しいただきたい。

同じく9ページ、原ノ町については先ほど紺野議員から質問がありましたけれども、地域農業活力再生支援、これは帰還を希望する。そして新たな担い手をつくる。こういう事業のようですけれども、農業活力再生支援と避難者支援をだぶらせて避難先でこういう事業は検討できないのかと。避難先で自治会と協議してできないのかということについて検討されているかお答えいただきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

まず第1点目の商工費の目8企業促進費の誘致企業とニーズ調査の委託料の中身はということですが、これは町内における雇用の場の創出のため、新規企業誘致のための事業展開をしていくものでございます。三つほど事業内容がござります。企業誘致活動

促進のためのパンフレット作成をいたします。二つ目は、企業意向調査及び分析、それから三つ目が企業訪問による誘致PR及び対象企業の絞り込みをいたします。

国、県との繋がりという形でございますが、このニーズ調査委託をすれば、自ずと国県の関与等も出てきますので、このニーズ調査の中身、検討する段階においても検討していきたいと思っております。

それから、産業団地整備計画等策定委託料についてでございますが、これは町内における雇用エリアの整備をするため、産業団地の整備をするための委託でございます。まずは委託としては整備エリアのゾーニング、造成経費の概算費用の算出、造成工程の整理でございます。

どこに場所を想定するんだということでございますが、浪江町では既に工業専用区域として浪江町の南工業団地、これは俗に言う大平山でございます。それから北工業団地、これはエスエス製薬が配置している所でございますが、この二つの工業団地をメインに、これからここに工業企業適地として絞り込んでいくと。今言いました整備エリアとかゾーニングとか造成経費等をここで整理し、一つの計画を策定していくというところでございます。

財源構成につきましては、その他という形で4773万8000円を計上したところでございます。これについては福島再生加速化交付金、これは補助率4分の3でございますが、残り4分の1については震災復興特別交付税措置がございますので、ほぼ100%財源措置ができるというところでございます。

それから、最後の花のまちの実現化という形でございますが、これは先ほど14番議員にもお答えしましたが、浪江町として浪江に戻って花卉栽培がどのように実現されるかということを作っていく計画でございます。避難先ではどうかということでございますが、あくまでも浪江に帰還してから農業の再生として花卉栽培をどうするかという計画でございますので、避難先での計画ということは考えておりません。ただ、避難先での農業というか家庭菜園的な形は避難者支援でそれは検討されるべきものと考えておるものでございます。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 地域農業活力再生支援事業、もちろん帰還関連事業だということは説明の段階で分かっていたわけですが、仮設から出てそれぞれ持ち家の生活を送っていると。そこで自治会の活動が今一言でいうと絆事業的なものが多いわけですけど、もっと生産

に結びつくようなそういう避難者支援ができないかということで、これとの関係でお尋ねしたわけですがけれども、この事業は直接帰還に関連する事業だということですので、私の意見だけに留めておきたい。

それから、企業誘致に関係してはですけれども、色々お答えはありましたけれども、従来パターンではないかと私は考えました。従って、福島原発被災あるいは津波被災という特別な事情も理解していただいた上で、私は是非行ってみたいと思っているわけですがけれども、広野町とか川内村とか行政が働きかけて、それなりの企業誘致が実現しております。そういう取り組みが必要ではないかと。アンケートとったり、パンフレット作ってアピールするというのも良いとは思いますが、福島というか、浪江の事情を踏まえた上で企業と直接話し合うと。そこには訪問ということではなくて、県や国のかかわりの中で企業と直接面談をするそういう取り組みができないかということです。企業誘致促進のあり方について従来パターンから出すべきではないかと思っておりますけれども、町長どんなふうにお考えになっているか、お答えいただきたいと思っております。

それから、産業団地整備計画については、意向調査とかぶる分もあるかもしれませんが、場所については課長答弁で分かりましたので、先ほども申し上げた一点について再質問をいたします。お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 企業誘致の件でありますけれども、議員お質しのおとおり、国県との関わりを持って企業誘致をしていくという方向は変わりはありません。私ども機会ある毎に国の機関、あるいは県の機関にどうしても働く場所が必要だということで企業誘致を最重要課題として掲げております。そういう中で、現在までいろんなつてをたどりながら企業誘致、進出をお願いしたいということをおっしゃっておりますけれども、ただ残念なのは、先ほど議員がお話出ましたように、広野あるいは川内のように避難指示を解除した地域がやはり優先的にあるんです。あるというのは進出する企業が線量を気にしているわけです。それから、インフラの復旧とかその辺の復旧状況がどうなのかということも見ているわけです。それから、もう一つ企業として重要なのは働き手がいるのかということも大分懸念しているようです。私も既存の浪江日立化成、それから日本ブレーキの所を訪問しまして、やはり出てくるのは今話した放射線の問題、それから働き手の問題ということが掲げられるようです。それは別として、企業誘致に当たってはそういう覚悟で臨んでいきたい。

現在、経済産業省が既存の事業所並びに個人の事業をやっていた方々の再開の件について、いわゆる事業再開の件について双葉郡8000社ほどを訪問して事業再開に繋がっていくのかどうかという、これから何と言いますか、県と協同して、国と協同してプロジェクトを組みながら訪問活動して意向を確かめてみたいというような話もあります。そういう状況と情報をお互いに共有しながら企業誘致を図っていきたくて考えております。そういうことで中々難しい困難な点はありますけれども、そういうものをハードルを越えながら是非働く場所を確保していきたくて。このように考えておりますのでよろしくご理解いただきたくてと思います。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 企業誘致促進6365万円の補正計上でありますけれども、今の町長の答えを聞いていると、実際のところ難しいというそういう冷静に状況判断すればそういう見方が有力だと思いますけれども、せっかくこれだけの予算を投じて浪江町の復旧・復興再生を図るというわけですから、新たな決意と新たな取り組みが求められると思うんです。それが先ほどから出ているやりたい事ではなくて町民に必要なことは何かという立場で事業展開をするということが求められる。その一つの中身だと思うのです。私は、敢えて国や県との連携を密にして、企業誘致を強力に働きかけるべきだと。そういう立場でこの事業費を生かす必要があるという意見の今一つのスタンスは、私は東電が浪江町に対してこういう協力をしたいというふうに向こうからあれこれ提案をするというのなら分かるけれども、私は行政の立場や議会の立場で原発避難の加害企業である東電に対して是非何とかしてくれというようなお願いの立場を取るべきではないと。そう言うただけでは問題解決しないわけだから。じゃ、どうするのかと。やはりそもそもは原発事故によるこういう問題が起きているわけだから、安倍総理は「福島復興なくして日本の復興なし」と言ったわけだから、敢えてやはり福島の企業再生どうするんだということについて、県や国に浪江町の企業再開にもっと積極的に取り組んでもらうということが大事ではないかと。小黒議員の言葉を借りれば、やはりそこも含めてもう少し浪江町の復興計画を具体化する必要があるというふうに私は思います。線量とか労働力があるのかないのかというふうに言われれば、現時点では帰りたいという人が17.6%しかないわけだから。それは難しいでしょう。その環境整備をどうするかということで取り組んでいるわけなので、言ってみれば国や県に対して具体的にこういう計画に答えてもらいたいということ提起していく必要があると。それが現時

点での企業誘致促進のためのアプローチの仕方としては重要ではないかというふうに思うのですけれども、非常に困難な問題ですけれども、改めて町長として今後どのように推進していくのかお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 先ほども答弁いたしましたけれども、これまで以上に国と県との連携を強化して企業誘致の促進に努めてまいりたいと思います。

なお、イノベーション・コースト構想の件について、私ども双葉郡の北部の拠点という位置付けをしながら提示をしております。例えば、いわゆる蓄電池産業の企業誘致、さらには資材リサイクルセンター等を含めた企業の誘致、それから今一つ企業が進出したいというような企業も一つ出てきました。そういう関係のものを情報をとにかく共有しながら、一つでも多く企業誘致をしていきたい。

このイノベーション・コースト構想、これ非常に重要な位置付けになってきますので、この構想が町と一体となって融合できるような特に企業誘致に含めての問題についてはそこを絞り込みながらやっていきたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第74号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第75号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第76号にも関係する問題ですけれども、これまで6月議会は国保と介護の保険料算定。

○議長（吉田数博君） 16番、今、議案第75号。

○16番（馬場 績君） 議案第75号は介護保険事業特別会計です。そういうことで従来の議会ですと6月議会にそういう内容というか、そういう議案の中身で提案があったわけですけれども、今回はありません。従って、保険料算定はいつになるのかということが一つ。

それから、介護保険で言えば一般質問でも度々お質ししてきましたけれども、介護保険が悪いほうに改悪されて利用が制限されてきていると。その中の一つが要支援1、2の人達の通所介護、訪問介護、これはいわゆるサービス給付から外されて平成27年4月から実施されております。

ただ、市町村においてはそれに変わる新しい事業の受け皿がないということで、そこまで移行しているのはごく僅かではありますけれども、浪江町の介護保険の国庫補助に絡む運営や、あるいは介護保険加入者の利用サービスを悪化させないという点で、まずは介護保険制度が悪い方向に変わったことによる受け皿の実態がどうなっているのかということについて実態把握する必要があると思うのです。それについてどうされているのか。

以上、2点。全体として従来6月議会で提案されてきた保険料の算定についてどうなっているのかということと。それから第2点については、介護給付、要支援1、2の利用切り捨てに伴う実態把握、それに伴う対応についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 保険料の算定につきましては、当初予算の段階で皆様にお示しをいたしておるというふうに思っております。

要支援の1、2の総合事業での受け皿のお話ですが、こちらは国全体の介護保険の制度改革のお話でございます。こちらは一応浪江町といたしましては平成29年4月に移行するということで現在鋭意調整中でございます。現在、避難先でのサービスを避難先自治体や介護サービス事業者と連携調整をしながら受け皿の把握に努めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 給付算定については当初予算に算定されているということですがけれども、いわゆる5月30日出納閉鎖を踏まえて新年度の国保税の算定あるいは介護保険料の算定ということをやってきたんですよ。現実には全額免除になっていますから、負担の問題

については別の問題になるわけだけれども、しかし、浪江町の介護保険の会計がどのように運営されるのかということについては、6月議会で提案されて来たのに今回されないと。従って実態が分からないということですが、今の答えでは理解が出来ません。全体予算について提案しているということであればそれは分かりました。そうであるのかどうなのか。

それから、受け皿の実態については、浪江町の分については移行期間があるので平成29年4月から移行するということで従来のサービス受けられるということでありましてけれども、全国に避難をしております。しかも要支援1、2でいうと、浪江町民は平成23年度で約1500人、1460人ですけれども、要支援1、2を合わせて1460人だったものが、3200人に急増しているわけです。しかも平成25年度末です。だから私は制度改悪に伴う利用切り捨ての問題は極めて深刻だと思います。是非そういう状況にあるということ踏まえて担当課で対応をお願いしたいと。これは要望に留めておきます。実態はそうだとすることを頭に入れて性急な対応を求めておきたいと思っております。

最初の質問にお答えいただきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁調整のため暫時休議いたします。
(午前11時39分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前11時41分)

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 1号被保険者におけます保険料の算定は当初予算に計上しております、その時に説明いたしておと思っております。

議員おっしゃるのは医療の保険、いわゆる2号被保険者の分の保険料の改定のお話かと考えますが、その部分であれば震災前は6月議会に出しておりましたが、震災後は9月議会で上程していると理解しております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第75号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第76号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第76号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第76号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。
-

◎諮問第1号の質疑、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。
採決は一人ずつ行います。
まず、鈴木恵一さんを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、鈴木恵一さんについては適任とすることに決定しました。
次に、林心澄さんを適任とすることに賛成の諸君の起立を求め
ます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、林心澄さんについては適任とすることに決定しました。
次に、谷田謙一さんを適任とすることに賛成の諸君の起立を求め
ます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、谷田謙一さんについては適任とすることに決定しました。
以上で、諮問第1号についてはすべての方を適任とすることに決
定いたしました。

◎報告第1号の質疑

- 議長（吉田数博君） 日程第1、報告第1号 平成26年度浪江町一般
会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の質疑

- 議長（吉田数博君） 日程第1、報告第2号 平成26年度浪江町一般
会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告第2号を終わります。

◎報告第3号の質疑

- 議長（吉田数博君） 日程第1、報告第3号 平成26年度浪江町一般
会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告第3号を終わります。

◎報告第4号の質疑

- 議長（吉田数博君） 日程第1、報告第4号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告第4号を終わります。
-

◎報告第5号の質疑

- 議長（吉田数博君） 日程第1、報告第5号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告第5号を終わります。
-

◎報告第6号の質疑

- 議長（吉田数博君） 日程第1、報告第6号 平成26年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告第6号を終わります。
-

- 議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のために日程第2を午後の部とすることで、ここで午後1時30分まで昼食休憩といたします。
(午前11時48分)
-

- 議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 1時30分)
-

◎請願・陳情審査報告

- 議長（吉田数博君） 日程第2、請願・陳情審査報告を議題とします。
-

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第2、請願第1号 忠魂碑再建に関する請

願書を議題といたします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に議案の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

文教・厚生常任委員会委員長、紺野榮重君。

[文教・厚生常任委員会委員長 紺野榮重君登壇]

○文教・厚生常任委員会委員長（紺野榮重君） 継続審査中の請願審査の結果について報告します。

請願第1号 忠魂碑再建に関する請願書については、審査の過程において、忠魂碑は戦没者の慰霊を主眼とし、二度と悲惨な戦争が起きないことを願い建立されているものであり、震災後は町のふるさと遺産として保存していかなければならないことは、理解しています。

しかし、この事業の一つ、苧野地区倒壊忠魂碑は既に修復を完了している。また、請戸地区流失忠魂碑に関しては、再建、移転する具体的な事業計画は示されていないこと理由から、忠魂碑に対する公金の支出方法については、新たな良い方法を工夫していく必要があるのではないかと考えます。

よって、忠魂碑再建に関する請願書については、事務局長が朗読した審査結果報告のとおり、不採択とすべきと決定しました。

以上、ご報告いたします。

議員各位のご賛同よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、請願第1号 忠魂碑再建に関する請願書を採決いたします。

あらかじめ申し上げます。採決は、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めることにより行います。委員長報告のとおり不採択に賛成の方は起立しないよう、ご注意ください。

それでは、請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

[起立なし]

○議長（吉田数博君） 起立ありません。

よって、請願第1号については不採択とすることに決定いたしました。

◎陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、陳情第1号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書を議題といたします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に議案の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

文教・厚生常任委員会委員長、紺野榮重君。

[文教・厚生常任委員会委員長 紺野榮重君登壇]

○文教・厚生常任委員会委員長（紺野榮重君） 陳情審査の結果について報告します。

陳情第1号 被災児童生徒就学支援等事業交付金による就学支援事業の継続を求める陳情書については、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供達はまだまだ多く、引き続き支援するために、平成28年度以降も全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業交付金を継続すべきと考えます。この事業は、昨年も採択されており、採択すべきと決定しました。

よって、被災児童生徒就学支援等事業交付金による就学支援事業の継続を求める陳情書については、事務局長が朗読した審査結果報告のとおりであります。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第1号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」

による就学支援事業の継続を求める陳情書を採決いたします。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、陳情第1号については採択とすることに決定いたしました。

◎双葉地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

○議長（吉田数博君） 日程第3、双葉地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

小黒敬三君の双葉地方広域市町村圏組合議会議員の辞職に伴い、同議会の議員に欠員が生じたので、同組合同規約第5条第3項の規定により補欠の組合議員を選挙いたします。

お諮りします。選挙の方法については、投票又は指名推選、どちらの方法にするか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 指名推選という声があります。選挙は指名推選で行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選により行うことに決定しました。

どなたを指名するか、お諮りいたします。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（泉田重章君） 前の全員協議会の中で皆さんから推選された議長にお願いしたいと思います。吉田数博議長にお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 只今、私、吉田数博を指名する声があります。これを指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、私、吉田数博が、双葉地方広域市町村圏組合議会議員に当選をいたしました。

議場にありますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎浪江町農業委員会委員の推薦について

○議長（吉田数博君） 日程第4、浪江町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。議会推薦の農業委員会委員は、浪江町農業委員会の選任による委員の定数に関する条例に基づき、4人とし、推薦方法については、議長指名によるものとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員は4名とし、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議をいたします。

（午後 1時41分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時41分）

○議長（吉田数博君） 農業委員会委員に、浪江町大字棚塩字古屋敷43番地、上田順一さん。

次に、浪江町大字室原字朴迫55番地、志賀隆成さん。

次に、浪江町大字苧宿字宮下122番地、岡洋子さん。

次に、浪江町大字赤字木字塩浸14番地1、石井絹江さん。

以上、4人の方を指名します。

一人ずつお諮りいたします。

上田順一さんを農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、上田順一さんを農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。志賀隆成さんを農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、志賀隆成さんを農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。岡洋子さんを農業委員会委員に推薦すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、岡洋子さんを農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。石井絹江さんを農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、石井絹江さんを農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

以上、4名の方の推薦を決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第5、発議第1号「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の紺野榮重君から提案理由の説明を求めます。

紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 先ほどの陳情の採択をいただきました。採択を踏まえてその内容は事務局長朗読のとおりであります。

各議員の賛同よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第1号「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）を採決いたします。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第6、発議第2号 平和安全保障関連法の廃案を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） それでは、平和安全保障関連法の廃案を求める意見書（案）の提案理由を簡潔に述べたいと思います。

提案する第一の理由は、歴代の内閣が憲法上は容認できないとしてきた海外での武力行使、即ち集団的自衛権行使について安倍内閣は行使できると180度転換したところにあります。国際環境の変容を根拠にしようとしておりますが、これまでの見解との矛盾はこれも説明がつかないことは明らかであります。

6月4日の憲法審査会で憲法学者3名は憲法違反であるとの判断を明解に示しました。廃案を求める憲法学会の賛同者は現在220名を超えたと言われております。こうした意見に対し、自民党の高村正彦副総裁は素人の意見、安全保障政策に責任を持つのは政治家である旨の批判をしました。与党推薦の長谷部恭男氏らは、意に沿わない意見に対し「素人呼ばわりするのは政治の傲慢だ」と痛烈に反論したのは当然であります。時事通信の世論調査でも安保法制反対が8割を超えております。

問題の核心は平和安全保障法制の憲法的土台は崩れたということであり、廃案以外にあり得ないということでもあります。

第二の理由は、立憲主義と国民主権の立場で声を上げる時であります。そもそも憲法にいう国民主権とは、国民が権力を縛るルールを明らかにしたものであり、その逆ではありません。民主主義の根幹である国民主権とともに、憲法の原理と理念を明らかにした憲法全文の末尾には、我々はこれに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除するとあります。憲法98条には違憲立法には認められないとあり、それが立憲主義の原則たる所以であります。今、国のあり方にかかわる憲法9条の解釈改憲で集団的自衛権行使に道を開く11本もの平和安全法制が国会で審議されております。我々は憲法に照らし国策の誤りを是正する権利と責任があると思います。今こそ、立憲主義と国民主権の立場で地方から声を上げる時ではないでしょうか。

廃案を求める意見書に対し議員各位の賛同を心からお願いをしまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第2号 平和安全保障関連法の廃案を求める意見書（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（吉田数博君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員長から、お手元に配付のとおり、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査の申し出があります。

申し出のとおり閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（吉田数博君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6月9日の本定例会開会以来、

熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。審議の過程でいただきました、貴重なご意見・ご提言につきましては、今後の町政執行又は被災者支援に十分生かしてまいりたいと考えております。

特に、議案第74号の平成27年度浪江町一般会計補正予算（第1号）につきましては、災害公営住宅整備や雇用促進住宅改修に関する予算が計上されており、帰還に向けての住環境整備のため、欠くことのできない予算となっております。

また、町内における雇用の場の創出に関する調査委託料や、産業団地の整備に関連する予算など、帰還後の将来を見据えた予算も盛り込まれております。

この補正予算が成立したことにより、町の復旧・復興がさらに加速していくものと期待しております。

さらに、国・東電に対し平成28年度以降の復旧・復興事業に向けた財源確保、除染等の推進及び安全・安心な生活環境の確保、避難指示解除時期及び解除後の「相当期間」については、実際の状況を勘案して柔軟に判断されるよう、また賠償は中間指針に沿って賠償すること等を、今後強く要望してまいります。

次に、日本年金機構の個人情報流出問題についてであります。流出の原因は、職員に届いた不審メールに添付されていたファイルを開いたことにより、不正アクセスが実行されたとのことでありませ

す。大量の個人情報を扱う役場といたしましても、決して「対岸の火事」といえるものではなく、問題発覚後、直ちに臨時職員を含む全職員に対し、情報漏えいを防止するための意識の徹底について指示したところであります。

今後とも、町民の皆様の個人情報を取り扱っているという重要性を常に意識しながら、私を含め職員一同、業務に取り組んでまい

る所存であります。最後に、議員各位には梅雨を迎え、健康には特に留意されまして、今後の町政推進のため、一層のご活躍をお祈り申し上げ、閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年6月浪江町議会定例会を閉会といたします。

（午後 2時00分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 平 本 佳 司

署名議員 松 田 孝 司

署名議員 山 崎 博 文